

釧路市環境白書

令和2年度版



釧路市

表紙の写真は、阿寒湖フロストフラワー

はじめに

今日の私たちを取り巻く環境は、日々の生活が要因となる都市生活型公害、温暖化を要因とする気候変動による異常気象のほか、プラスチックごみによる海洋汚染といった地球規模での環境問題の発生など、多様化しており、生活環境や自然生態系への影響が懸念されています。

国際社会が一体となって取り組むべき重要な課題である気候変動問題への対策として、2020年以降の温室効果ガス排出削減のための枠組みである「パリ協定」が昨年1月から本格的な運用が始まり、同年10月、国は2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを表明しました。今後、国は温暖化対策を積極的に行い、経済社会に変革をもたらすことによって「経済と環境の好循環」を作り出していくとしており、その実現に向けては、より一層の取り組みを必要とし、技術革新だけではなく、私たち一人ひとりも環境に配慮した行動をとることが求められています。

本市が平成23年3月に策定した「釧路市環境基本計画」では、望ましい環境像を「自然と共生し、うるおいあふれる環境調和都市」と定め、温暖化対策をはじめ、ごみの発生抑制や自然環境の保全、良好な生活環境の確保、本市の特性を生かした都市環境の整備などの取り組みを推進してきました。

令和3年4月からは、「持続可能な開発目標（SDGs）」の採択、「パリ協定」の発効といった社会情勢の変化を踏まえて今後の環境対策をさらに進めるための「第2次釧路市環境基本計画」が始まります。引続き温暖化の影響を緩和し、自然と共生する持続可能な循環型社会の実現を目指すには、市の施策を展開していただくだけではなく、市・市民・事業者が協働して環境問題について理解を深め、課題の解決に地域から取り組むことが重要です。また、未来を担う子どもたちを育てる環境教育も重要な要素であることから、環境情報の周知や出前講座などによる啓発に努めてまいります。

本白書は、釧路市環境基本条例に基づく年次報告として、令和元年度における本市の環境の現況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにするためにとりまとめたものです。本白書が皆様に広く活用され、環境保全への理解をさらに深めていただくとともに、環境にやさしい行動を進めていく上での一助となることを願っております。

2021(令和3)年2月

釧路市長 蝦名大也

釧路市環境白書 令和2年度版 目次

| | | | |
|------------------------|----|-----------------------------------|----|
| 第1章 釧路市の概要 | | (4) バイオマスの利活用 | 23 |
| 1 概要 | 1 | (5) 新エネルギーの研究 | 23 |
| 2 人口 | 1 | (6) 自動車対策 | 23 |
| 3 気候 | 2 | (7) 地産地消の推進 | 24 |
| 4 産業 | 2 | (8) 環境家計簿の普及 | 24 |
| | | (9) グリーン購入の推進 | 24 |
| 第2章 釧路市の環境行政の概要 | | (10) 釧路市地球温暖化防止実行計画 | 25 |
| 1 環境行政組織 | 3 | (11) エネルギーの使用の合理化等に関する法律 の取り組み | 25 |
| 2 釧路市環境基本条例 | 3 | (12) 二酸化炭素の吸収源対策 | 26 |
| 3 釧路市環境基本計画 | 4 | (13) 酸性雨対策等 | 26 |
| 4 釧路市環境審議会 | 4 | (14) フロン対策 | 26 |
| 5 釧路市廃棄物減量等推進審議会 | 5 | (15) 海洋汚染対策 | 26 |
| 6 釧路市環境対策推進会議 | 5 | (16) COOL CHOICE(クールチョイス) | 27 |
| 第3章 環境の現況と施策の推進状況 | | | |
| 基本方針Ⅰ 自然との共生 | | 基本方針Ⅲ 循環型社会の形成 | |
| 環境の現況 | 6 | 環境の現況 | 28 |
| 施策の推進状況 | 9 | 施策の推進状況 | 29 |
| 1 自然環境の保全 | | 1 ごみの減量とリサイクルの推進 | |
| (1) 自然環境の把握 | 9 | (1) ごみの減量に関する取り組み | 29 |
| (2) 身近な自然環境の保全 | 10 | (2) ごみの適正な分別・排出に関する取り組み | 30 |
| (3) 釧路湿原の保全 | 10 | (3) リサイクルに関する取り組み | 30 |
| (4) 阿寒湖の保全 | 11 | 2 ごみの適正処理 | |
| (5) 河川の保全・管理 | 13 | (1) 釧路市一般廃棄物処理基本計画 | 31 |
| (6) 春採湖の保全 | 13 | (2) 釧路広域連合 | 31 |
| 2 自然環境と事業活動の調和 | | (3) ごみの不法投棄対策 | 31 |
| (1) 土地利用計画 | 14 | (4) ふれあい収集 | 31 |
| (2) 家畜ふん尿の適正処理 | 14 | 3 バイオマスの利活用と産業廃棄物の適正処理 | |
| (3) 海洋汚染の防止 | 14 | (1) バイオマスの利活用 | 31 |
| 3 生物多様性の確保 | | (2) 未・低利用水産物の有効利用 | 32 |
| (1) 希少な野生生物の保護増殖 | 14 | (3) 建設資材廃棄物等の有効利用 | 32 |
| (2) 野生生物の生育環境の整備 | 15 | (4) 産業廃棄物の適正処理 | 32 |
| (3) 傷病鳥獣の保護 | 16 | | |
| (4) 野生生物の適正な保護管理 | 16 | 基本方針Ⅳ 都市環境の確保 | |
| 4 自然とのふれあいの推進 | | 環境の現況 | 33 |
| (1) 自然と親しむ環境の整備 | 16 | 施策の推進状況 | 33 |
| (2) 自然学習会等の開催 | 17 | 1 ゆたかな緑の確保 | |
| 5 地域の自然保護を通じた国際協力 | | (1) 釧路市緑の基本計画 | 33 |
| (1) 国際協力事業の実施 | 17 | (2) 公園、緑地の整備 | 33 |
| (2) 釧路国際ウェットランドセンターの活動 | 17 | (3) 道路や公共施設の緑化 | 35 |
| | | (4) 公園里親制度 | 35 |
| | | (5) 市民参加による緑化活動 | 36 |
| 基本方針Ⅱ 地球温暖化の防止と地球環境の保全 | | (6) 事業者への緑化指導・緑化助成 | 36 |
| 環境の現況 | 20 | (7) 親水空間の整備 | 36 |
| 施策の推進状況 | 21 | 2 良好な景観の形成 | |
| 1 地球温暖化防止・地球環境保全への貢献 | | (1) 景観に配慮したまちづくり | 37 |
| (1) 釧路市地球温暖化対策地域推進計画 | 21 | (2) 市民意識の向上 | 38 |
| (2) 市有施設への太陽光発電システム導入 | 22 | | |
| (3) 省エネ・再エネ設備の設置促進 | 23 | | |

釧路市環境白書 令和2年度版 目次

| | | | |
|---------------------------|----|---|-----|
| 3 歴史的・文化的環境の保全 | | (2) 市民や事業者による環境配慮行動への支援 | 65 |
| (1) 文化財の保護 | 38 | (3) 環境影響評価の推進 | 65 |
| (2) 文化財の発掘調査 | 39 | (4) 本市の率先実行 | 66 |
| 4 都市美化の推進 | | 3 パートナーシップの形成 | |
| (1) ごみのポイ捨て防止対策 | 39 | (1) 環境政策の形成に関する市民参加 | 66 |
| (2) ごみの不法投棄対策 | 39 | (2) 市民参加による環境保全活動 | 67 |
| (3) 市民との協働による清掃活動の実施 | 39 | (3) 国、北海道、他の地方自治体との連携 | 67 |
| (4) 空き地、市道等の適正管理 | 40 | | |
| (5) 空家等対策 | 40 | 参考資料 | |
| (6) 放置自動車の対策 | 40 | 1 環境に関する条例 | |
| 基本方針V 生活環境の保全 | | (1) 釧路市環境基本条例 | 69 |
| 環境の現況 | 41 | (2) 釧路市公害防止条例 | 71 |
| 施策の推進状況 | 42 | (3) 釧路市公害防止条例施行規則 | 74 |
| 1 大気汚染・悪臭の防止 | | (4) 釧路市廃棄物の減量及び処理等に関する条例 | 75 |
| (1) 一般環境測定結果 | 42 | 2 公害に係る環境基準 | |
| (2) 工場・事業場対策の推進（大気汚染） | 44 | (1) 大気汚染に係る環境基準 | 79 |
| (3) 自動車対策 | 45 | (2) 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準 | 80 |
| (4) 特定悪臭物質環境調査結果 | 45 | (3) 水質汚濁に係る環境基準 | 80 |
| (5) 工場・事業場対策の推進（悪臭） | 45 | (4) 騒音に係る基準 | 83 |
| 2 水質汚濁の防止 | | (5) 振動に係る基準 | 84 |
| (1) 公共用水域の水質測定結果 | 46 | (6) 地下水の水質汚濁に係る環境基準 | 85 |
| (2) 工場・事業場対策の推進（水質汚濁） | 52 | (7) 土壌の汚染に係る環境基準 | 85 |
| (3) 生活排水の処理 | 53 | (8) ダイオキシシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準 | 86 |
| 3 騒音・振動の防止 | | 3 排出基準 | |
| (1) 一般地域（定点）における騒音・振動測定結果 | 54 | (1) 大気汚染防止法 | 87 |
| (2) 工場・事業場対策の推進（騒音・振動） | 57 | (2) 水質汚濁防止法 | 89 |
| (3) 市道の維持管理 | 58 | (3) 騒音規制法 | 91 |
| 4 有害化学物質汚染の防止 | | (4) 振動規制法 | 92 |
| (1) ダイオキシシン類 | 58 | (5) 悪臭防止法 | 92 |
| (2) 土壌汚染 | 59 | (6) ダイオキシシン類対策特別措置法 | 93 |
| (3) PRTR制度 | 59 | (7) 釧路市公害防止条例 | 94 |
| (4) 市有施設の有害化学物質汚染対策 | 60 | 4 大気・水質・騒音・悪臭に関する測定データ等 | |
| 5 公害苦情の状況 | 61 | (1) 大気汚染常時監視測定結果 | 95 |
| 基本方針VI 環境配慮行動の実践 | | (2) 公共用水域水質測定結果 | 96 |
| 環境の現況 | 62 | (3) 自動車騒音常時監視結果 | 102 |
| 施策の推進状況 | 62 | (4) 環境悪臭測定結果 | 105 |
| 1 環境教育・環境学習の推進 | | 5 公害防止協定に基づく立入調査結果 | |
| (1) 小中学校における環境教育・環境学習 | 62 | (1) 日本製紙株式会社釧路工場 | 106 |
| (2) こどもエコクラブ活動の推進 | 63 | (2) 王子マテリア株式会社釧路工場 | 107 |
| (3) 環境関連イベントへの出席 | 63 | (3) 釧路コールマイン株式会社 | 108 |
| (4) 環境学習への支援 | 63 | 6 用語解説 | 109 |
| (5) 環境学習会、自然観察会などの開催 | 63 | 7 環境行政のあゆみ（年表） | 113 |
| 2 環境配慮行動の促進 | | | |
| (1) 環境に関する情報の提供 | 64 | | |

第1章 釧路市の概要

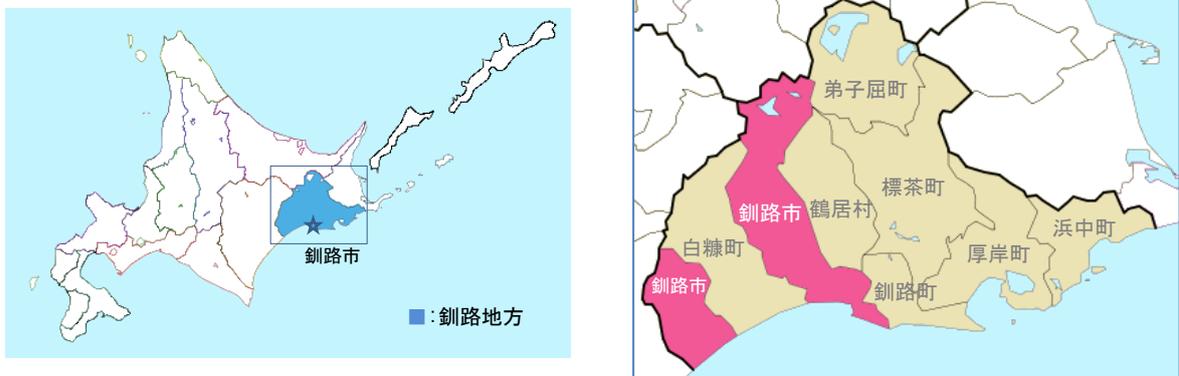
1 概要

本市は、平成17年10月11日に釧路市、阿寒町、音別町が合併して誕生しました。北海道の東部、東経144度22分24秒、北緯42度58分10秒に位置し、行政区域の面積は1,363.29km²となっています。

阿寒摩周、釧路湿原の2つの国立公園をはじめ、海洋、湿原、山、森林、湖沼、河川など多彩で雄大な自然に恵まれています。

また、これらの恵まれた自然環境や港湾機能に支えられながら、農業、林業、水産業、鉱工業、観光業、商業など様々な産業が発展し、東北海道の中核拠点都市となっています。

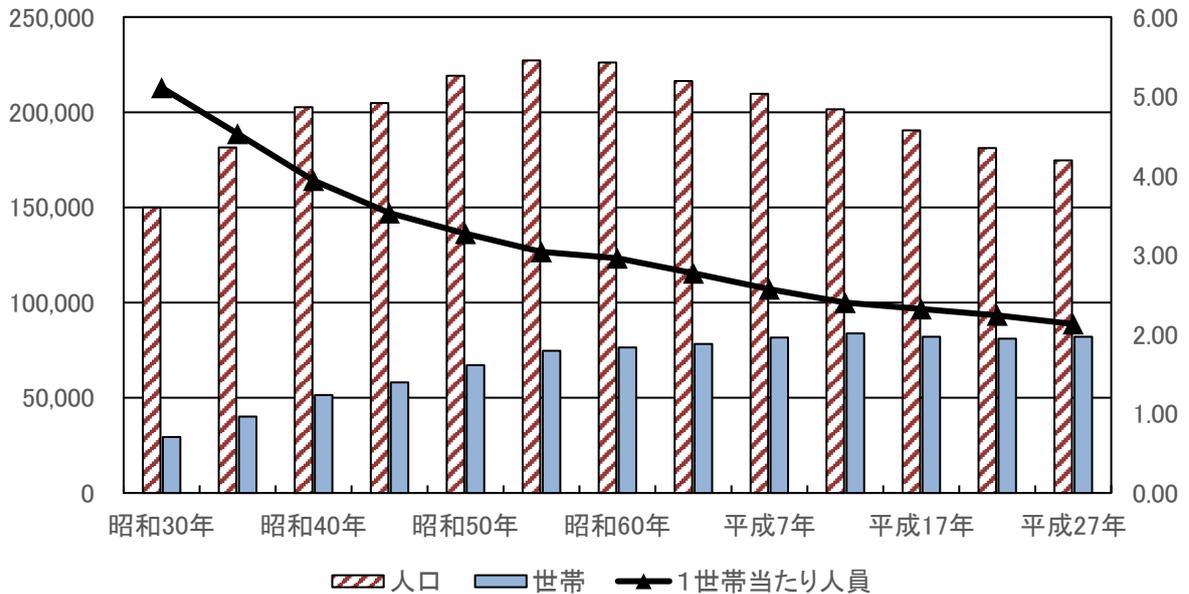
図1-1-1 本市の位置図



2 人口

令和2年3月末現在の住民基本台帳によると、本市の人口は166,573人、世帯数は93,947世帯となっています。なお、住民基本台帳法の改正に伴い、平成24年7月以降の世帯数及び人口は、外国人住民を含んだ数値となっております。

図1-2-1 国勢調査による本市の人口・世帯数の推移



3 気候

本市の気候は、一般に冷涼です。冬期間の寒さは厳しい反面、積雪は概して多くありません。5月から8月にかけては、海霧が発生しやすく、日照時間が少ないため、夏季の気温は20℃前後となります。11月以降は快晴が多く、乾燥した日が続きます。降雪は12月から4月上旬にかけて見られ、最深積雪は30cm程度で、道内他都市と比べて極めて少なくなっています。

また、内陸に位置する阿寒地域では、釧路地域と比べ、年間を通して寒暖の差が大きく、降雪量が多いことが特徴です。

表1-3-1 本市（釧路地域）の気温・降水量等

| 年月 | 気温(℃) | | | 降水量(mm) | 最深積雪(cm) | 日照時間(h) |
|-----------|-------|------|-------|---------|----------|---------|
| | 平均 | 最高 | 最低 | | | |
| 2015(H27) | 7.7 | 29.3 | -16.4 | 1,158.0 | 31 | 1,932.5 |
| 2016(H28) | 7.0 | 30.3 | -18.6 | 1,498.0 | 30 | 2,046.1 |
| 2017(H29) | 6.7 | 30.6 | -19.0 | 883.0 | 34 | 2,128.8 |
| 2018(H30) | 7.2 | 30.1 | -16.9 | 1,136.5 | 14 | 1,914.6 |
| 2019(R1) | 7.1 | 31.4 | -22.4 | 1,098.0 | 21 | 2,143.0 |
| 1月 | -5.0 | 3.8 | -16.0 | 17.5 | 12 | 208.0 |
| 2月 | -4.9 | 5.1 | -22.4 | 17.5 | 21 | 191.6 |
| 3月 | 0.0 | 9.1 | -8.7 | 26.5 | 9 | 205.8 |
| 4月 | 4.5 | 18.4 | -6.2 | 55.5 | 1 | 230.7 |
| 5月 | 10.6 | 24.0 | 1.2 | 95.0 | -- | 241.1 |
| 6月 | 12.9 | 22.5 | 6.0 | 92.0 | -- | 131.8 |
| 7月 | 17.0 | 31.4 | 9.9 | 80.5 | -- | 84.1 |
| 8月 | 18.5 | 29.7 | 13.4 | 370.5 | -- | 105.6 |
| 9月 | 17.3 | 29.6 | 4.5 | 70.5 | -- | 200.3 |
| 10月 | 12.1 | 21.4 | -0.1 | 183.0 | -- | 161.0 |
| 11月 | 3.8 | 15.6 | -10.9 | 53.5 | -- | 208.6 |
| 12月 | -1.9 | 10.6 | -14.4 | 36.0 | 6 | 174.4 |

※ 釧路地方気象台による。

表1-3-2 本市（阿寒地域）の気温・降水量等

| 場所 | 気温(℃) | | | 降水量(mm) | 最深積雪(cm) | 日照時間(h) |
|------|-------|------|-------|---------|----------|---------|
| | 平均 | 最高 | 最低 | | | |
| 中徹別 | 6.1 | 36.1 | -27.2 | 1,161.0 | 45 | 1,864.1 |
| 阿寒湖畔 | 4.6 | 35.5 | -30.7 | 931.5 | 70 | 1,806.8 |

※ 釧路地方気象台による。2019年の値。

4 産業

第一次産業では、水産業が国際漁業規制の強化や主力水産資源の減少という現実に直面し、かつて100万tあった水揚げ量が、ここ数年は11～14万tの間を推移しています。

林業については、素材生産量（販売用の伐採原木量）がここ数年3万m³前後で推移しています。

第二次産業では、石炭鉱業は太平洋炭礦(株)の閉山後に、釧路コールマイン(株)が事業を引き継いでいますが、生産量は年間32万t～61万tの間を推移しています。

製造業は、パルプ・紙・紙加工品製造業が中心であり、2019年工業統計調査では、製造品出荷額等2,396億円のうち32.4%を占めています。

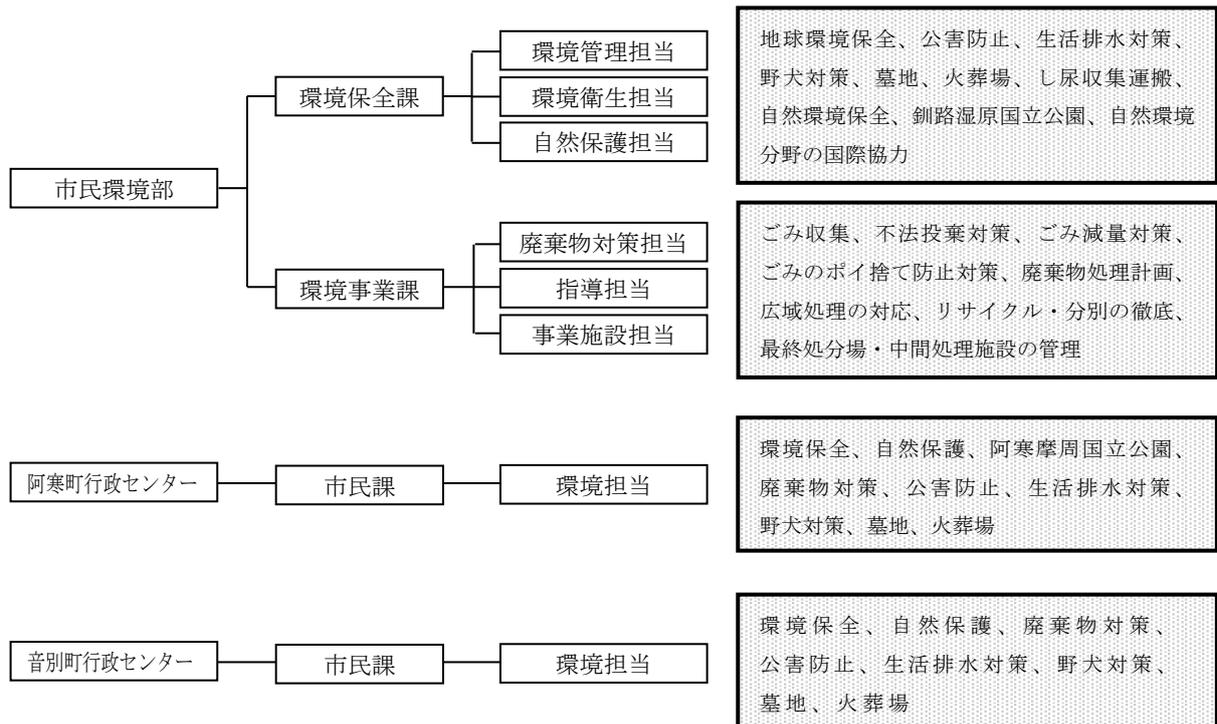
第三次産業では、小売業の年間販売額が平成28年経済センサス調査－活動調査で1,987億円となっています。観光についてみると、観光入込客数は近年増加傾向にあり、令和元年度は前年度の530万人を上回り、約531万人となっています。

第2章 釧路市の環境行政の概要

1 環境行政組織

本市の環境行政を主管する部局は市民環境部です。両行政センターでは市民課環境担当が環境行政を主管しています。組織図は、次のとおりとなっています。

図2-1-1 環境行政組織図



2 釧路市環境基本条例

「釧路市環境基本条例」は、環境の保全及び創造についての基本理念、市、事業者及び市民の責務、施策の基本となる事項を定めたものです。基本理念の実現に向けて、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

釧路市環境基本条例（抜粋）

（基本理念）

- 第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要とする健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民のすべての者がそれぞれの責任を認識し、公平な役割分担の下、自主的かつ相互に連携協力して推進されなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が実現されるように行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保するうえで重要であることから、すべての者が自らの課題であることを認識し、日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

3 釧路市環境基本計画（平成23年3月策定）

「釧路市環境基本計画」は、「釧路市環境基本条例第8条」に基づき策定するもので、本市の環境の保全や創造に関する計画のうち、最も基本となるものです。環境に関連した施策は、この計画に沿って進められます。

現計画は、計画期間を2011年から2020年までとし、「自然と共生し、うるおいあふれる環境調和都市」を望ましい環境都市像に掲げ、市・市民・事業者の取り組みを定めています。

また、本市の環境を評価するものとして、数値目標（二酸化炭素排出量やごみ総排出量など）を設定しています。これらの数値を把握することで、この計画の進捗状況を確認します。

図2-3-1 計画の構成

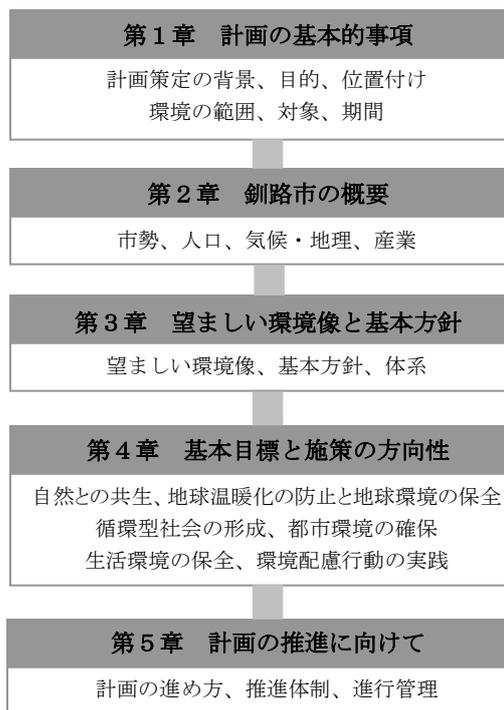


表2-3-1 数値目標の状況

| 項目 | 単位 | 基準値 2009(H21) | 2018(H30) | 2019(R1) | 目標値 (2020) |
|-------------------------------|--------------------|--------------------|-----------|----------------|---------------|
| 二酸化炭素排出量 | 千t-CO ₂ | 2,444 [※] | 1,880 | 統計数値未発表のため算定不可 | 2,165 |
| ごみ総排出量 | t | 73,129 | 69,561 | 68,857 | 63,500 |
| リサイクル率 | % | 22.30 | 19.90 | 19.87 | 25.00 |
| 埋立処分量 | t | 11,104 | 10,430 | 9,319 | 9,800 |
| 市街地に占める緑地面積（割合） | ha(%) | 605(10.8) | 619(11.1) | 619(11.1) | 622(11.1) |
| 都市公園の面積 | ha | 407 | 445 | 445 | 448 |
| 植栽路線延長 | km | 261.1 | 264.9 | 264.9 | 272.7 |
| 大気汚染に係る環境基準の達成率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 海域と湖沼を除く公共用水域の水質汚濁に係る環境基準の達成率 | % | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 騒音に係る環境基準の達成率 | % | 93 | 97 | 100 | 100 |

※ 二酸化炭素排出量のみ1990年（平成2年）度を基準値としている。

4 釧路市環境審議会

「釧路市環境基本条例」に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、釧路市環境審議会を設置しています。

表2-4-1 釧路市環境審議会名簿

(令和2年3月末現在)

| 氏名 | 役職等 |
|--------|------------------------|
| 神田 房行 | 北方環境研究所所長 |
| 伊原 禎雄 | 北海道教育大学釧路校教授 |
| 浦家 淳博 | 釧路工業高等専門学校教授 |
| 加藤 雅也 | 釧路工業高等専門学校教授 |
| 小林 聡史 | 釧路公立大学教授 |
| 伊藤 明日佳 | 笠井・伊藤法律事務所弁護士 |
| 藤原 厚 | 環境カウンセラー |
| 田邊 仁 | 環境省釧路自然環境事務所所長 |
| 阿部 和之 | 北海道釧路総合振興局くらし・子育て担当部長 |
| 角田 憲治 | 春採湖の会会長 |
| 大西 英一 | 釧路自然保護協会副会長 |
| 板 明子 | 釧路市連合町内会副会長 |
| 新井田 利光 | 一般財団法人前田一步園財団理事長 |
| 三東 恵理子 | 釧路家庭生活カウンセラークラブ副会長 |
| 西村 智久 | 釧路商工会議所都市イメージアップ委員会委員長 |
| 穂積 貴美子 | 釧路市女性団体連絡協議会副会長 |
| 渡邊 景子 | 市民公募 |
| 片桐 敬子 | 市民公募 |

5 釧路市廃棄物減量等推進審議会

「釧路市廃棄物の減量及び処理等に関する条例」に基づき、廃棄物の減量及び適正処理に関する事項を審議するため、釧路市廃棄物減量等推進審議会を設置しています。

表2-5-1 釧路市廃棄物減量等推進審議会名簿

(令和2年3月末現在)

| 氏名 | 役職等 |
|--------|----------------------|
| 畠山 京子 | 釧路消費者協会会長 |
| 小原 一 | 釧路市連合町内会副会長 |
| 濱口 憲太 | 釧路市PTA連合会副会長 |
| 畠山 典子 | 釧路市女性団体連絡協議会会員 |
| 上島 多起子 | 国際ソロプチミスト釧路会長 |
| 本吉 俊久 | 阿寒地区連合町内会副会長 |
| 松岡 利幸 | 阿寒湖温泉旅館組合副組合長 |
| 小嶋 厚博 | 音別町商工会参事 |
| 鈴木 幸雄 | 音別町地区連合町内会会長 |
| 齋藤 大 | 釧路商工会議所振興課長 |
| 太田 正彦 | 釧路小売酒販組合副理事長 |
| 内田 正和 | 北海道電機商業組合釧路支部支部長 |
| 伊藤 雅章 | 釧路市資源リサイクル事業協同組合代表理事 |
| 宮下 徹 | 釧路公立大学教授 |
| 鎌田 浩子 | 北海道教育委大学釧路校教授 |

6 釧路市環境対策推進会議

本市の各部局が連携して総合的かつ計画的に環境施策を推進するため、釧路市環境対策推進会議を設置しています。

第3章 環境の現況と施策の推進状況

基本方針Ⅰ 自然との共生

【環境の現況】

1 地形

本市の地形は、太平洋に面する海岸線、その背後の低地、いくつかの丘陵地と台地、北部の火山地、そして、低地を縫うように流れる河川などで構成されています。

北部の火山地は、当地域最高峰で活火山の雌阿寒岳(1,499m)をはじめとする火山とカルデラ湖の阿寒湖、パンケトー、ペンケトーなどの湖沼が広がっています。阿寒カルデラは、千島火山帯の西南端に位置しており、その形成時代は、約12万年前とされています。

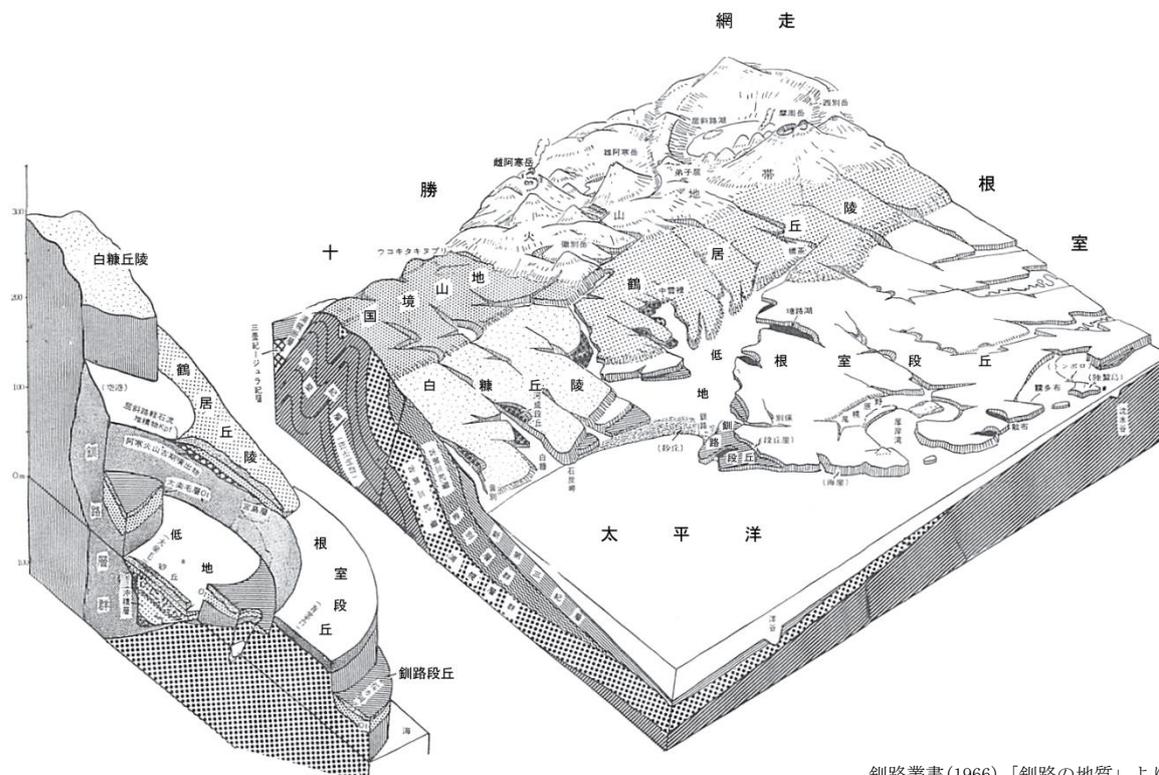
東部には根室段丘と呼ばれる海岸段丘が根室まで広がっています。釧路湿原の北西部に鶴居丘陵・西部に白糠丘陵と呼ばれる二つの丘陵地が加わり、十勝との境界になる国境山地まで発達しています。さらに、これらより一段低い釧路段丘と呼ばれる海岸段丘が低地に接しています。

低地は、海岸線の砂丘地とそれに連続する河口域の沖積地、そして釧路湿原をかたちづくっている泥炭地で構成されています。また、阿寒川・仁々志別川・音別川・尺別川沿いの低地には、農耕地に適した平野が広がっています。

寒流の千島海流に洗われる海岸は、釧路川河口を境として東部には切り立った海岸段丘が連なり、西部には数列の砂丘を伴った平坦な砂浜海岸が伸びています。

また、阿寒の火山地帯に水源をもつ釧路川と阿寒川が、釧路市域を流下し、なかでも釧路川は、多くの支川を集めて釧路湿原域を蛇行しながら南流し、太平洋に注いでいます。

図3-1-1 地形地質概念図



釧路叢書(1966)「釧路の地質」より

2 地質

釧路地方の地質は、堆積岩で構成される地域と火山地帯の火成岩を主とする地域とに分けられます。基盤となる地層は、アンモナイトやイノセラムスなどの化石を含む根室層群（中生代白亜紀末期）です。

その上には、釧路炭田を構成する数十枚の石炭層を含む浦幌層群や音別層群が、さらに新第三紀の地層が堆積しています。そして、北部の火山地域では、それらを基盤として火山岩や火山噴出物が地表をおおっています。

海岸段丘や丘陵地には、第四紀の洪積世に堆積した釧路層群や大楽毛層などが、広範囲に分布しています。市街地や河川流域の低地には、火山灰を含む砂礫（されき）や粘土からなる沖積層が分布し、さらに釧路湿原には泥炭層が分布しています。

図3-1-2 地質層序表（地質年代は平成20年度版 理科年表による）

| | | 地質時代 | | 地層名 | |
|----------|-----|------|--------------|-------------------|-----|
| 1万年前 | | 第四紀 | 完新世 (沖積世) | 沖積層 | |
| | | | 更新世 (洪積世) | 屈斜路軽石流堆積物 大楽毛層 | |
| 260万年前 | | 第四紀 | 更新世 (洪積世) | 釧路層群 塘路層 | |
| | | | | 達古武層 | |
| | | | | 東釧路層 | |
| 530万年前 | | 新第三紀 | 鮮新世 | 阿寒層群 | |
| | | | 中新世 | 厚内層群 | |
| 2,300万年前 | 新生代 | 古第三紀 | | 布伏内層 | |
| | | | | 音別層群 | 縫別層 |
| | | | | | 茶路層 |
| | | | | | 大曲層 |
| | | | | 浦幌層群 | 尺別層 |
| | | | | | 舌辛層 |
| | | | | | 双連層 |
| | | | | | 雄別層 |
| | | | | 天寧層 | |
| | | | | 春採層 | |
| 別保層 | | | | | |
| 6,600万年前 | 中生代 | 白亜紀 | | 根室層群 | |

整合 ——— 不整合

3 植物

本市とその周辺は、冷温帯・亜寒帯に属する植物群で占められ、特異な気象条件、多様な地形などとあいまって、特色ある植物相が展開しています。本市の植生は、海岸線、低湿地、段丘・丘陵地そして山岳地などの植生帯に区分できます。

阿寒湖には、マリモを代表としてヒメフラスコモ、カタシャジクモ、シャジクモなどの多くの希少種の藻類が確認されています。

阿寒川流域では、本流源流部のトドマツ・エゾマツ林にはヤマモミジ、オヒョウ等を交え、樹冠が密なため林床では蘇苔類と地衣類が優占しており、中流部では、アカエゾマツ・トドマツ・エゾマツなどが優占しており、立木密度も高くなっています。

釧路湿原に代表される海岸から内陸にかけての低湿地には、ヨシ・スゲ類群落、ハンノキ湿地林、ミズゴケ類群落からなる湿地植物群落が占めます。

内陸の段丘・丘陵地には、ミズナラ、イタヤカエデ、シラカバを優占とする落葉広葉樹林帯が広がっており、海岸付近には、ミヤマハンノキやダケカンバなどが分布しています。

海岸線においては、砂浜・砂丘地植物群落、海食崖・海岸段丘には海岸草原が分布しています。特に西部では、海浜植生が保たれており、音別地域と白糠町にまたがる海跡湖であるパシクル沼周辺を含めて、湿原植生、沼沢地植生、塩湿地植生など多様な植生が展開しています。

また、本来、生育地の中心がサハリンやシベリア以北であるエゾウスユキソウやハナタネツケバナ、ウラホロイチゲ、クシロハナシノブなどが本市周辺にも生育しており、釧路地方の植生を特徴づけています。

このほか、本市には数多くの外来種が存在することがわかっています。代表的なものには、オオハンゴンソウがあり、市民団体による防除活動が行われています。

4 動物

太平洋に面する海岸地帯、阿寒山系から広がる森林・丘陵地帯、釧路川とその下流に広がる釧路湿原など、釧路市周辺の自然の構成は変化に富み、そこに特色ある野生動物が生息しています。

本市周辺を象徴する野生動物種は、国内希少野生動植物種にも指定されているタンチョウです。タンチョウは、大正13年、それまで絶滅したと思われていましたが、釧路湿原において十数羽が発見されました。それ以来、地域の人々によって手厚く保護され、現在は、東北海道を中心に約1,400羽が生息しています。市内のタンチョウ給餌場は、阿寒地区に5箇所、音別地区に2箇所、合計7箇所指定されています。

本市を特徴づける鳥類としては、シマフクロウやクマゲラ、オジロワシなどが生息し、オオワシ、ヒシクイなどが冬鳥として飛来します。ほ乳類としては、ヒグマ、エゾシカ、キタキツネ、エゾタヌキなどが生息しています。リスは、エゾリス、エゾシマリス、エゾモモンガの3種類がいます。

また、近年では、植物と同様に外来種問題が取り上げられています。春採湖においては、ウチダザリガニによる水草の被害などもあり、生態系への影響が懸念されています。

表3-1-1 釧路地域で確認されている動植物の種類

| 種類 | 釧路地域 | 北海道 | 全国 |
|--------------------|-------|--------|----------|
| 植物（裸子植物、被子植物、シダ植物） | 1,005 | 2,250 | 約 7,000 |
| 哺乳類 | 28 | 66 | 160 |
| 鳥類 | 237 | 501 | 約 700 |
| 両生類・は虫類 | 8 | 21 | 191 |
| 魚類（汽水・淡水魚類） | 37 | 87 | 約 400 |
| 昆虫類 | 959 | 11,241 | 約 32,000 |

※ 釧路地域の数値は「平成16年度釧路市自然環境現況解析事業報告書」（釧路市 2005年）による。

※ 北海道の数値は「北海道レッドリスト」による。

※ 全国の数値は「環境省レッドリスト2020」の評価対象種数による。

（この数字は評価の対象としてある程度ふるいにかけての数字である）

表3-1-2 「北海道の希少野生動植物 北海道レッドデータブック2001」に記載されている希少野生動植物の種類

| 種類 | 本市で見られる希少種 | | | |
|-----|------------|------|------|---|
| | 釧路地域 | 阿寒地域 | 音別地域 | |
| 植物 | 81 | 60 | 32 | 3 |
| 鳥類 | 31 | 24 | 15 | 2 |
| 両生類 | 2 | 1 | 2 | 0 |
| 魚類 | 9 | 7 | 4 | 1 |

※ 一つの種が複数の地域で見られる場合があるため、本市で見られる希少種の数と3地域の合計とは一致しない。

表3-1-3 「北海道の外来種リスト 北海道ブルーリスト2010」に記載されている外来種の種類

| 種類 | 本市で見られる外来種 | | | |
|-----|------------|------|------|----|
| | 釧路地域 | 阿寒地域 | 音別地域 | |
| 植物 | 162 | 144 | 75 | 63 |
| 哺乳類 | 4 | 4 | 4 | 1 |
| 鳥類 | 2 | 1 | 0 | 2 |
| 魚類 | 3 | 3 | 2 | 0 |
| その他 | 1 | 1 | 1 | 0 |

※ 一つの種が複数の地域で見られる場合があるため、本市で見られる外来種の数と3地域の合計とは一致しない。

表3-1-4 タンチョウ越冬分布調査結果 (単位：羽)

| 調査年月日 | 観察数 | | 調査年月日 | 観察数 | |
|----------|-------|--------|----------|-------|--------|
| | | うち釧路市内 | | | うち釧路市内 |
| H27.12.4 | 829 | 215 | H28.1.25 | 1,320 | 411 |
| H28.12.6 | 908 | 385 | H29.1.25 | 1,236 | 444 |
| H29.12.5 | 653 | 200 | H30.1.25 | 1,137 | 366 |
| H30.12.5 | 1,054 | 341 | H31.1.25 | 1,031 | 399 |
| R1.12.5 | 1,251 | 429 | R2.1.24 | 1,370 | 371 |

※ タンチョウ越冬分布調査結果（北海道）による。

【施策の推進状況】

1 自然環境の保全

(1) 自然環境の把握

① 自然環境の情報収集

本市では、市域の自然環境の把握を目的として、研究機関等の調査や研究の結果等について、資料の収集・整理を行っています。

② 春採湖調査会

春採湖とその周辺の自然環境保全や水質浄化のための基礎的な調査を行うため、自然科学のさまざまな分野の研究者が集まり、昭和60年に春採湖調査会が設立され、春採湖の基礎調査を継続して行っています。本市では、調査会が行った春採湖とその周辺の自然環境の調査結果や市が主催した自然観察会、環境保全事業などをとりまとめた「春採湖レポート」を年1回発行し、本市ホームページに掲載しています。

③ キタサンショウウオ卵囊調査

釧路市立博物館では、本市の天然記念物であるキタサンショウウオの卵囊調査を実施しています。令和元年度は、愛国地区46対、大楽毛地区52対の、合計で98対の卵囊を確認しています。

(2) 身近な自然環境の保全

① 環境緑地保護地区等

北海道自然環境等保全条例に基づき、市街地やその周辺地の環境緑地として維持することが必要な樹林地や水辺地、良好な自然景観地等の保護のために指定されるもので、本市では環境緑地保護地区1ヵ所が指定されています。環境緑地保護地区等での各種行為の届出受理等を行っています。

表3-1-5 環境緑地保護地区

| 名称 | 面積(ha) | 指定年月日 | 所在地 | 指定の目的 |
|-------|--------|---------------------------------|-----------------|--------------------------------|
| 釧路小学校 | 0.10 | 昭和49年3月30日 (区域変更：平成23年4月22日) | 浦見2丁目35及び36の各一部 | 市街地における環境緑地として維持することが必要な樹林地の保護 |

② 市有林の整備

本市では、森林の多面的機能の持続的な発揮を図るため、市有林の整備を行っています。

表3-1-6 市有林の徐・間伐面積及び全体面積の推移(単位：ha)

| 年度 | 2015(H27) | 2016(H28) | 2017(H29) | 2018(H30) | 2019(R1) |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|
| 除・間伐面積 | 224.09 | 214.42 | 246.75 | 141.62 | 144.64 |
| 市有林面積 | 5,174 | 5,212 | 5,226 | 5,223 | 5,221 |

(3) 釧路湿原の保全

我が国最大の湿原である釧路湿原は、壮大な景観を有し、貴重な野生生物が分布する傑出した自然の風景地であることから、その風致景観を保護するとともに、自然の特性を生かした利用の増進を図るため、昭和62年7月31日、自然公園法に基づき、国立公園に指定されました。

釧路湿原国立公園は、釧路川に沿って展開する釧路湿原を中核とする地域で、釧路市、釧路町、標茶町、鶴居村の4市町村にまたがり、「他の地域では既に失ってしまっている我が国の平野部の原自然が保存されており、湿原全体を支配するヨシと散在するハンノキ林、蛇行する河川等が構成する自然性の高い広大な水平的景観は、我が国では他に類例のない特異性」を示しています。釧路湿原はその景観だけでなく、ヨシ・スゲ類などの特徴的な植物が見られ、特別天然記念物タンチョウをはじめ、キタサンショウウオ、エゾカオジロトンボなど貴重な動物が生息しています。

また、釧路湿原は、文化財保護法により天然記念物に指定されているほか、タンチョウ等希少鳥獣の生息地として国指定鳥獣保護区に指定され、さらにその主要部は国際的な重要性が評価されラムサール条約湿地に登録されています。

① 釧路湿原国立公園連絡協議会

釧路湿原を取り囲む釧路市、釧路町、標茶町、鶴居村の4市町村と環境省釧路自然環境事務所、北海道釧路総合振興局は「釧路湿原国立公園連絡協議会」を組織し、関係行政機関が連携をとりながら釧路湿原国立公園の保全と適正な利用に取り組んでいます。

協議会の事務局を本市環境保全課に設置し、鶴居村にある温根内ビジターセンターと標茶町にある塘路湖エコミュージアムセンターを拠点として、自然ふれあい活動を展開しています。また、湿原の保全など自然環境に関心のある協議会構成4市町村の子どもを対象とした「こどもレンジャー」登録制度を設け、自然観察や清掃活動など子どもの視点から湿原保全活動を実施しています。さらに、釧路湿原国立公園のガイドブックやホームページなどにより、釧路湿原国立公園に関する情報等を提供しています。

② 釧路湿原自然再生事業

「釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会」（国土交通省：平成11年設置）、「釧路湿原自然再生事業に関する実務会合」（環境省：平成14年設置）などにより、釧路湿原の自然再生についての施策の提言、関係者間での意見交換などが行われてきましたが、平成15年1月1日に自然再生推進法が施行され、4月には自然再生基本方針が決定されたことにより、釧路湿原の自然再生も、この法律に基づいて実施することとなり、同年11月には「釧路湿原自然再生協議会」が設立されました。

この協議会において、平成17年3月に「釧路湿原自然再生全体構想」がまとめられ、関係機関や地域住民の連携のもと、湿原再生や旧川復元といった分野別の7つの小委員会と2つのワーキンググループが構想の具体化に向けて自然再生事業を行っています。「釧路湿原自然再生全体構想」では、10年ごとに施策及び評価方法を点検し、見直すこととされており、平成26年3月に改訂版「釧路湿原自然再生全体構想～未来の子どもたちのために～」が策定されました。

③ 釧路湿原を美しくする会

釧路湿原国立公園の美化清掃を目的として組織された「釧路湿原を美しくする会」では4支部（釧路市、釧路町、標茶町、鶴居村）により清掃活動を行っています。事務局と釧路市支部は本市環境保全課に設置しています。

釧路市支部の活動として、令和元年度は釧路市湿原展望台とその周辺の清掃を行いました。

表3-1-7 釧路湿原の法令等指定状況 (令和元年3月31日現在)

| 区分 | | 指定面積(ha) | 釧路市域(ha) | 根拠法令 |
|---------------------------|---------|-------------------|------------------|----------------------------|
| 釧路湿原 国立公園 | 特別保護地区 | 6,490 | - | 自然公園法 |
| | 第1種特別地域 | 2,321 | - | |
| | 第2種特別地域 | 7,663 | 1,926 | |
| | 第3種特別地域 | 3,303 | 109 | |
| | 普通地域 | 9,011 | 560 | |
| | 合計 | 28,788 | 2,595 | |
| 国指定釧路湿原鳥獣保護区 (うち特別保護区) | | 17,241 (9,829) | 1,975 (1,687) | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 |
| ラムサール条約登録湿地 | | 7,863 | - | 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約 |
| 国指定天然記念物「釧路湿原」 | | 5,012 | - | 文化財保護法 |
| 鳥通学術自然保護地区 | | 7.05 | - | 北海道自然環境等保全条例 |

(4) 阿寒湖の保全

阿寒湖全域を含む阿寒国立公園は、国立公園法（現在は自然公園法）に基づき、昭和9年12月4日に大雪山国立公園などとともに指定された、北海道で最も歴史のある国立公園です。平成29年8月8日に「阿寒摩周国立公園」に名称が変更されました。

阿寒摩周国立公園は北海道東部に位置し、雄阿寒岳や雌阿寒岳等の火山性山岳景観が織りなす優れた原始的景観を有する「火山と森と湖」の公園です。公園は西側の阿寒湖を中心とした地域と東側の屈斜路湖・摩周湖を含む地域に大きく二分され、構成する市町村は、釧路市、弟子屈町、美幌町、津別町、足寄町、標茶町、白糠町、大空町、中標津町、清里町、小清水町の11市町にまたがっています。

阿寒湖に生育するマリモは、その美しい姿や希少性から昭和27年に文化財保護法により国の特別天然記念物に指定され、平成17年11月には、国際的に重要な湿地として阿寒湖がラムサール条約登録湿地に登録されました。

こうした希少なマリモが生育する阿寒湖の自然環境を適切に保全するため、世界自然遺産登

録を目指し、市や弟子屈町、足寄町、国及び北海道等の機関、地元関係団体などによる「阿寒湖世界自然遺産登録地域連絡会議」を設置するとともに、情報の共有と発信、地域一丸となった登録推進活動の展開、そしてこれらを通じた自然環境の保全を行う体制を整備しています。

なお、平成28年1月に釧路市は「観光立国ショーケース」に選定され、さらには7月に阿寒摩周国立公園（選定時は阿寒国立公園）が、「国立公園満喫プロジェクト」に選定されました。いずれも多く訪日外国人旅行者を惹きつけ誘致することを目的としたものであり、上質で快適な環境づくりなどの多様な整備を集中的に実施しております。

① 阿寒湖畔エコミュージアムセンター運営推進協議会

阿寒湖畔エコミュージアムセンターは阿寒摩周国立公園西地区・阿寒湖周辺の自然散策の利用拠点として、環境省によって整備された施設です。運営は釧路市、足寄町、関係行政機関、教育機関、自然保護団体等で構成する「阿寒湖畔エコミュージアムセンター運営推進協議会」によって行われています。同協議会は阿寒湖畔エコミュージアムセンターの運営管理と阿寒摩周国立公園内の自然環境維持及び適正な利用の推進等を目的として、各関係機関の連絡調整を図り、自然ふれあい活動、美化清掃の推進等の実施による自然保護思想及び美化思想の普及に努めています。

② 国立公園満喫プロジェクト

平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」により「国立公園」を世界水準の「ナショナルパーク」としてブランド化を進め、訪日外国人を惹きつける取組を計画的、集中的に実施することとなりました。

環境省ではこの取組みを「国立公園満喫プロジェクト」と名付け、3回の有識者会議を経て、平成28年7月に阿寒国立公園（当時）を含め、先行して取組を進める8か所の国立公園を選定しました。

国立公園満喫プロジェクトの対象に選定されたことを受け、関係行政機関、団体等からなる阿寒国立公園満喫プロジェクト地域協議会が設置され、同年12月に「阿寒国立公園満喫プロジェクトステップアッププログラム2020」が策定されました。

これまでトイレのバリアフリー化、遊歩道の整備など様々な取組が行われ、令和2年（2020年）に同プログラムの最終年度を迎えますが、令和3年（2021年）以降もひがし北海道におけるアドベンチャートラベルの推進や阿寒摩周国立公園トレイルネットワークの形成など、継続して取り組んでいくことが地域協議会において決議され、国に要望していくこととしています。

表3-1-8 阿寒湖畔の法令等指定状況 (平成29年8月8日現在)

| 区分 | | 指定面積 (ha) | 釧路市域 (ha) | 根拠法令 |
|-------------------------|---------|-----------|-----------|----------------------------|
| 阿寒摩周 国立公園 | 特別保護地区 | 10,460 | 5,704 | 自然公園法 |
| | 第1種特別地域 | 20,718 | 3,221 | |
| | 第2種特別地域 | 24,299 | 10,469 | |
| | 第3種特別地域 | 17,386 | 3,703 | |
| | 普通地域 | 18,550 | 2,501 | |
| | 合計 | 91,413 | 25,598 | |
| ラムサール条約登録湿地 | | 1,318 | 1,318 | 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約 |
| 国指定特別天然記念物 「阿寒湖のマリモ」 | | - | - | 文化財保護法 |

(5) 河川の保全・管理

① 水道水源としての釧路川水質保全

水道水源である釧路川の水質保全を進めるため、釧路湿原再生協議会、釧路川流域清掃、釧路川リバーサイド植樹への参加、釧路川だよりの作成、釧路川現況調査の実施等、釧路川水質保全協議会を通じた普及啓発活動を行っています。

② 普通河川の維持管理

本市では、普通河川の浚渫（しゅんせつ）や清掃等を実施し、適切な維持管理を進めています。令和元年度は白樺川倒木除去や護岸復旧、ビシャモン川の河道復旧、カンバウシ川岩塊撤去、チャンベツ川河岸修繕を行いました。

(6) 春採湖の保全

① 春採湖環境保全計画

本市では、北海道などの関係機関と連携し、春採湖の水質浄化と環境整備を総合的・計画的に進めるため、春採湖環境保全対策協議会を組織し、1992年に春採湖環境保全計画を策定し、1997年に第2次、2007年に第3次と引き継がれ、水質環境等の改善対策が進められてきました。

現在は点検・見直しを経て、2026年度を目標とする第4次計画に基づいた取り組みを行っています。

表3-1-9 第4次春採湖環境保全計画における水質保全目標（目標：2026年度）

| 水質項目 | 環境基準 | 期間目標 | 備考 |
|---------------|-----------|-----------|------|
| 化学的酸素要求量（COD） | 5.0mg/L以下 | 7.0mg/L以下 | 75%値 |
| 全窒素（T-N） | 1.0mg/L以下 | - | 年平均値 |
| 全リン（T-P） | 0.1mg/L以下 | - | 年平均値 |

表3-1-10 第4次春採湖環境保全計画における塩分の管理目標

| 項目 | 管理目標 |
|-------------------------------|-------------|
| 湖内上層（淡水層）と下層（停滞塩水層）の境界となる塩分躍層 | 年間を通して水深約3m |

表3-1-11 第4次春採湖環境保全計画における生物による環境指標

| 項目 | 指標 |
|-----|---|
| ヒブナ | 春採湖ヒブナ生息調査において継続的にヒブナが捕獲されること |
| 野鳥 | 湖周辺において継続的に、水鳥（カイツブリ、マガモ、クイナ、バン、オオバン）のうち3種以上の繁殖行動（ヒナ個体の確認も含む）が確認されること |
| 水草 | 湖岸の沈水植物（マツモ、リュウノヒゲモ）について、継続的な生育が確認されること |

② 春採湖ウチダザリガニ捕獲事業

春採湖は、ヒブナ生息地として国の天然記念物に指定されており、また、自然豊かな市民の憩いの場として親しまれていますが、特定外来生物ウチダザリガニの生息も確認されており、ウチダザリガニが湖内水草を捕食することによるヒブナやその他の魚類、水鳥等の生息環境に対する影響が危惧されています。

本市では、平成18・19年度の2カ年にわたって湖内のウチダザリガニの生息状況調査を実施し、生態や生息箇所などのデータ収集と分析を行いました。その結果を基に平成20年度からは本格的なウチダザリガニ捕獲事業を実施し、市民を対象とした講演会も実施しています。

また、平成22年度には、春採湖におけるウチダザリガニの生息数を推定する調査を実施し、春採湖全体で約56,000個体が生息していると推定されたことから、平成23年度から捕獲率を上げるため、生息密度が高いと推定される箇所での集中的な捕獲を実施しています。

表3-1-12 春採湖ウチダザリガニ捕獲数 (単位：個体)

| 年度 | 2015 (H27) | 2016 (H28) | 2017 (H29) | 2018 (H30) | 2019 (R1) |
|----|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 雄 | 1,603 | 2,107 | 1,584 | 1,251 | 819 |
| 雌 | 1,297 | 2,164 | 1,529 | 1,314 | 628 |
| 合計 | 2,900 | 4,271 | 3,113 | 2,565 | 1,447 |

2 自然環境と事業活動の調和

(1) 土地利用計画

本市では、釧路市都市計画マスタープランにおいて、都市的土地利用については、水際線より6kmまでにとどめるという方針を明確に定め、釧路湿原などの自然環境を土地利用計画の面からも保全しています。

(2) 家畜ふん尿の適正処理

家畜ふん尿による河川の水質汚濁や悪臭などの環境の悪化を防止し、資源としての有効活用を図るため、釧路市有機質肥料活用センターにおいて、家畜ふん尿の回収・処理・有機質資源化が行われています。

(3) 海洋汚染の防止

船舶からの廃棄物や廃油等の海洋流失の防止を図るとともに、陸域における水質汚濁防止対策の推進や海洋汚染、投棄の防止に関する意識の向上を図ります。また、海域に投棄された廃網・ロープなどの処理を行っています。

3 生物多様性の確保

(1) 希少な野生生物の保護増殖

生態系の基本的構成要素である野生生物は、その多様性によって生態系のバランスを維持していることから、自然環境を保全していくためには、生物相全体を保全することが重要です。

特に絶滅のおそれのある種については、増殖に努め、個体数を回復していくことが求められています。釧路市動物園では、タンチョウ、シマフクロウなどの希少種の増殖を進めています。

① シマフクロウ

釧路市は環境省からシマフクロウの保護増殖事業者として認定され、飼育下におけるシマフクロウの保護増殖に取り組んでいます。

飼育下で安定した個体群を確立するため、自然孵化・育雛のみならず場合によって人工孵化・育雛による増殖を進めています。令和元年度は15羽を飼育し、3ペアで繁殖に臨み、2羽繁殖に成功しました。

② タンチョウ

希少な野生動物を飼育下で繁殖させ、その個体を野生に戻す試みとして、釧路市動物園では、「飼育下で繁殖したタンチョウを野生復帰させるために必要な飼育技術の確立」をするため、(公社)日本動物園水族館協会の助成を受け、足環を付けたタンチョウの野外放鳥を平成13年度から平成15年度までに計14羽で実施しました。その後も、特定非営利活動法人タンチョウ保護研究グループとの共同調査で、飼育繁殖した個体に足環や電波発信機の装着を行っており、平成16年度から令和元年度までに計19羽に足環を装着しています。

動物園では、飼育下ばかりではなく、野生のタンチョウについても、傷病収容される野生タンチョウの治療と死亡原因の究明を行っています。令和元年度に生体で収容された10羽のうち、2羽が治療中で8羽は死亡しました。また、タンチョウの大まかな越冬分布・規模を把握して生息地分散に供するため、北海道タンチョウ越冬分布調査に協力しています。(9ページ参照)

③ ヒブナ

釧路市立博物館では、春採湖に生息するヒブナの生息状況を調査しています。調査方法については、平成13年から平成22年までは3年おきに地曳網による捕獲調査を、平成26年度から平成30年度は毎年さで網による捕獲調査と目視カウント調査を行ってきました。

なお、令和元年度の調査では、6月12日に湖岸近くへ産卵に寄ってきたヒブナの目視カウントを行い、3尾のヒブナを確認しました。

② マリモ

釧路市教育委員会では、阿寒湖を特徴づける生物であるマリモの保護管理手法の確立を目指して、国内外の研究機関や地元のマリモ保護団体と協力しながら、マリモの生態研究とその生育地である阿寒湖の環境調査を実施しています。これまでに、湖内におけるマリモの生育分布状況や生態的な多様性、球状マリモの生成過程、マリモが生長あるいは群生する際に必要とされる環境条件などについて数多くの新しい発見がもたらされています。

平成21年には、環境省の生物多様性保全推進支援事業を活用して、22の団体・機関からなる「阿寒湖のマリモ保全対策協議会」が設立されました（平成25年に「阿寒湖のマリモ保全推進委員会」に改組）。同会では、平成24年にマリモ保護管理計画を策定するとともに、マリモ保護育成試験や、マリモ生育地で増えすぎた水草への対策など、マリモ保護の具体化に向けた様々な事業に取り組んでいます。

(2) 野生生物の生息環境の整備

① 鳥獣保護区

鳥獣保護区は、野生生物の保護繁殖を図るため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣の生息環境の保全が必要な地域に指定され、市内では6カ所が道指定鳥獣保護区に指定されています。

表3-1-13 鳥獣保護区の指定状況

| 区分 | 名称 | 面積(ha) | 指定者 | 指定日 |
|----------------|----------|--------|-----|---------------------------------------|
| 鳥獣保護区 | 駒牧高谷 | 111 | 北海道 | 昭和53年10月1日 |
| | 春採湖 | 74 | | 平成12年10月1日 |
| | シュンクシタカラ | 552 | | 昭和51年10月1日(国設) 昭和58年10月1日(国設から道設へ) |
| | 阿寒湖 | 8,808 | | 昭和41年10月1日 |
| | ペンケトー | 515 | | 昭和40年10月1日(国設) 昭和58年10月1日(国設から道設へ) |
| | 阿寒 | 5,340 | | 昭和56年10月1日 |
| 特定猟具使用禁止区域(銃器) | 北斗 | 16 | | 平成13年10月1日 |
| | 音別二俣 | 232 | | 平成11年10月1日 |

② 水と緑のネットワーク

本市では、緑化を重点的に推進する地区として、「昭和・文苑緑化重点地区」「都心部・緑ヶ岡緑化重点地区」を設定し、都市公園事業をはじめ、市民や事業者が主体となる民間の緑化の推進など、緑豊かなまちづくりを推進しており、生物の生息環境の向上にも寄与しています。

(3) 傷病鳥獣の保護

ケガや病気などで弱っている野生鳥獣を保護し、適切な治療を行い自然に復帰させることによって、野生鳥獣の保護や鳥獣保護思想の普及啓発などを図るため、北海道では、市町村や北海道獣医師会、公立動物園等の協力のもとに、平成9年度に「傷病鳥獣保護ネットワークシステム」を発足させ、本市は収容の調整にあたっています。このシステムでは、発見された傷病鳥獣のうち治療を要するものについては、指定診療施設で応急手当を行い、このうち回復に時間の要するものは公立動物園等で保護しています。

釧路市動物園では、北海道からの委託により、傷病鳥獣の治療や保護を行っています。治療を行った個体のうち、回復したものについては自然界に放し、復帰できないものについては増殖に供し、繁殖した個体の野生復帰を図ることとしています。

また、死亡した個体については、死因の解明を行い、野生動物の現状把握に努めています。

(4) 野生生物の適正な保護管理

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」において、野生鳥獣の飼養や捕獲等に許可または登録が義務付けられています。本市における令和元年度の許可・登録件数は、飼養登録32件、捕獲等許可38件です。

① エゾシカ

北海道が策定している「エゾシカ保護管理計画」により、本市もエゾシカ個体数管理事業に協力しています。本市では、「エゾシカ農作物被害防止対策事業」として、エゾシカの駆除を実施しており、令和元年度は1,957頭を駆除しています。

② ヒグマ

「釧路市ヒグマ被害防止対策実施規則」と「釧路市地区ヒグマ対策連絡会議等設置要綱」に基づき、対応を実施しています。ヒグマの被害防止対策として、ヒグマ被害防止措置業務従事者による警戒活動等を実施し、必要に応じて釧路市地区合同ヒグマ対策連絡会議及び釧路地区、阿寒町地区、音別町地区ヒグマ対策連絡会議等を開催し、関係機関と連携して情報収集にあたり、必要な対策を講じています。

令和元年度は痕跡確認12回、警戒活動8回、箱わな設置3回、捕獲駆除1回を実施しています。

また、北海道は人身被害や農業被害等の人とヒグマとのあつれきを防止及び軽減しながら、ヒグマ地域個体群を存続させることを目的とする、北海道ヒグマ管理計画を平成29年3月に策定しました。

4 自然とのふれあいの推進

(1) 自然と親しむ環境の整備

春採湖は、ヒブナの生息地として国の天然記念物に指定されており、湖畔一帯は豊かな自然環境にも恵まれ、野鳥観察や湖畔の散策など多くの市民に利用されています。

本市では、春採湖周辺に野鳥観察施設や野草園、周遊園路を整備するなど、市民が自然と親しむにふさわしい施設整備を進めており、春採湖畔にネイチャーセンターを設置し、春採湖で散策等を行う市民の憩いの場とするとともに、関連資料等の展示を行っています。令和元年度は旧科学館横、ネイチャーセンター前の散策路を彩る花壇の整備を行いました。同地区では市民有志による市民の森の植樹・育樹活動が行われています。

山花公園は動物園、山花温泉リフレなどの多くの施設が整備されています。

武佐の森は市街地に残された自然豊かな森として自然観察などに利用できる「森の学校」として散策路や休憩所が整備されています。

阿寒本町地区には、あかんランド丹頂の里に宿泊施設の赤いベレー、キャンプ場、バンガロー、レンタル農園、阿寒国際ツルセンター、サイクリングロードなど多くの施設が整備され、自然にふれあうことができます。

音別地区の「ふれあいの森」は平成12年に整備され、ウッドチップが敷き詰められた歩道や溪流路の散策や、イチイ・ハマナス・ツツジなどの森林浴等を楽しむことができます。

(2) 自然学習会等の開催

本市や釧路湿原国立公園連絡協議会、阿寒湖畔エコミュージアムセンター運営推進協議会などでは、釧路湿原・阿寒湖・春採湖などのフィールドや体験学習センター「こころみ」などの施設を利用して各種の自然体験学習会、天体観測等を実施しており、市民に自然とふれあう機会を提供しています。

5 地域の自然保護を通じた国際協力

(1) 国際協力事業の実施

本市は、国や国際機関・関係市町村・NGOなどと連携を図りながら、湿地保全や水鳥の保護に関する国際協力活動を行っています。

① 姉妹湿地交流

平成6年11月に、オーストラリアのクーラガング湿地及びその周辺湿地（現在の名称はハンター河口湿地）と釧路地域の3つのラムサール条約登録湿地（釧路湿原、厚岸湖・別寒辺牛湿原、霧多布湿原）が姉妹湿地提携を交わし、双方の高校生、研究者、行政担当者との間で湿地保全に関する情報交換や人的交流を進めています。

② 水鳥飛来地ネットワークへの参加

釧路湿原の関係自治体として、東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（旧アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略）に参加しており、渡りのルートにおける国際的に重要な湿地の適切な管理を通じて、ツル類とガンカモ類の継続的な保全活動に協力しています。

(2) 釧路国際ウェットランドセンター（KIWC）の活動

平成5年6月、釧路でラムサール条約第5回締約国会議が開催されました。この会議を契機として、釧路市は、釧路地域のラムサール条約登録湿地（釧路湿原、厚岸湖・別寒辺牛湿原、霧多布湿原）にかかわる地方自治体と連携し、関係行政機関、教育機関、自然保護団体、関係国際機関等の協力の下に、地方の立場で湿地保全のための国際協力推進を目的とする活動拠点として、平成7年1月、釧路国際ウェットランドセンター（KIWC）を設立しました。（現在は、平成17年11月にラムサール条約登録湿地となった阿寒湖も含めています。）

KIWCは、釧路地域の豊かな自然、充実した施設、豊富な人材等を活用しながら、関係機関の支援の下に、「湿地の保全とワイズユース」の推進に取り組むことにより、国際社会に寄与することを目的としています。

その主な活動として、次の取り組みを積極的に展開しています。

- ・湿地生態系保全等に関する研修コースの実施
- ・湿地環境及び生物多様性保全に関する会議・ワークショップの開催
- ・湿地生態系モニタリング調査の実施及びデータベースの構築
- ・湿地の管理に関する技術的助言
- ・湿地の保全とワイズユースの普及啓発及び出版事業の実施
- ・湿地エコツーリズムの検討・プランニング及び情報提供
- ・国際協力の推進及び関係機関との協力・提携

① 普及啓発事業

釧路湿原でのフィールドワークやエコツアーを実施し、地域住民に自然体験の機会を提供しています。令和元年度は、2回の「みんなで調べる復元河川の環境2019」（標茶町茅沼）を実施し、延べ60名が参加しました。

② JICA事業への協力

令和元年度は、独立行政法人国際協力機構（JICA）からの委託事業として2件の研修事業を実施し、14カ国22名の研修員が受講しました。

③ ラムサール条約登録湿地関係市町村会議

本市では、ラムサール条約登録湿地関係市町村会議に構成自治体として参加するなど、国内のラムサール条約登録湿地を抱える市町村との連携を図っています。令和元年度は、学習交流会「湿地を活かした地域づくりとそのしかけ」（宮城県大崎市）に参加しました。

④ KIWC技術委員会

湿地の保全とワイズユースを進めるため、専門家による技術委員会を組織し、研究やモニタリングを通して、データベースの構築を図るとともに、湿地の管理に関して技術的な助言を行っています。令和元年度は、「気候変動とそのモニタリング」、「持続可能な開発と賢明な利用」、「教育環境の普及」をテーマに、会議を実施しました。

⑤ 情報提供

KIWCでは、KIWCホームページ（邦文・英文）を開設し、ラムサール条約や地域での活動についての普及と情報提供を進めています。（ホームページURL <http://www.kiwc.net/>）

表3-1-14 本市における湿地保全や水鳥の保護などに関する主な国際協力活動

| 開催年 | 会議等名称 【 主催者名 】 | 備考 |
|---------------|---|-------------------|
| 2012 (H24) | 5～6月)JICA「地域における湿地の生物多様性の保全と持続的利用」集団研修実施【JICA、KIWC】 | 平成24～26年度 継続実施 |
| | 6月)JICAイラン・アンザリ湿原環境管理プロジェクトカウンターパート研修受け入れ【JICA、日本工営株式会社、KIWC】 | |
| | 7月)ラムサール条約第11回締約国会議参加【ラムサール条約事務局】 | オブザーバー |
| | 7月)イラン環境省・湿地関係者との意見交換【イラン環境省、JICA】 | |
| | 11月)オーストラリア・ハンター河口湿地との写真・アート交換展実施【ハンターウェットランドセンター、KIWC】 | |
| 2013 (H25) | 2～3月)イラン国ラムサール条約地域センター主催国際ワークショップ参加【イラン国ラムサール条約地域センター】 | |
| | 4月)オーストラリア・ハンター河口湿地の紹介パネル展とアート展実施【KIWC】 | |
| | 7～10月)JICA「自然・文化資源の持続可能な利用(エコツーリズム)」集団研修受け入れ【JICA、KIWC】 | 平成25～27年度 継続実施 |
| 2014 (H26) | 9月)韓国GREF(慶尚南道ラムサール環境財団)-ERF(環境生態系研究財団)来釧対応 | |
| | 10月)JICA研修「アンザリ湿原環境管理プロジェクト・フェーズⅡ」研修一部プログラム指導【JICA、日本工営株式会社】 | |
| 2015 (H27) | 1月)東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ(EAAFP)第8回パートナー会議(MOP8)開催地協力【環境省、EAAFP】 | |
| | 1月)記念シンポジウム開催(東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ第8回パートナー会議) | |
| | 5～7月)JICA「地域振興に寄与する持続可能な湿地資源の利用法」集団研修実施【JICA、KIWC】 | 平成27～29年度 継続実施 |

| | | |
|---------------|---|-------------------|
| | 6月)ラムサール条約第12回締約国会議出席【ラムサール条約事務局】 | オブザーバー |
| | 8月)第5回WLIアジア会議参加 | |
| | 9月)JICA研修「アンザリ湿原環境管理プロジェクト・フェーズⅡ」研修一部プログラム指導【JICA、日本工営株式会社】 | |
| | 10月)慶尚南道生態環境教育センター（韓国）ワークショップへの講師派遣 | |
| | 11月)オーストラリア・ハンター河口姉妹湿地訪問 | |
| 2016 (H28) | 1月)韓国鉄原市自然保護団体来釧 | |
| | 5月)中華人民共和国駐日程永華大使湿原訪問 | |
| | 7月)韓国EcoTV取材クルー受入 | |
| | 9月)国内姉妹都市湯沢市議長・副市長湿原訪問 | |
| | 8～10月)JICA研修「自然環境行政官向けのエコツーリズム」集団研修受入【JICA、KIWC】 | 平成28～30年度 継続実施 |
| | 10月)JICA研修「アンザリ湿原環境管理プロジェクト・フェーズⅡ」への協力 | |
| 2017 (H29) | 2月)イラン国ギラン州高校と湖陵高校との湿原に係るスカイプ交流を支援 | |
| | 9月)西安交通リバプール大学(中国)受入、湿原案内 | |
| | 10月)JICA研修「アンザリ湿原環境管理プロジェクト・フェーズⅡ」研修一部プログラム指導【JICA、日本工営株式会社】 | |
| | 10月)JICA青年研修「自然環境保全コース」の指導 | |
| | 11月)マレーシア国サラワク州サラワク森林コーポレーション訪問団の受入、湿地間の協力のパートナーシップ提携 | |
| 2018 (H30) | 9月)西安交通リバプール大学(中国)受入、釧路管内の自然環境及び釧路湿原の自然再生事業に対する調査支援 | |
| | 10月)JICA研修「アンザリプロジェクトのフェーズⅡ」における研修員の調査、研究の受入 | |
| | 10月)JICA青年研修「自然環境コース」の指導 | |
| | 10月)オーストラリアのポートステイブン姉妹都市委員会との市民交流 | |
| 2019 (R1) | 6月)マヒドン大学(タイ・バンコク)ツル研究者受入、表敬訪問、湿原観察、討議 | |
| | 8月)「国際エコキャンプ」中国江西ボヤン湖プロジェクト専門家、江西農業大学研究者と地域の自然保護団体による合同タンチョウ生息地並びに生息数調査への参加 | |
| | 8月)台湾エコツーリズム協会受入、湿原、湿原施設見学案内 | |
| | 11～3月)姉妹湿地(オーストラリア・ハンター湿地)との交流、自然災害についての情報交換 | |

基本方針Ⅱ 地球温暖化の防止と地球環境の保全

【環境の現況】

1 地球の温暖化

地球は、太陽の光が地表面に届くことによって暖められ、その暖められた地表面の熱を宇宙空間に放出することによって冷えていきます。大気中には、二酸化炭素やメタンなど、熱を吸収する気体（温室効果ガス）があるため、地表の気温は生物にとって住みよい温度となっていました。

しかし、産業革命以来の化石燃料の大量消費によって温室効果ガスの濃度が上昇し、地表面から放射される熱が宇宙空間へ放出されにくくなり、その結果、地球の温暖化が進んでいると言われています。またこれにより、海水の膨張、極地及び高山地の氷の融解を引き起こし、海面が上昇し、気候帯の急激な変動により、人類の生活環境や生物の生息環境に広範で深刻な影響が生じているとも言われています。

「気候変動に関する政府間パネル（以下IPCC）」が2013年9月から2014年11月にかけて承認・公表した第5次報告書では、現状における温暖化については「疑う余地がない」と表現しています。また、IPCCは世界全体の経済成長や人口、技術開発、経済・エネルギー構造などの動向について一定の前提条件を設けた複数のシナリオに基づく将来予測を行っており、2005年から2100年までの世界平均地上気温の上昇は、0.3℃～4.8℃と予測されています。

また、2018年10月に開催されたIPCC第48回総会において1.5℃特別報告書が承認・受諾され公表されました。この報告書では、現在の度合いでCO₂が増加し続けると2030年から2052年までの間に気温上昇が1.5℃に達する可能性が高いこと、1.5℃と2℃上昇では生じる影響に有意な違いがあり、1.5℃を大きく超えないためには2050年前後に世界のCO₂排出量を正味ゼロにする必要があること等が示されています。

我が国においては2016年5月13日に閣議決定された「地球温暖化対策計画」にて、2030年度に2013年度比で温室効果ガスを26%削減する中期的目標と、2050年度までに80%削減する長期的目標を示しています。さらに国では、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を2019年6月11日に閣議決定し、同年6月26日に気候変動枠組条約事務局に提出しました。この戦略では、ビジョンとして、最終到達点としての「脱炭素社会」を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指すとともに、2050年までに80%の温室効果ガスの削減に大胆に取り組むこととしています。

これらの目標を達成するには、市民一人一人が、現在の状況を認識し、市民生活や事業活動において、さらに環境負荷の少ない行動を起こすことが求められています。

表3-2-1 日本の温室効果ガス総排出量

（単位：百万 t-CO₂）

| 年度 | 1990 (H2) | 2014 (H26) | 2015 (H27) | 2016 (H28) | 2017 (H29) | 2018 (H30) |
|------------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 温室効果ガス総排出量 | 1,276 | 1,361 | 1,322 | 1,305 | 1,291 | 1,240 |

※ 各種統計データの年報値の修正、算定方法の見直し等により、以前の数値も再計算されています。

2 オゾン層の破壊

地球の大気中には、オゾンと呼ばれる物質が上空20kmから40kmの範囲に集中的に存在しています。このオゾン層は、太陽の光に含まれる有害な紫外線のほとんどを吸収し、私たち人類が皮膚ガンや白内障になったり、免疫力が低下したりすることを防ぐなど、地球上の生物を守る重要な役割を持っています。しかし、冷媒や溶剤に利用されるフロン類がオゾン層を破壊することが分かったため、昭和62年に採択されたモントリオール議定書により、世界的にこれらの廃止を進めてきました。日本では、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）」を制定し、特定フロン等の生産や輸出入を全廃しました。しかし、現在使用されているエアコン・冷蔵庫には、生産中止以前に製造されたものもあり、それらを廃棄する際にはフロンの回収に留意することが求められています。このような取り組みが進められた結果、近年オゾン層の回復が観測され、平成28年にはアメリカ合衆国の研究グループより「オゾン層は回復に向かっている」と結論付ける論文も発表されました。

ですが一方でフロン類の代わりに用いられるようになった代替フロンは、強力な温室効果ガスとして地球温暖化の原因物質となります。そのため平成28年10月にルワンダ・キガリで開催されたモントリオール議定書第28回締約国会合（MOP28）にて議定書が改正（キガリ改正）され、平成31年1月1日に発行されました。この改正は、代替フロンの生産・消費を今後30年間に80%以上削減することを目指しており、日本も平成30年12月に批准しています。これに基づき国内でもオゾン層保護法を改正するなどして、代替フロンへの規制が進められています。

3 酸性雨

酸性雨は、化石燃料の燃焼などに伴って生成された硫黄酸化物や窒素酸化物などにより、酸性化（pH5.6以下）した雨のことを言います。

環境省では昭和58年度から酸性雨モニタリングを実施しており、現在も日本の降水は酸性化した状態にあることが確認されています。ただし、近年は中国の大気汚染物質の排出量の減少とともにpHが上昇（酸の低下）している兆候が見られており、森林生態系についても、大気汚染が原因とみられる森林の衰退などは、現状では確認されていません。

しかしながら、酸性物質の蓄積により急激に酸性化による影響が発現される可能性もあることから、引き続きモニタリングが実施されています。

※環境省「越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング報告（平成25～29年度）」より。

4 海洋汚染

海は、地球の面積の約7割を占めており、地球上の動植物の起源であり「生命の母」と呼ばれています。海洋中の多種多様な植物は光合成により地球上の酸素の約30%を供給し、多くの魚介類や海藻類などは人間の食料にもなっています。また、大気との相互作用により、気候に影響を及ぼすなど地球上のすべての生命を維持する上で不可欠な要素となっています。

海は、これまで、人間が廃棄したものを受け入れその自浄能力により浄化してきましたが、近年の人間の活動による負荷が海の浄化能力を超え、汚染が問題となってきています。

平成30年に海上保安庁が確認した海洋汚染の件数は432件（前年比18件増）であり、うち油による汚染が約6割となっています。また、船舶からの油排出は、船種別では漁船からの排出が最多となっています。

油による汚染対策については、海事・漁業関係者を対象とした初歩的なミス等による油排出に対する注意喚起を促すための各種指導が推進されています。

※海上保安庁「平成31年/令和元年の海洋汚染の現状について」（令和2年2月19日）より。

【施策の推進状況】

1 地球温暖化防止・地球環境保全への貢献

(1) 釧路市地球温暖化対策地域推進計画

① 釧路市地球温暖化対策地域推進計画の策定

市、市民、事業者が協働して温暖化対策を推進することにより、国の温室効果ガス削減目標の達成に寄与し、環境負荷の小さい地域づくりを目的として、2011年3月に「釧路市地球温暖化対策地域推進計画」を策定しました。本計画では、二酸化炭素排出量を2020年度までに1990年度比で、11.4%削減することを目指します。

なお、平成29年に資源エネルギー庁が公表している「総合エネルギー統計」及び「エネルギー消費統計」の集計方法が変更されました。これらの統計値の変更等に伴い、当市の二酸化炭素排出量の主な算定根拠となる「都道府県別エネルギー消費統計」も再集計され、令和2年12月に公表された統計値は平成2年度まで遡って変更されています（平成3年～平成16年、平成18年を除く）。このため、表3-2-2に示す当市の二酸化炭素排出量についても、これに伴い遡って変更しています。

表3-2-2 本市の二酸化炭素排出量 (単位：千 t-CO₂)

| 年度 | 1990(H2) 基準年度 | 2014 (H26) | 2015 (H27) | 2016 (H28) | 2017 (H29) | 2018 (H30) | 2020 目標年度 |
|----------------|------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|------------------|
| 推計値 (当初計画値) | 2,444 (2,252) | 2,034 | 2,024 | 1,943 | 1,936 | 1,880 | 2,165 (1,996) |

※ 算出方法は「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）Ver1.0〔平成29年3月環境省発行〕」による。

※ 2019年度の排出量は、統計数値が未発表のため、推計不可。

② 釧路市地球温暖化対策地域協議会の設置

上記計画の推進を目的に、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制に関し必要となるべき措置について協議するため、平成23年11月より釧路市地球温暖化対策地域協議会を設置しています。

(2) 市有施設への太陽光発電システム導入

本市では、令和元年度までに児童センター、体育施設、市立小中学校の19カ所へ太陽光発電システムを導入しています。

表3-2-3 市有施設への太陽光発電システム導入状況

| 施設名 | 最大出力 (kW) | 竣工時期 |
|------------|-----------|--------|
| 昭和中央児童センター | 6 | H18.1 |
| 湿原の風アリーナ | 10 | H20.9 |
| 湖畔小学校 | 10 | H23.11 |
| 中央小学校 | 10 | H24.11 |
| 釧路小学校 | 10 | H24.12 |
| 城山小学校 | 10 | H27.2 |
| 桜が丘小学校 | 10 | H27.2 |
| 春採中学校 | 10 | H27.2 |
| 鳥取中学校 | 10 | H27.2 |
| 鳥取小学校 | 10 | H27.3 |
| 共栄小学校 | 10 | H27.3 |
| 武佐小学校 | 10 | H27.3 |
| 昭和小学校 | 10 | H27.3 |
| 美原小学校 | 10 | H27.9 |
| 興津小学校 | 10 | H27.11 |
| 桜が丘中学校 | 10 | H28.1 |
| 山花小中学校 | 5 | H28.2 |
| 鶴野小学校 | 10 | H28.3 |
| 大楽毛中学校 | 10 | H28.6 |
| 市有施設合計 | 181 | - |

(3) 省エネ・再エネ設備の設置促進

本市では、平成27年度より住宅用省エネ・再エネ設備の設置促進を目的とした補助制度として、e c oライフ促進支援事業補助金制度を実施しています。この補助金を活用した令和元年度の設置実績等は表3-2-4のとおりです。

表3-2-4 設備別補助実績

| 対象設備 | 補助額 | 交付件数 |
|-----------------------------|----------------------------------|------|
| 潜熱回収型ガス給湯暖房機 | 30,000円 | 21件 |
| CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯機 | | 4件 |
| 高効率石油給湯機 | | 0件 |
| ヒートポンプ式暖房 | 60,000円 | 15件 |
| 家庭用燃料電池 | 150,000円 | 2件 |
| 定置用蓄電池 | 80,000円 | 14件 |
| ガスコージェネレーションシステム | 60,000円 | 12件 |
| 木質ペレットストーブ | 上限100,000円 (本体費用に2分の1を乗じて得た額) | 0件 |

(4) バイオマスの利活用

① 消化ガスの有効利用

古川処理場と大楽毛処理場において、下水道の処理過程で発生する消化ガス（メタン）を、処理場の熱源としてボイラー等に利用しています。令和元年度は1,823,937N^mの消化ガスを利用しました。

② バイオディーゼル燃料（BDF）推進の協力

本市では、ごみの減量や未利用資源のリサイクルを推進するため、家庭から排出される廃てんぷら油の回収に協力しています。再資源化事業者が回収した廃てんぷら油は、バイオディーゼル燃料（BDF）にリサイクルされています。

③ 木質ペレットの利用

本市では、地球温暖化防止に有効なペレットストーブを多くの市民に知ってもらうため、市役所本庁舎1階ロビーと音別町行政センター1階に実物を設置しています。木質ペレットを燃料とするペレットストーブは、燃焼時に二酸化炭素が排出されますが、木の成長過程で吸収した二酸化炭素と相殺されるため、二酸化炭素総量の増減には影響しません。

(5) 新エネルギーの研究

本市では、工業技術の研究開発や、技術者の技術向上を図るため、釧路工業技術センターを設置しています。釧路工業技術センターでは、民間事業者の依頼によりバイオマスの熱利用事業化支援、新エネルギーを活用した製品開発支援等を行いました。

(6) 自動車対策

① エコドライブ

本市では、自動車からの二酸化炭素排出量を削減するため、アイドリングストップ等の環境負荷の軽減に配慮して自動車を使用するエコドライブの普及・推進に努めています。令和元年度は市民を対象にした出前講座にて、エコドライブの紹介を行いました。

② 乗合タクシーの運行

本市では、人口密度の低い郊外部等の路線バスの採算性の確保が困難となっている地域について、乗合タクシーの活用など地域の実態に即した公共交通体系の検討を行っています。

平成22年12月からは、阿寒町布伏内地区において、路線バスから予約制の乗合タクシー（運行率44.0%）へと転換し、利便性を損なうことなく、環境負荷の低い公共交通体系を確保しています。

③ 低公害・低燃費車の導入

本市では、公用車への低公害・低燃費車の導入に取り組んでおり、令和元年度は、低公害・低燃費車をリースにより1台、購入により1台を更新しました。今後も、ハイブリッド車や低公害車・低燃費車の導入を進めていきます。

(7) 地産地消の推進

地産地消は、地域の大切な産業を育て雇用を確保することが本来の目的ですが、地域外からの輸送と比較して温室効果ガスの排出が少なく、環境にも優しい取り組みです。

① 地産地消くしろネットワーク

地産地消の活動に地域一体となって継続して取り組むため、地域の中核的な推進組織を目指し、平成16年に生産者、流通事業者、支援団体等による「地産地消くしろネットワーク」（事務局：市産業推進室）を設置しました。

令和元年度は、イベントへの参加2回、地産地消親子バスツアー3回実施、出前講座3回実施、小学校への出前授業11回実施しました。

② 地元材の活用

本市は面積の約74%を森林が占めており、この豊かな森林資源を活用する取り組みを推進するため、平成22年に「釧路森林資源活用円卓会議」を設置し、令和元年度は全体会議を1回開催しました。

また、地域材を高次加工し、それを地域内で利用する体制整備を目標とした「くしろ木づなプロジェクト」を実施し、商品開発や人材研修、普及啓発イベントを行いました。

(8) 環境家計簿の普及

近年の全国的な傾向として、家庭生活における温室効果ガスの排出ガスが伸びていることから、家庭における省エネルギーを通じて温室効果ガスの発生を削減させる環境家計簿の普及を進めています。本市では、平成12年度から公共施設等で配布するとともに、環境家計簿を利用した家庭でできる地球温暖化対策について出前講座を行っています。

表3-2-5 環境家計簿配布部数

| 年度 | 2015(H27) | 2016(H28) | 2017(H29) | 2018(H30) | 2019(R1) |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|
| 配布部数 | 340 | 354 | 362 | 363 | 271 |

(9) グリーン購入の推進

リサイクル製品や省エネ型製品等の環境負荷の小さい製品やサービスを積極的に購入するグリーン購入は、地球環境保全を進めるうえで重要な取り組みです。本市では、環境月間パネル展においてパネル掲示やパンフレット配布を行うなど普及に努めています。

また、本市が購入する物品等においても、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」に基づき、「釧路市グリーン購入推進基本方針」を定め、グリーン購入を進めています。

(10) 釧路市地球温暖化防止実行計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体は、当該団体の事務及び事業に関し、温室効果ガスの抑制のための措置に関する計画を策定することが義務付けられており、本市においても「釧路市地球温暖化防止実行計画」を策定し、取り組みを進めています。

平成30年度より第4期となった本計画は、二酸化炭素排出量を令和4年度までに平成25年度比で、21.2%削減することを目指すものです。令和元年度の二酸化炭素排出量は平成25年度比で16.3%の削減となっており、引き続き温室効果ガスの抑制に努めていきます。

表3-2-6 本市の事務事業における温室効果ガス排出量 (単位：t-CO₂)

| | | 2013(H25) (基準年) | 2019(R1) | 基準年比率 (2019(R1)) |
|-------|--------|--------------------|----------|---------------------|
| 二酸化炭素 | 電気 | 43,508 | 35,032 | ▲19.5% |
| | A重油 | 12,842 | 8,253 | ▲35.7% |
| | 都市ガス | 3,318 | 4,905 | 47.8% |
| | 熱供給 | 2,634 | 2,735 | 3.8% |
| | 灯油 | 3,073 | 3,553 | 15.6% |
| | 軽油 | 762 | 766 | 0.5% |
| | ガソリン | 535 | 530 | ▲0.9% |
| | LPG | 149 | 127 | ▲14.8% |
| | 計 | 66,821 | 55,901 | ▲16.3% |
| | メタン | 1,575 | 2,442 | |
| | 一酸化二窒素 | 1,588 | 1,507 | |
| | HFC | 2 | 4 | |

※ メタン、一酸化二窒素、HFCの排出量は、地球温暖化係数による二酸化炭素換算値。

(11) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下、省エネ法）の取り組み

① 中長期計画書及び定期報告書

平成22年4月、保有施設のエネルギー消費量（原油換算）が年間1,500k₀超の特定事業者に対し、エネルギー使用原単位の年1%以上の低減を目標に、中長期計画書及び定期報告書の提出を義務付ける省エネ法が施行され、釧路市では、市長部局、教育部局、水道部局の3部局で特定事業者の指定を受けました。

また、平成26年4月1日より省エネ法が一部改正され、電気の需要の平準化の推進の措置が追加され、新たな評価指標として電気需要平準化評価原単位が策定されました。

釧路市ではエネルギー使用量の多い市有施設を調査、効果のある設備改修、運用改善等を進めており、省エネルギーの推進に努めています。

表3-2-7 部局別 過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位の変化状況

| | 2015(H27) | 2016(H28) | 2017(H29) | 2018(H30) | 2019(R1) | 5年度間平均 |
|------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|--------|
| 市長部局 対前年度比(%) | 96.0 | 103.8 | 92.5 | 96.0 | 100.2 | 98.1 |
| 教育部局 対前年度比(%) | 99.8 | 102.3 | 99.7 | 96.1 | 99.9 | 99.6 |
| 水道部局 対前年度比(%) | 99.2 | 94.2 | 110.4 | 98.4 | 94.1 | 99.2 |

※ エネルギーの使用に係る原単位は、電気やガス、重油等のエネルギーを原油換算した値にエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値で除した数値となります。ここでは、各部局でエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値に用いている単位が延床面積や配水量等であるため、部局別でエネルギーの使用に係る原単位を比較することが難しいため、各部局での対前年度比のみを掲載しております。

表3-2-8 部局別 過去5年度間の電気需要平準化原単位の変化状況

| | 2015(H27) | 2016(H28) | 2017(H29) | 2018(H30) | 2019(R1) | 5年度間平均 |
|-------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|--------|
| 市長部局 対前年度比 (%) | 96.0 | 103.7 | 91.8 | 95.6 | 92.6 | 95.9 |
| 教育部局 対前年度比 (%) | 99.9 | 102.0 | 99.8 | 96.0 | 98.7 | 99.3 |
| 水道部局 対前年度比 (%) | 99.4 | 94.2 | 110.3 | 98.4 | 94.9 | 99.4 |

※ 電気需要平準化評価原単位はエネルギーの使用に係る原単位と同様に、各部局でエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値に用いている単位が延床面積や配水量等であるため、部局別でエネルギーの使用に係る原単位を比較することが難しいため、各部局での対前年度比のみを掲載しております。

② 事業者クラス分け評価制度

平成28年度より更なるエネルギーの使用の合理化を促すため、「事業者クラス分け評価制度」が開始され、前年度に提出した定期報告書を基に、全ての事業者がS・A・B・Cの4段階へクラス分けされ、クラスに応じたメリハリのある対応が実施されることになりました。

令和元年度については、市長部局がSクラス（優良事業者）と評価され、経済産業省のホームページにて公表されております。

(12) 二酸化炭素の吸収源対策

地球温暖化を防止するためには、排出削減だけでなく森林等による二酸化炭素の吸収源対策も重要です。本市では、市有林の造林や除・間伐を行っています。（10ページ参照）

(13) 酸性雨対策等

酸性雨対策につながる取り組みとして、公害防止協定を締結している工場の監視・指導を行っています。また、広報やホームページなどを用いて、野焼き防止及び小型焼却炉使用防止の啓発を行い、発生源者へは口頭での指導を行っています。

(14) フロン対策

フロン類の確実な回収や処理を目的にしている「フロン回収・破壊法」が改正され、フロン類に係るすべての主体に対して取組を促していく「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」が平成27年4月に施行されました。これにより、業務用冷凍空調機器の管理者はフロン類の漏えい防止に取り組み、一定以上の漏えいを生じさせた場合、管理する機器からのフロン類の漏えい量を国に対して報告することを求められています。令和元年度につきましては、一部施設にて漏えいはあったものの、国への報告を要する量には至っておりません。

(15) 海洋汚染対策

海洋汚染の防止を目的として、廃網、ロープ、ワイヤーなどの処理を行っており、令和元年度は160tの処理を実施しました。

また、海洋プラスチックごみ問題については、地球規模での環境汚染が国際的にも懸念されています。政府も「プラスチック・スマート」を旗印に幅広い主体が連携協働して取組を進めていくよう、ロゴマークを設定するなどしてキャンペーンを展開しており、本市もこれに賛同しています。

さらに、これに関連し日本財団・環境省が5月30日（ごみゼロの日）～6月8日（世界海洋デー）前後までを「海ごみゼロウィーク」と定め、海洋ごみ削減に向けた全国一斉の清掃活動を推進しています。本市も「釧路市マチをきれいにする推進協議会」と連携し、本活動に参加しております。



「プラスチック・スマート」のロゴマーク

(16) COOL CHOICE（クールチョイス）

政府は2015年6月に2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標を掲げ、その達成に向けて政府だけでなく、事業者や国民が一致団結して「COOL CHOICE」を旗印に国民運動を展開すると発表しました。皆が一丸となって温暖化防止に資する選択を行ってもらうため、統一ロゴマークを設定し、政府・産業界・労働界・自治体・NPO等が連携して、広く国民に呼びかけています。

釧路市においても、2017年4月1日付で「COOL CHOICE」に賛同する市長宣言を行っており、市民、事業所、団体と連携しながら地球温暖化対策の取り組みを推進していきます。



「COOL CHOICE」の統一ロゴマーク

基本方針Ⅲ 循環型社会の形成

【環境の現況】

1 ごみ処理体制

(1) ごみの収集

本市の一般廃棄物処理において、家庭系ごみは、引越等に伴う多量のごみ等を除き、計画収集として市の責任で収集しています。

令和元年度は、市の直営車両5台、委託車両65台の体制で実施しました。

一方、事業系のごみについては、排出者の責任で自ら処理施設に搬入するか、廃棄物処理法に基づき、許可を受けた者に収集を委託しなくてはなりません。

(2) 廃棄物処理施設

本市のごみ処理施設は、中間処理施設である釧路市資源リサイクルセンター、音別町リサイクルセンター及び粗大ごみ処理センター、ごみの埋立処理を行う釧路市新高山最終処分場、阿寒町一般廃棄物最終処分場、音別町一般廃棄物最終処分場があります。可燃ごみは釧路広域連合が運営する釧路広域連合清掃工場で焼却処理しています。プラスチック製容器包装については民間の施設において再資源化、事業系生ごみの一部は民間の環境ワクチンセンターで超高温発酵処理による堆肥化を行っています。

表3-3-1 本市のごみ処理施設の概要

| 施設名 | 場所 | 種類 | 処理方法 | 供用開始 | 備考 |
|----------------|--------------|------------|--------------|------|--|
| 釧路市資源リサイクルセンター | 鳥取南7丁目1番2号 | 資源物 | 圧縮、梱包等 | H6 | 処理能力 缶:1~2t/h、PET:2.5t/日 |
| 音別町リサイクルセンター | 音別町海光1丁目31番地 | 資源物 | 圧縮、梱包、熔融等 | H11 | 処理能力 缶:0.5t/h PET:0.07~0.1t/日 トレイ:0.02t/日 |
| 粗大ごみ処理センター | 高山4番地1 | 不燃ごみ、粗大ごみ | 手選別処理等 | H11 | 処理能力 80t/日 |
| 釧路市新高山最終処分場 | 高山17番地1 他 | 不燃ごみ、粗大ごみ等 | 埋立（サンドイッチ方式） | H14 | 計画埋立量 844,000m ³ |
| 阿寒町一般廃棄物最終処分場 | 阿寒町東栄33番地6 | 不燃ごみ、粗大ごみ等 | 埋立（セル方式） | H15 | 計画埋立量 47,000m ³ |
| 音別町一般廃棄物最終処分場 | 音別町尺別31番地1 | 不燃ごみ、粗大ごみ等 | 埋立（サンドイッチ方式） | H12 | 計画埋立量 10,000m ³ |
| 釧路広域連合清掃工場 | 高山30番地1 | 可燃ごみ、粗大ごみ等 | 焼却 | H18 | 処理能力 240t/日 |

2 ごみの排出量・処理量の状況

(1) ごみ総排出量

本市の令和元年度のごみ総排出量は、68,857tでした。その内訳は計画収集が39,553t、自己搬入（主に事業系ごみ）が25,918tとなっています。また、1人1日当たりのごみ排出量は、1,132gとなっており、平成30年度の国民、道民1人1日当たりのごみ排出量と比較してもやや多いこととなります。

表3-3-2 本市のごみ総排出量の推移

(単位：t)

| 年度 | 計画収集 | | 自己搬入 (主に事業系) | 有害ごみ | 廃食油 事業系生ごみ | 集団 資源回収 | 総排出量 |
|-----|--------|--------|-----------------|------|---------------|------------|--------|
| | 家庭ごみ | 資源物 | | | | | |
| H27 | 32,463 | 10,071 | 27,449 | 38 | 1,347 | 2,810 | 74,178 |
| H28 | 31,205 | 9,906 | 27,992 | 35 | 1,322 | 2,701 | 73,161 |
| H29 | 30,799 | 9,926 | 26,859 | 32 | 829 | 2,721 | 71,166 |
| H30 | 30,452 | 9,563 | 26,065 | 33 | 934 | 2,512 | 69,561 |
| R1 | 30,129 | 9,425 | 25,918 | 34 | 989 | 2,362 | 68,857 |

※ 数値の端数処理のため、合計が合わない場合があります。

表3-3-3 1人1日当たりごみ排出量の推移

(単位：g/人・日)

| 年度 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 釧路市平均 | 1,144 | 1,159 | 1,157 | 1,140 | 1,129 | 1,132 |
| 全国平均 | 947 | 939 | 925 | 920 | 918 | - |
| 北海道平均 | 990 | 984 | 970 | 961 | 969 | - |

※ 「一般廃棄物処理事業実態調査」(環境省)による。 ※ 算定基礎人口は各年度末人口を採用している。

(2) ごみ処理量(埋立量、資源化量、リサイクル率)

本市の令和元年度の埋立量は、9,319tでした。また、資源化量は13,682tで、リサイクル率は19.87%となっています。

表3-3-4 本市のごみ処理量の推移

(単位：t)

| 年度 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 埋立量 | 10,075 | 10,509 | 11,000 | 9,709 | 10,430 | 9,319 |
| 資源化量 | 15,391 | 15,351 | 15,001 | 14,336 | 13,845 | 13,682 |
| リサイクル率 | 20.81% | 20.70% | 20.50% | 20.14% | 19.90% | 19.87% |

※ 埋立量には、釧路広域連合の残渣ごみを含む。

※ 資源化量=直接資源化量+中間処理後資源化量+集団回収量 ※ リサイクル率=資源化量/ごみ総排出量

【施策の推進状況】

1 ごみの減量とリサイクルの推進

(1) ごみの減量に関する取り組み

① 生ごみ堆肥(コンポスト)化容器購入費助成

家庭から排出される生ごみの減量化と堆肥化によるリサイクルの促進を図るため、生ごみ堆肥(コンポスト)化容器の購入者に対し、購入費の一部を助成しています。令和元年度は4件助成し、累計で4,503件助成しました。

② 電気生ごみ処理機購入費助成

ごみの減量をより一層促進するため、電気生ごみ処理機の購入者に対し、購入費の一部を助成しています。令和元年度は6件助成し、累計で1,438件助成しました。

③ リサイクルフェア、リサイクル情報バンク

不用品の再使用を図るため、家庭から無償で提供された家具、自転車を低廉な価格で販売するリサイクルフェアを開催し、その益金をリサイクル活動の普及啓発等に活用しています。令和元年度は、7月8日から10日までの期間で開催しました。

リサイクル情報バンクは、再使用の促進とごみの減量を図る目的で、市環境保全課が窓口となり、家庭で不用となった家具や自転車等を必要とする人へ紹介することで有効に活用してもらう制度です。令和元年度は116件の情報が寄せられ、うち31件について再使用が図られました。

④ 市民工房

鉏路市資源リサイクルセンター内に、大型家具、自転車等の修理を行えるように工具を備え、専任の指導員を配置した市民工房を設置しています。資源リサイクルセンター施設見学者を中心に、周知活動を行っております。

⑤ 出前講座、生ごみ減量講習会

廃棄物の減量及びリサイクルについて、出前講座や生ごみ減量講習会を行っています。生ごみ減量講習会は、令和元年度は2回開催し、15名が受講しました。

(2) ごみの適正な分別・排出に関する取り組み

① 分別帳、クリーンカレンダーの配布

ごみの分別・排出方法をお知らせする排出ルールハンドブック「ごみ分別・早見表ハンドブック」を配布しています。令和元年度はごみ分別帳6,000部を作成しました。

② 分別収集推進協力員

ごみの適正な分別を推進するため、各町内会から推薦を受け、分別収集推進協力員を登録しています。令和元年度末では663人が登録し、地域住民と連携しながら、ごみの分別や資源回収等についての自主的な活動を進めています。

③ 排出事業者への指導

排出事業者に対し、一般廃棄物と産業廃棄物の分別区分の徹底や、ごみの排出方法について、ごみ処理施設に自己搬入するか、一般廃棄物処理業者（許可業者）に収集を依頼するように指導しています。また、訪問による排出状況調査を行い、事業系廃棄物の適正処理を進めています。

(3) リサイクルに関する取り組み

① 集団資源回収奨励金交付制度

町内会、自治会、老人クラブ等を対象に、資源物（新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック）の回収量に応じ、1kgあたり2円の奨励金を交付しています。令和元年度は306団体に4,725千円を交付しました。

② 廃食用油等のリサイクル

資源物の有効利用や処分経費の節減を目的として、小・中学校給食センターや市立鉏路総合病院から排出される廃食用油と金属類、廃ポリ容器をリサイクル業者に売却しています。令和元年度は、廃食用油2,008kg、廃油2,510l、金属類8,180kg、廃ポリ容器4,795kgを売却しました。

③ 学校給食用牛乳パックのリサイクル

市内の各小中学校（小学校24校、中学校14校）において、牛乳紙パックとストローを分別し、開いて水洗いした後、乾燥して排出しています。この牛乳紙パックは、トイレットペーパー等にリサイクルされています。

2 ごみの適正処理

(1) 釧路市一般廃棄物処理基本計画

2009年度からの本計画は、2013年度に計画と実績を整理し、中間見直しを行い2020年度までの新たな目標値等を設定しました。

今日の社会状況に適切に対応するとともに、環境への負荷を軽減する視点に立った廃棄物処理を進めることとし、市民・事業者・市のそれぞれが役割と責任を担いながら、限りある資源を大切に、循環型社会の形成を積極的に取り組むことを目標としています。

(2) 釧路広域連合

釧路広域連合は、旧釧路市ほか5町村（釧路町、旧阿寒町、鶴居村、白糠町、旧音別町）による広域ごみ処理を目的とした特別地方公共団体として、平成14年に設立されました。その後の市町村合併や弟子屈町の加入により、現在は5市町村により構成されています。

釧路広域連合では、①徹底した公害防止策、②熱エネルギーの有効利用、③資源物循環の推進を柱に、広域ごみ焼却施設を建設し、平成18年度より供用を開始しています。令和元年度は62,913tのごみを焼却しました。

(3) ごみの不法投棄対策

① 不法投棄の未然防止

テレビ、洗濯機、冷蔵庫などの家電リサイクル法対象品や一般ごみの不法投棄に対処するため、本市では、市民啓発、看板・監視カメラ等の様々な未然防止活動を行っています。監視パトロールは毎日実施しており、令和元年度には100件の不法投棄を発見しました。不法投棄を発見した際には、投棄者の調査等を行っています。

② 自然の番人宣言

自然の番人宣言は、釧路圏域に住む人が自ら「自然の番人」として不法投棄やポイ捨てに目を光らせ、釧路湿原国立公園、阿寒摩周国立公園、厚岸道立自然公園をはじめとする貴重な自然環境を守り、次世代に引き継いでいこうとするもので、平成18年4月に釧路管内8市町村が共同で制定しました。また、宣言に賛同している団体は令和元年度末現在で380団体（釧路管内）です。

この宣言は道内初のもので、抑止力として法律等の罰則に求めるのではなく、勇気を持って通報する仕組みの徹底や環境教育の充実など、宣言に基づく行動計画の実施によって住民運動として定着させることを目的としています。

(4) ふれあい収集

本市では、ごみの排出が困難な高齢者や障がい者の世帯を対象に、戸別に訪問し、ごみを収集しています。令和元年度末時点で786世帯を対象としています。

3 バイオマスの利活用と産業廃棄物の適正処理

(1) バイオマスの利活用

① 下水汚泥、家畜ふん尿の有効利用

本市では、下水道の処理過程で発生する消化ガス（メタン）を、処理場の熱源としてボイラー等に利用しているほか、下水汚泥を乾燥させ、家畜ふん尿と混合することで農地利用しています。（23ページ参照）

② バイオディーゼル燃料（BDF）推進の協力

本市では、家庭から排出される廃てんぷら油の回収に協力しています。（23ページ参照）

③ 木質ペレットの利用

本市では、未利用の間伐材等を固めた木質ペレットを燃料とするペレットストーブを、市役所本庁舎1階ロビーと音別町行政センター1階に設置しています。（23ページ参照）

④ バイオマス産業都市

本市は、平成26年3月に、国の財政支援の対象となるバイオマス産業都市に選定されました。バイオマス産業都市とは、地域のバイオマスの原料生産から収集・運搬、製造・利用までの経済性が確保された一貫システムを構築し、地域のバイオマスを活用した産業創出と地域循環型のエネルギーの強化により、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指す地域です。

本市が国に示した構想には、阿寒農業協同組合が事業主体となったバイオガスプラントの新設等が盛り込まれています。

(2) 未・低利用水産物の有効利用

本市では、未・低利用水産物を利用した製品の開発を行っています。令和元年度は、主にフィッシュミールの原料となっているマイワシを使い、「メンチカツ」や「切込み」、「ユッケ」などの製品開発を実施し、企業が実施する商品開発の一助となっています。

(3) 建設資材廃棄物等の有効利用

本市では、公共事業によって発生する建設資材廃棄物の再使用や再生利用を、供給のバランスや技術的な支障とならない範囲で行っています。

令和元年度は、道路整備事業において、配合率20%のアスファルト再生合材を7件の工事に、コンクリート再生合材を6件の工事に使用しました。また、釧路広域連合清掃工場から排出される熔融スラグ1,686tを使用する等、資源の有効利用を図っています。

(4) 産業廃棄物の適正処理

産業廃棄物の処理は、排出事業者が処理責任があり、通常、排出事業者自らが処理するかまたは許可を受けた処理業者に委託して処理されています。北海道では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、排出事業者や処理業者による適正処理の指導を行っています。

このほか、北海道では、産業廃棄物処理施設の設置に際して、事前協議書の提出を求めるなどの事業者への指導を行っています。

本市では、北海道と連携して生活環境や自然環境などに配慮した適切な対応を求め、処理施設設置者と「環境の保全に関する協定」を締結し、適正処理の促進に努めています。令和元年度末現在で、8カ所の産業廃棄物処理施設と協定を締結しています。

基本方針Ⅳ 都市環境の確保

【環境の現況】

1 公園・緑地

公園や緑地は、市民の憩いの場として、良好な環境を構成する重要な役割を果たしています。本市には、都市公園法に基づく都市公園と、ふれあい公園などの条例に基づく公園があります。都市公園には、公園近くに住民の利用を目的として整備された街区公園や、全市民の利用を目的として整備された釧路大規模運動公園など、機能や規模によって分けられています。ふれあい公園は、都市計画区域外の地域に整備される公園で、阿寒町富士見公園、音別町ふれあい公園などがあります。また、緑地には、新釧路川緑地や武佐の森緑地などがあり、散策路や広場、運動施設として整備しています。

2 景観

景観は、日常生活や事業活動、自然・歴史・文化などの周辺環境が重なり合って形をなす佇まいであり、潤いのある個性豊かなまちづくりに不可欠なものであります。本市は、優れた自然の風景地である阿寒摩周、釧路湿原の2つの国立公園をはじめ、阿寒・音別地域における森林や田園、丘陵などの自然景観とともに、幣舞橋や釧路フィッシャーマンズワープMOOが立地する都市的景観を有しております。このような多彩な景観資源を守り、育て、その価値を高めながら将来世代へと引き継ぐことが重要となります。

3 文化財

長い歴史の中で生まれ、継承されてきた文化遺産には、歴史的、学術的、芸術的に価値の高いものがあり、また、私たちを取り巻く自然には学術上価値の高い動植物が存在します。これらを文化財といいます。文化財は、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6種類に分けられ、それぞれに国・道・市が指定したものが存在します。本市では、釧路湿原をはじめとする貴重な自然資源に恵まれ、史跡や埋蔵文化財なども数多く存在しています。

【施策の推進状況】

1 ゆたかな緑の確保

(1) 釧路市緑の基本計画

公園や緑地は、私たちの生活に自然の美しさや季節感をもたらすとともに、人工的要素の多い都市空間にうるおいを生み、人々にやすらぎを与えてくれます。緑豊かなオープンスペースは、都市景観の重要な構成要素であり、市民の憩いの場やレクリエーションの場となり、災害時には避難場所としての役割を果たすとともに、騒音の防止や気候の調節、大気の浄化を行うなど多面的な機能を持っています。このように、良好な環境を保ち、安全で快適な都市生活を営む上で、公園や緑地は重要な役割を担っています。本市では、地域の特性を生かした公園・緑地を計画的に配置するなど総合的・体系的な公園・緑地の整備を進めていくため、「釧路市緑の基本計画」を策定しています。

(2) 公園、緑地の整備

本市では、公園や緑地の整備や充実を進めています。本市には、「都市公園法」に基づく「都市公園」と「釧路市ふれあい公園条例」に基づく「ふれあい公園」があります。令和元年度末の市内の公園の開設状況は、次のとおりとなっています。

表3-4-1 公園の開設状況

| 公園の種類 | 2015 (H27) | | 2016 (H28) | | 2017 (H29) | | 2018 (H30) | | 2019 (R1) | | |
|--------|------------|--------|------------|--------|------------|--------|------------|--------|-----------|--------|--------|
| | 箇所 | 面積(ha) | 箇所 | 面積(ha) | 箇所 | 面積(ha) | 箇所 | 面積(ha) | 箇所 | 面積(ha) | |
| 都市公園 | 街区公園 | 204 | 40.49 | 205 | 40.80 | 206 | 41.06 | 206 | 41.06 | 207 | 41.30 |
| | 近隣公園 | 14 | 24.00 | 14 | 24.00 | 15 | 24.08 | 15 | 25.61 | 15 | 26.00 |
| | 地区公園 | 5 | 27.20 | 5 | 27.20 | 5 | 27.20 | 5 | 27.20 | 5 | 27.20 |
| | 総合公園 | 4 | 156.00 | 4 | 156.00 | 4 | 156.00 | 4 | 156.00 | 4 | 156.00 |
| | 運動公園 | 1 | 66.55 | 1 | 66.55 | 1 | 66.55 | 1 | 66.55 | 1 | 66.55 |
| | 特殊公園 | 1 | 0.63 | 1 | 0.63 | 1 | 0.63 | 1 | 0.63 | 1 | 0.63 |
| | 都市緑地 | 22 | 83.05 | 22 | 83.05 | 22 | 83.13 | 22 | 83.13 | 22 | 83.13 |
| ふれあい公園 | 14 | 1.91 | 14 | 11.91 | 14 | 11.91 | 14 | 11.91 | 14 | 11.91 | |
| 合計 | 265 | 409.83 | 266 | 410.14 | 268 | 410.56 | 268 | 412.09 | 269 | 412.72 | |

また、主な公園の状況は次のとおりです。

① 春採公園

春採公園は、面積が68.6haあり、このうち春採湖が36.1haを占めています。市街地の中に自然の湖を持つユニークな公園で、周遊园路などが整備され、市民に親しまれています。平成19年度には「日本の歴史公園100選」に選定されました。

② 山花公園

山花公園は、旧釧路市と旧阿寒町にまたがる公園で、動物園、池広場、オートキャンプ場などが整備されています。

③ 釧路大規模運動公園

釧路大規模運動公園は、野球場や陸上競技場などの運動施設を備えた東北道のスポーツやレクリエーションの拠点となる公園を目指して整備が進められてきました。野球場や陸上競技場のほか、サッカー場、テニスコート、ゲートボール場、ソフトボール場、子供の広場、水辺広場、湿原の風アリーナ釧路などが整備されています。

④ 武佐の森緑地

武佐の森は、市街地に接した緑地で、鉄道防雪林として残されてきたものです。森の中には、樹齢200年を超えるミズナラの巨木などがあり、野鳥をはじめとする野生生物が数多く見られるなど豊かな自然が残っています。また、貝塚や住居跡などの遺跡も多く、地域住民の憩いの場、環境学習の場となっており、散策路や広場、休憩施設などが整備されています。

⑤ 新釧路川緑地

新釧路川の河川敷を活用した都市緑地で、野球場やサッカー場、ラグビー場、パークゴルフ場などの運動施設を主体に、散策路や広場などの整備が行われています。

⑥ 村田公園

村田公園は、釧路町トリトウシに位置する面積107.9haの公園です。昭和54年に、保健保安林（防霧保安林兼種）に指定されています。中央広場を中心に圏内約2.7kmの遊歩道が作られており、自然観察等ができるように整備されています。

⑦ 丹頂鶴自然公園

丹頂鶴自然公園は、昭和33年、タンチョウの保護・育成を図るために開園された公園です。昭和43年に自然ふ化、昭和45年には人工ふ化に成功しました。面積約9.8haの公園内では、一年を通じてタンチョウの姿を見ることができます。

(3) 道路や公共施設の緑化

街路樹は、美しい町並みや快適な都市空間の形成のほか、騒音振動の緩和などにも役立っています。本市では、街路の整備に合わせ、植栽により沿道の緑化を進めています。また、公園、学校、公営住宅などの公共施設において、植栽や花壇の整備などの緑化を進めています。

(4) 公園里親制度

本市では、清掃や草刈などの公園の美化活動について、区域を決めてボランティアに委任する「公園里親制度」を設け、平成13年度から実施しています。令和元年度の登録の状況は以下のとおりです。

表3-4-2 公園里親登録状況

| | 里親（団体） | 公園名 | 活動人員 |
|----|----------------|---------------|------|
| 1 | 鉄北西部第2地区連合町内会 | 若草公園 | 19 |
| 2 | 文苑はしどい町内会 | 文苑2号公園 | 12 |
| 3 | 昭和北1丁目町内会 | 昭和かつら公園 | 19 |
| 4 | 鳥取丹頂町内会 | 鳥取14号公園 | 28 |
| 5 | 新釧路町内会 | 新釧路2号公園 | 16 |
| 6 | 美原5丁目東町内会 | ニュータウン3号公園 | 40 |
| 7 | 文苑すこやか町内会 | 文苑1号公園 | 18 |
| 8 | 昭和四一睦町内会 | 昭和13号公園 | 26 |
| 9 | 芦野5丁目のぞみ町内会 | 芦野6号公園 | 33 |
| 10 | 大楽毛光栄町内会 | 大楽毛南8号公園 | 18 |
| 11 | 大楽毛四丁目町内会 | 大楽毛12号公園 | 19 |
| 12 | 貝塚団地町内会 | 貝塚4丁目2号公園 | 28 |
| 13 | 富士見地区連合町内会 | 富士見公園 | 22 |
| 14 | 芦野あすなろ町内会 | 芦野4号公園 | 18 |
| 15 | 鶴野地区連合町内会 | 鶴野東4号公園 | 38 |
| 16 | つつじヶ丘町内会 | 興津エニシダ公園 | 12 |
| 17 | 昭園町内会 | 昭和17号公園 | 18 |
| 18 | 昭和橋町内会 | 昭和16号公園 | 35 |
| 19 | 桜ヶ岡第2陸橋町内会 | 桜ヶ岡2丁目公園 | 9 |
| 20 | 永住町内会 | 永住2号公園 | 41 |
| 21 | 昭和元町町内会 | 昭和10号公園 | 30 |
| 22 | 星が浦町内会11班 | 星が浦6号公園 | 3 |
| 23 | 望洋湖上町内会 | 春採3丁目8よい子の砂場 | 17 |
| 24 | 鶴野東3号公園里親の会 | 鶴野東3号公園 | 15 |
| 25 | 長生園前町内会 | 長陽公園 | 31 |
| 26 | 昭和自治会 | 鳥取3号公園 | 14 |
| 27 | 啄木通り商店会 | 南大通公園(啄木ゆめ公園) | 21 |
| 28 | 榊釧路製作所 | 川北公園 | 52 |
| 29 | 三井住建道路(株)北海道支店 | 星が浦緑地 | 9 |
| 30 | 芦野東都町内会 | くろゆり公園 | 10 |
| 31 | 榊釧路製作所 | 新釧路公園 | 52 |
| 32 | 日本道路(株)道東営業所 | 中島公園 | 26 |
| 33 | 昭和南6丁目町内会 | 昭和14号公園 | 14 |
| 34 | 鶴野東かがやき町内会 | 鶴野東2号公園 | 6 |
| 35 | 如月の会 | 江南公園 | 19 |
| 36 | 昭和中央5丁目町内会 | 昭和19号公園 | 39 |

(5) 市民参加による緑化活動

みどりあふれるまちづくりを目指し、次のような市民参加による地域全体の緑化活動を進めています。

表3-4-3 市民参加による主な緑化活動の取り組み

| 緑化活動 | 活動内容 |
|-------------------|---|
| 花いっぱい運動推進事業 | 阿寒地域の国道240号線の両側歩道への花の植栽及び清掃活動を実施しています。令和元年度は、植栽、清掃活動等に延べ3,165人参加しました。 |
| ボランティアサポートプログラム事業 | 音別地域の国道38号線沿い植樹帯への花の植栽及び歩道清掃を実施しています。令和元年度は、植栽、清掃活動等に延べ220人参加しました。 |
| 街のみどりパネル展 | 緑化意識の向上のため、花壇コンクールの写真パネルのほか、花の種の無料配布を行っています。令和元年度は、市役所ロビー、阿寒町公民館、音別町コミュニティセンターで、計19日間開催しました。 |
| 緑の愛護賞 | 公園や道路の美化・緑化活動を長年続けている個人や団体を表彰しています。令和元年度は、個人の部3件を表彰しました。 |
| 市民植樹祭 | 花と緑の豊かなまちづくりを目的に、市民参加による植樹祭を開催しています。 |
| 育樹事業 | 植樹祭で植えられた樹を育てるために、令和元年度は牛堆肥による土壌改良や鹿よけ防止柵の設置を実施しました。 |
| 農村景観形成活動事業 | 農業農村交流拠点施設のある山花地区を中心として農村景観形成の整備振興を図るため、市民協働で植栽等を行っています。令和元年度は延べ19人が参加し、マリーゴールド、ペゴニア等190株を植栽しました。 |

(6) 事業者への緑化指導・緑化助成

① 開発許可にあたっての緑化指導

環境保全、災害の防止、非常時における避難及び居住者のレクリエーション等の用に供するため、誘致距離を考慮した公園、緑地又は広場を設置するよう指導しています。

② 釧路市企業立地促進条例に基づく緑化助成

本市では、「釧路市企業立地促進条例」に基づき、敷地面積や建物面積が一定規模以上の工場の新設または増設に際して、緑地の整備費用の一部を補助しています。

(7) 親水空間の整備

本市には、釧路川・新釧路川などの河川や海浜、春採湖などの水辺があり、いずれも貴重な水辺として、市民に親しまれています。水辺は、水と緑の空間として地域社会にうるおいを与え、まちの景観形成や余暇の有効利用などにおいて重要な役割を果たしています。快適な都市環境を創出するため、河川や海岸などの親水空間の整備を図ることが求められています。

① 釧路川河畔整備

市は北海道とともに「ふるさとの川推進懇談会」を組織し、市民の参加・協力を得ながら釧路川下流部の水際における緑化などの検討を行いました。検討結果を踏まえ、市は「ふるさとの川整備事業」として親水性豊かな河川空間を創出するため、ぬさまい広場をはじめとした7カ所の拠点広場や、堤防を利用したプロムナードの整備を行いました。また、幣舞橋からJR橋間を釧路川リバーサイド緑地として位置づけ、観光客や市民に広く利用されています。なお、当該区間の整備が完了したことに伴い「ふるさとの川推進懇談会」は平成24年度をもって終了しています。

② 新釧路川緑地整備

新釧路川は、水と緑による広い空間を形成し、郊外から市街地までを直線状に貫いている市の代表的な景観地です。釧路市では、新釧路川の河川敷に昭和48年度より野球場・サッカー場などの運動施設や園路・芝生・サイクリングロードなどの河畔整備を行っています。

③ 春採湖周辺整備

春採湖を包含する春採公園は、市街地内において貴重な自然に恵まれ、ボート遊びや自然観察ができる憩いの場として多くの市民に親しまれています。昭和28年から総合公園としての整備を行っており、野草園や野鳥観察施設が整備されているほか、湖岸の周遊園路や人道跨線橋など岸辺の散策が安全に楽しめる施設が整備されています。

④ 千代の浦マリパークの整備

千代ノ浦海岸では、漁港整備に併せて、市民が水辺に親しめる施設として、釣護岸、親水公園、休憩棟（バーベキューコーナー）などの施設が整備されています。令和元年度は、337件、5,838名の休憩棟の使用がありました。

⑤ 港湾緑地

釧路港の港湾緑地周辺には、釧路フィッシャーマンズワーフMOO・EGGや、幣舞橋、港文館などがあり、釧路川河畔と一体となって、釧路を代表するウォーターフロント景観が形づくられています。また、臨海部防災拠点として整備された「耐震・旅客船ターミナル」は、平常時には旅客船のターミナルとして活用されることにより、隣接する観光拠点施設との一体的な賑わい空間の創出に貢献しています。

⑥ 馬主来沼の保全

音別地域の馬主来沼は「日本の重要湿地500」にも選定されており、古くからシジミ貝が採取できる湖沼として知られているほか、野鳥の観察や自然景観が優れた場所としてその保全を図っています。

2 良好な景観の形成

(1) 景観に配慮したまちづくり

① 公共建築物の景観配慮

学校などの公共施設や、道路・公園などの整備に当たっては、周辺の景観との調和を図るよう景観の配慮に努めています。令和元年度は、釧路市立高等看護学院の外壁の色彩を、釧路市景観審議会色彩部会において決定しました。

② 景観法に基づく行為の届出

大規模な建築物の建築や工作物の建設等を行う場合は、「景観法」に基づく届出が必要です。令和元年度は30件の届出がありました。

③ 景観計画重点区域、景観形成推進区域の指定

特に良好な景観づくりを進める区域として、地域を活性化する拠点として良好な景観を形成する必要がある区域や、観光の振興や文化の交流の促進を図る上で良好な景観を形成する必要がある区域を「景観計画重点区域」、良好な自然景観や田園景観を有し周囲の景観とともに良好な景観を将来にわたり保全していくことが必要な区域を「景観形成推進区域」として指定します。景観計画重点区域として、3地区（①幣舞橋・釧路川周辺地区、②釧路駅・北大通周辺地区、③阿寒湖温泉地区）を候補地区として位置づけ、指定に向けた取り組みを進めている段階です。また、平成16年4月より道道釧路空港線周辺地区を景観形成推進区域として指定しています。

④ 景観重要建造物、景観重要樹木の指定

当市は、特徴的な外観を有し地域のシンボルとなる建築物や樹木を景観重要建造物、景観重要樹木に指定します。それぞれの指定の方針を定め、指定に向けた取り組みを進めていますが、現在該当する物件はありません。

(2) 市民意識の向上

釧路市の景観についてより知ってもらうため、景観パネル展を令和元年度はコアかがやき、コア大空、コア鳥取、音別町行政センター、防災庁舎、阿寒町公民館で開催しました。

また、北海道教育大学付属釧路中学校1年生を対象に景観の出前講座を行いました。(99人参加)。

3 歴史的文化的環境の保全

(1) 文化財の保護

文化財は、歴史や文化を理解する上で欠くことのできないものであり、これらを保存し良好な状態で残していくことは、将来の文化の向上・発展のために非常に重要です。また、これら歴史や伝統を伝える建造物や文化財などの文化遺産は、地域の景観を形成する重要な要素であり、私たちの生活に安らぎや潤いを与え、郷土意識を高めるために欠かせないものとなっています。

文化財の保護保存や活用などを図るため、国においては昭和25年に「文化財保護法」が制定されています。本市においては、昭和50年に釧路市文化財保護条例を制定し、市内の文化財の保護・保存・活用に努めています。本市には現在、4カ所の国指定史跡と1カ所の市指定史跡があります。このうち東釧路貝塚、北斗遺跡の2カ所については整備を完了しましたが、その他については未整備のまま保存されています。これらの史跡については、周辺の草刈りを行うなど地域住民へ悪影響を及ぼさない環境づくりを行っています。

表3-4-4 指定文化財一覧

| 分類 | | 指定 | 名称 |
|-------|-----------|-------------------|------------|
| 記念物 | 史跡 | 国 | 釧路川流域チャシ跡群 |
| | | | 春採台地堅穴群 |
| | | | 東釧路貝塚 |
| | | | 北斗遺跡 |
| | | 市 | 三津浦古谷遺跡 |
| | 特別天然記念物 | 国 | タンチョウ |
| | | | 阿寒湖のマリモ |
| | 天然記念物 | 国 | 春採湖ヒブナ生息地 |
| | | | 釧路湿原 |
| | | | クマゲラ |
| | | | オオワシ |
| | | | オジロワシ |
| | | シマフクロウ | |
| | 市 | キタサンショウウオ | |
| | | 砂岩脈（サンド・ストーン・ダイク） | |
| | | 谷地坊主（ヤチボウズ） | |
| 民俗文化財 | 重要無形民俗文化財 | 国 | アイヌ古式舞踊 |
| | | 道 | 釧路鳥取きりん獅子舞 |
| | | 市 | 紀ノ丘神楽 |
| 有形文化財 | 彫刻 | 道 | 円空作観音像 |
| | 古文書 | 市 | 佐野家文書 |
| | | | 市河文書 |
| | 歴史資料 | 市 | 鳥取村本籍簿 |
| | | | 永久保秀二郎日誌 |
| | | | 釧路新聞 |
| | 考古資料 | 市 | 星兜（残欠） |

(2) 文化財の発掘調査

埋蔵文化財とは、土器や石器、貝塚や住居跡など地中に埋もれている文化財のことで、これらを包蔵している土地を埋蔵文化財包蔵地（一般には「遺跡」といい、市内には周知の埋蔵文化財包蔵地が137カ所あります。本市では、埋蔵文化財調査センターを設置し、埋蔵文化財の保護や調査研究などを行っています。また、包蔵地の開発行為（工事）が計画されたときには、事業者との事前協議を行い、現状保存するための対応を行っています。計画変更ができない場合には事前発掘調査を実施し、記録を保存しています。

4 都市美化の推進

(1) ごみのポイ捨て防止対策

ごみの散乱を防止するための総合的な対策として、「釧路市みんなできれいな街にする条例」を制定しています。この条例では、美観推進重点区域を指定しており、この区域内で空き缶及び吸殻等を投棄した場合、持ち帰りや回収などの必要な措置について、市長は命令することができます。命令に違反した場合、30,000円以下の罰金を課すこととしております。

表3-4-5 美観推進重点区域

| 区域 | 範囲 |
|------------|------------------------------------|
| 新富士・星が浦地区 | 新富士町6丁目、星が浦南1丁目、星が浦南2丁目、星が浦南3丁目 |
| 新釧路川緑地地区 | 昭和、昭和町1丁目、治水町、東川町及び愛国の各地先並びに昭和町1丁目 |
| 美原・芦野・文苑地区 | 美原全域、芦野全域、文苑全域 |
| 北大通地区 | 北大通全域、錦町2丁目 |
| 米町地区 | 米町全域 |
| 春採公園地区 | 春湖台 |

(2) ごみの不法投棄対策

本市では、ごみの不法投棄対策として、監視や、関係行政機関による情報交換及び合同現地調査を目的としたパトロールなどの取り組みを進めています。このほか、釧路管内8市町村による取り組みとして、「自然の番人宣言」を制定しています。（31ページ参照）

(3) 市民との協働による清掃活動の実施

本市では、商工会議所や連合町内会などの各種団体で構成する「釧路市マチをきれいにする推進協議会」を中心に関係機関等と連携し、春の全市一斉清掃や秋の自主清掃運動などの活動や、小学生を対象としたポスターコンクール、ポイ捨て防止に関する街頭啓発などの普及啓発活動を実施しています。また、「集まれごみひろい隊会」、「春採公園クリーン作戦」、「釧路市クリーンパートナー制度」や連合町内会による環境美化活動、保育園児による保育園舎及び近隣公園の清掃、自主的清掃実施団体などの市民ボランティアによる清掃活動を進めています。

表3-4-6 釧路市クリーンパートナー制度登録団体

| | 登録団体 | 清掃活動区域 |
|----|------------------------|----------------------|
| 1 | 太平洋設備株式会社 | 北大通地区 |
| 2 | 釧路北ローターアクトクラブ | 新釧路川緑地地区（鶴見橋から上流） |
| 3 | 釧路子ども劇場 | 千代の浦マリパーク、春採公園周辺 |
| 4 | 釧路川元気の会 | 釧路川（幣舞橋から久寿里橋の間） |
| 5 | 日本たばこ産業株式会社釧路営業所 | 大川町 |
| 6 | 国際ゾンタ 26 地区エリア釧路ゾンタクラブ | 星が浦大通及び星が浦南地区の一部 |
| 7 | D CMホームマック株式会社 | 新釧路川緑地地区（鶴見橋、鳥取橋間全域） |
| 8 | 株式会社釧路製作所本社工場 | 川北町、新釧路町全域 |
| 9 | 株式会社KCMコーポレーション | 桜ヶ岡中央通及び久寿里橋通2の一部 |
| 10 | 第一環境株式会社釧路事業所 | 南大通から米町 |
| 11 | 株式会社美瞥 | 鳥取7号公園外周 |
| 12 | マルハン釧路店 | 星が浦大通2丁目 |
| 13 | 明治安田生命保険相互会社釧路駅前営業所 | 黒金町10～13丁目 |

(4) 空き地、市道等の適正管理

① 空き地の管理

本市では、空き地の所有者が適正な管理を行うように、「釧路市空き地管理指導要綱」を定め、所有者への指導や草刈業者のあっせんを行っています。令和元年度は、空き地に関する苦情に対し、要綱による指導を68件実施しました。また、市有地（未利用地）については草刈を行っており、令和元年度は41,968㎡の草刈を行いました。

② 市道の管理

本市では、市道の適正な管理を行っています。令和元年度は、路面の清掃を1,036.2km、排水路の草刈を6.5km、道路路肩の草刈を313.6km実施しています。

(5) 空家等対策

所有者等により適切に管理されていない空家等は、家屋の倒壊の危険や放置されたゴミ等さまざまな問題を生じさせます。本市では、市民が安全・安心に暮らすことのできる生活環境を確保し、空家等対策をより計画的に進めるため、「釧路市空家等対策計画」を平成29年に策定しました。

この計画に掲げる基本の方針を踏まえ、老朽化が著しい空家等の除却費用の一部を補助する「不良空家等除却補助制度」の実施、「空き家無料合同相談会」の開催、「空き家等の対策に関する協定書」の締結等、空家等対策に取り組んでいます。

(6) 放置自動車の対策

道路や公園に放置されている自動車は、街の景観を損なうばかりでなく、交通の障害、子どもの危険な遊び場、放火、ごみの投棄場所など様々な悪影響を及ぼしています。そこで本市では、放置自動車対策として、「釧路市自動車放置防止条例」を制定しています。同条例第15条に基づく釧路市廃自動車認定等委員会を設置し、同委員会の意見を聴いて、放置自動車を廃自動車として認定する基準（廃自動車認定基準）を定めました。令和元年度の放置自動車の発生確認台数や、過年度繰越分を含めた撤去の状況は以下のとおりです。

表3-4-7 放置自動車の発生確認及び撤去の状況 (単位：台)

| | 台数 | | |
|-------------------|----|-------|-------|
| | | うち市有地 | うち民有地 |
| 令和元年度放置自動車確認台数 | 6 | 4 | 2 |
| 前年度からの繰り越しを含めた台数 | 11 | 8 | 3 |
| 撤去した台数 | 8 | 5 | 3 |
| 所有者・地権者等が撤去 | 8 | 5 | 3 |
| 市が撤去 | 0 | 0 | 0 |
| 他課等（国・道含む）に移管した台数 | 0 | 0 | 0 |
| 調査終了とした台数 | 0 | 0 | 0 |
| 次年度に繰り越した台数 | 3 | 3 | 0 |

基本方針V 生活環境の保全

【環境の現況】

1 大気汚染

大気汚染は、主に工場・事業場の固定発生源や自動車等の移動発生源からの汚染物質によって生じます。大気汚染防止の目標として、「環境基本法」に基づき環境基準が設定されています。

本市における大気汚染は都市型と産業型の複合型であり、主な汚染源には、工場・事業場の燃料使用、冬期間の暖房使用に伴って排出されるばい煙、自動車による排気ガスなどがあります。

令和元年度の一般環境測定結果（2局）は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質（SPM）について、全測定局において環境基準を達成しました。昭和小局でのみ測定を行っている微小粒子状物質（PM2.5）についても環境基準を達成しました。

2 悪臭

悪臭は、一般に多成分、低濃度の複合気体であり、人の嗅覚によって直接感知されるいわゆる感覚公害です。40万種以上あると言われる有臭物質の中で、腐敗臭のような人に不快感や嫌悪感を与える悪臭が工場・事業場などから排出され、周辺住民の生活環境を損なうと「悪臭公害」となります。

本市における主な悪臭の発生源には、製紙工場や魚粕・ミール工場などがあり、これらの工場の立入検査や、その周辺地域の環境調査を実施しています。令和元年度は、環境調査における1地点にて基準値を超過していましたが、立入検査では基準値の超過はありませんでした。

3 水質汚濁

水は、飲用のほか、日常生活、農水産業、工業などいろいろな目的で利用されており、人の生活に必要な不可欠なものの一つです。また、野生生物の生息のためにも良好な水環境が必要です。この大切な水が、事業場排水や生活排水などからの有機物や有害な物質によって汚染されることを水質汚濁といいます。

河川、湖沼、海域等の公共用水域の水質汚濁を防止するため、人の健康の保護に関する環境基準（以下、健康項目）と、水系ごとに類型を指定する生活環境の保全に関する環境基準（以下、生活環境項目）が設定されています。

本市の公共用水域のうち、釧路川・新釧路川・阿寒川・春採湖・阿寒湖・釧路海域で環境基準の生活環境項目の水域類型が指定されています。公共用水域の汚濁の代表的な指標として、BODやCODがあり、河川についてはBOD、湖沼及び海域についてはCODが使われます。

河川の水質の状況は、3河川（5地点）全てでBODの環境基準を達成しています。湖沼の水質の状況は、2湖沼（5地点）全てでCODの環境基準を達成していません。釧路海域は、11地点のうち3地点はCODの環境基準を達成しています。

4 騒音・振動

騒音・振動は人の感覚に直接影響を与え、日常生活の快適さを損なうことで問題になることが多く感覚公害と呼ばれています。とりわけ騒音は、発生源が工場・事業場、建設作業から交通機関、さらには私たちの家庭生活によるものまで多種多様です。振動は、工場・事業場、建設作業、道路などから発生する振動が主に地盤を媒体として伝わり、周辺住民の生活環境に影響を与えるもので、その発生源は騒音とほぼ同一であり、騒音とともに発生することが多くなっています。

本市における騒音に関する苦情としては、建設作業によるものが最も多く、また、住宅と近接している工場・事業場からの騒音についても苦情が発生しています。近年では、市内の過密化や生活様式の多様化に伴い、日常生活に起因する近隣騒音などによる苦情が発生しています。

また、環境基準の達成状況について、令和元年度は、自動車騒音測定および航空機騒音測定の全地点で環境基準を達成しています。

【施策の推進状況】

1 大気汚染・悪臭の防止

(1) 一般環境測定結果

本市では、大気測定局を昭和小学校、釧路高専に設置しています（図3-5-1参照）。各測定局では、二酸化硫黄(SO₂)、窒素酸化物(NO_x)、浮遊粒子状物質(SPM)、風向、風速の各項目について測定を行っています。また、北海道が、昭和小学校測定局にて微小粒子状物質(PM_{2.5})の測定を行っています。

図3-5-1 大気汚染測定局設置状況



表3-5-1 大気測定局の測定項目

| 番号 | 測定機関 | 測定局名 | 所在地 | 二酸化硫黄(SO ₂) | 窒素酸化物(NO _x) | 浮遊粒子状物質(SPM) | 微小粒子状物質(PM _{2.5}) | 風向風速 |
|----|------|-------|------------|-------------------------|-------------------------|--------------|-----------------------------|------|
| A | 釧路市 | 釧路高専 | 大楽毛西2-32-1 | ○ | ○ | ○ | - | ○ |
| B | 北海道 | 昭和小学校 | 昭和中央3-12-2 | ○ | ○ | ○ | - | ○ |
| | | | | - | - | - | ○ | - |

① 二酸化硫黄(SO₂)

二酸化硫黄は、主として石油や石炭などの化石燃料に含まれる硫黄分が燃焼することによって発生し、工場や事業場のボイラーなどが主な発生源となっています。

本市では、大気測定局2局で二酸化硫黄を常時監視しており、令和元年度は、全ての測定局で環境基準を達成しています。（表3-5-2参照）

表3-5-2 二酸化硫黄環境基準達成状況（令和元年度）

（単位：ppm）

| | （短期的評価） 1時間値が0.1ppm以下であること、かつ、1日平均値が0.04ppm以下であること。 | | | （長期的評価） 1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること、かつ、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。 | | |
|-------|--|---------------------|------|--|---------------|------|
| | 1時間値の最高値 | 1日平均値が0.04ppmを超えた日数 | 達成状況 | 1日平均値2%除外値 | 1日平均値の連続超過の有無 | 達成状況 |
| 釧路高専 | 0.033 | 0 | ○ | 0.003 | 無 | ○ |
| 昭和小学校 | 0.032 | 0 | ○ | 0.005 | 無 | ○ |

表3-5-3 二酸化硫黄経年変化（年平均値）（単位：ppm）

| | 2015(H27) | 2016(H28) | 2017(H29) | 2018(H30) | 2019(R1) |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|
| 釧路高専 | 0.002 | 0.001 | 0.001 | 0.001 | 0.001 |
| 昭和小学校 | 0.001 | 0.001 | 0.001 | 0.001 | 0.001 |

② 二酸化窒素(NO₂)

二酸化窒素は、燃料や空気中の窒素分が燃焼に伴って酸化して発生し、自動車などの移動発生源による影響が大きいことが特徴です。

本市では、大気測定局2局で二酸化窒素を常時監視しており、令和元年度は、全ての測定局で環境基準を達成しています。（表3-5-4参照）

表3-5-4 二酸化窒素環境基準達成状況（令和元年度）（単位：ppm）

| | 1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること。 | |
|-------|------------------------------|------|
| | 1日平均値の年間98%値 | 達成状況 |
| 釧路高専 | 0.016 | ○ |
| 昭和小学校 | 0.016 | ○ |

表3-5-5 二酸化窒素経年変化（年平均値）（単位：ppm）

| | 2015(H27) | 2016(H28) | 2017(H29) | 2018(H30) | 2019(R1) |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|
| 釧路高専 | 0.005 | 0.017 | 0.006 | 0.007 | 0.007 |
| 昭和小学校 | 0.007 | 0.016 | 0.008 | 0.007 | 0.007 |

③ 浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径10μm（マイクロメートル）以下のものを浮遊粒子状物質と言います。浮遊粒子状物質の主な発生源は、工場・事業場からのばい煙、自動車の排気ガスなどがあります。

本市では、大気測定局2局で浮遊粒子状物質を常時監視しており、令和元年度は、全ての測定局で環境基準を達成しています。（表3-5-6参照）

表3-5-6 浮遊粒子状物質環境基準達成状況（令和元年度）（単位：mg/m³）

| | （短期的評価） 1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること、かつ、 1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であること。 | | | （長期的評価） 1日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下である こと、かつ、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた 日が2日以上連続しないこと。 | | |
|-------|---|--|----------|--|-------------------|----------|
| | 1時間値の最高値 | 1日平均値が0.10mg/ m ³ を超えた日数 | 達成 状況 | 1日平均値2%除外値 | 1日平均値の連続 超過の有無 | 達成 状況 |
| 釧路高専 | 0.119 | 0 | ○ | 0.024 | 無 | ○ |
| 昭和小学校 | 0.083 | 0 | ○ | 0.019 | 無 | ○ |

表3-5-7 浮遊粒子状物質経年変化（年平均値）（単位：mg/m³）

| | 2015(H27) | 2016(H28) | 2017(H29) | 2018(H30) | 2019(R1) |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|
| 釧路高専 | 0.011 | 0.011 | 0.012 | 0.011 | 0.013 |
| 昭和小学校 | 0.010 | 0.009 | 0.010 | 0.009 | 0.010 |

④ 微小粒子状物質（PM_{2.5}）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径2.5μm（マイクロメートル）以下のものを微小粒子状物質と言います。微小粒子状物質の主な発生源は、工場・事業場からのばい煙、自動車の排気ガスなどがあります。

本市においては、北海道が平成26年11月から昭和局にて微小粒子状物質の常時監視を始められています。なお、令和元年度は環境基準を達成しています。（表3-5-8参照）

表3-5-8 微小粒子状物質環境基準達成状況（令和元年度）（単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

| | （短期基準） 1年間に測定されたすべての日平均値（欠測日を除く。）を、1年間での最低値を第1番目として、値の低い方から高い方に順（昇順）に並べたとき、低い方（最低値）から数えて98%目に該当する日平均値（98%値）が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。 | | （長期基準） 1年間に測定されたすべての日平均値（欠測日を除く。）の総和を測定日数（欠測日を除く。）で割り算して得られた値（年平均値）が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。 | | 達成状況 |
|-------|---|------|---|------|------|
| | 98%値 | 基準超過 | 年平均値 | 基準超過 | |
| 昭和小学校 | 16.4 | 無 | 5.8 | 無 | ○ |

表3-5-9 微小粒子状物質経年変化（年平均値）（単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

| | 2015(H27) | 2016(H28) | 2017(H29) | 2018(H30) | 2019(R1) |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|
| 昭和小学校 | 7.2 | 5.5 | 6.9 | 6.1 | 5.8 |

(2) 工場・事業場対策の推進（大気汚染）

① 大気汚染防止法

工場・事業場等には、ボイラー、乾燥炉などのばい煙を発生する施設と、鉱物・土石の堆積場、破砕機などの粉じんを発生する施設があります。これらの施設のうち、ばい煙や粉じんの発生量が一定規模以上の施設については、「大気汚染防止法」によりその排出が規制され、施設等の届出が義務付けられています。

ばい煙には、硫酸化合物、ばいじん及び有害物質があり、工場などから大気中に排出される汚染物質ごとにその許容限度として排出基準が定められています。粉じんは、ものの破砕や選別、その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し又は飛散する物質です。排出の形態が堆積場や建物全体から飛散するケースが多く、その影響の範囲も限られるため、粉じん規制は粉じんが飛散しないような施設の構造や使用方法等について基準が定められています。

なお、「大気汚染防止法」に基づく工場・事業場の立入調査や指導等については、北海道が実施しています。令和元年度は、7件（延件数）の立入検査を実施し、基準違反はありませんでした。

② 北海道公害防止条例

「北海道公害防止条例」では、「大気汚染防止法」では対象外となっているばい煙発生施設及び粉じん発生施設についても、特定施設として硫酸化合物等の排出を規制しています。

③ 釧路市公害防止条例

「釧路市公害防止条例」では、「大気汚染防止法」では対象外となっているばい煙発生施設（ボイラー及び給湯炉）についても、特定施設として硫酸化合物の排出を規制しています。

表3-5-10 大気汚染防止法等に基づく特定施設の届出数

| 区分 | | 施設数 | 区分 | | 施設数 |
|---------|-----------|-----|---------|-----------|-----|
| ばい煙発生施設 | 大気汚染防止法 | 512 | 粉じん発生施設 | 大気汚染防止法 | 81 |
| | 北海道公害防止条例 | 0 | | 北海道公害防止条例 | 359 |
| | 釧路市公害防止条例 | 231 | | | |

④ 公害防止協定の推進

本市は、市内で主要なばい煙発生施設を有する日本製紙(株)、王子マテリア(株)両釧路工場の2社とばい煙等の排出濃度等に関わる公害防止協定を締結しており、2社から環境データの報告を受け、協定値の達成状況を検証し確認しています。

協定では、硫酸化合物、窒素酸化物、ばいじんおよび水銀の排出濃度等について、協定値を法規制値以下に定めており、2社に対しては、公害防止協定の協定値の遵守状況について立入検査等を通じて監視・指導を行っています。

また、令和2年3月27日には(株)釧路火力発電所との公害防止協定を締結しています。

(3) 自動車対策

① 大気汚染防止法等

自動車排出ガスとして「大気汚染防止法」により規制されている大気汚染物質には、一酸化炭素、炭化水素、鉛化合物、窒素酸化物及び粒子状物質があります。それぞれ、排出ガス濃度と走行距離あたりの排出ガス量があわせて規制されており、このうち排出ガス量については自動車の種別ごとに許容限度が設定され、「道路運送車両法」や「道路交通法」に基づき車両の検査が行われています。自動車排出ガスの対策としては、エンジンの改良など自動車本体から排出される汚染物質の低減対策等が進められています。

公道を走行しないオフロード自動車については、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」により排出ガス規制が行われています。

② 公共交通機関の利用促進

各種イベント開催時に公共交通機関の利用を参加者へ呼びかけるとともに、本市職員に対し通勤時のノーマイカーデーの定着と実行に努めています。

また、地球温暖化対策の一環としても公共交通機関の利用を推進しており、COOL CHOICEの取り組みの一つとして呼びかけを行っています。（27ページ参照）

③ 道路の体系的整備等

市街地の交通混雑を緩和し、排出ガスの低減を図るため、体系的な道路整備が進められています。

現在は、幹線道路ネットワークとして、一般国道38号釧路新道及び一般国道38・44号釧路外環状道路のうち、釧路西、釧路新道の4車線化整備が進められています（いずれも事業主体は北海道開発局）。

本市では、今後とも北海道開発局をはじめとする各道路管理者と連携を図りながら、体系的な道路整備を進めます。

④ エコドライブ

本市では、地球温暖化対策の一環としてエコドライブを推進しています。エコドライブを実践すると燃費が向上するため、排出ガス量の削減にもつながります。（23ページ参照）

(4) 特定悪臭物質環境調査結果

本市では、悪臭物質による大気汚染状況を把握するため、規制地域における大気中の悪臭物質の濃度測定調査を行っています。

令和元年度は、工場が立地する地域として、鳥取地区・西港地区・大楽毛地区の環境調査を4回実施しました。測定結果は、1地点において基準値を超過していましたが、ほかの地点において特に高い値はありませんでした。

また、同地区において官能試験による臭気指数測定調査を3回実施しました。

(5) 工場・事業場対策の推進（悪臭）

① 悪臭防止法

「悪臭防止法」に基づく規制地域においては、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について悪臭物質を定めて規制されています。本市では、悪臭防止法に基づき、規制地域内の工場・事業場に対し、立入検査を実施しており、令和元年度は3事業場に対し、立入検査を実施しました。

規制値を超過した場合には、その事業場に対し、悪臭防止対策として脱臭施設の改善整備等について指導しています。

表3-5-11 特定悪臭物質立入検査結果（令和元年度）

| 工場・事業場数 | 悪臭防止法に基づく立入検査 | |
|---------|---------------|------------|
| | 検査回数 | 規制値を超過した回数 |
| 3 | 3 | 0 |

② 公害防止協定の推進

本市では、公害防止協定を締結している事業所のうち、日本製紙(株)、王子マテリア(株)両釧路工場の2社と悪臭の排出濃度に関する協定値を定めており、適切な指導によって、協定値が遵守されています。

また、令和2年3月27日には(株)釧路火力発電所との公害防止協定を締結しています。

2 水質汚濁の防止

(1) 公共用水域の水質測定結果

① 河川

河川については、環境基準の生活環境項目の水域類型が指定されている市内の3河川（釧路川、新釧路川、阿寒川）の令和元年度における状況を、河川の有機汚濁の代表的な指標であるBOD（75%値）で見ると、表3-5-12のとおり各河川とも環境基準を達成しています。

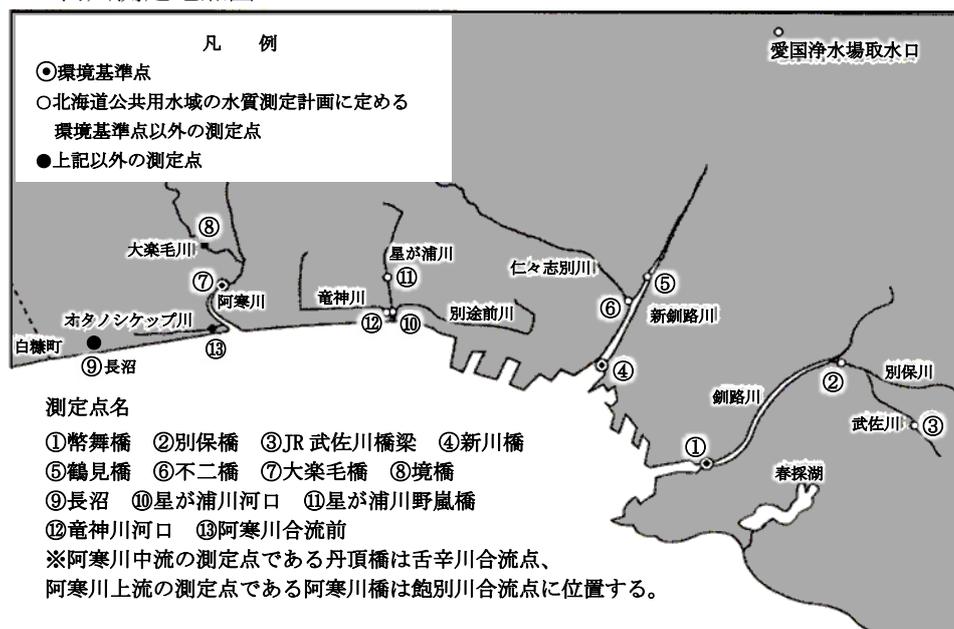
また、釧路川・新釧路川・星が浦川においては国と道が、武佐川・仁々志別川においては本市が、独自に環境基準の健康項目を測定していますが、令和元年度はいずれも環境基準値以内でした。

表3-5-12 BOD値の環境基準達成状況（令和元年度）（単位：mg/L）

| 水域 | 測定地点 | 類型 | 環境基準 | 75%値 | 達成状況 |
|------|------|-----|------|------|------|
| 釧路川 | 幣舞橋 | E | 10 | 2.0 | ○ |
| 新釧路川 | 新川橋 | B | 3 | 1.0 | ○ |
| 阿寒川 | 阿寒川橋 | A A | 1 | 0.5 | ○ |
| | 丹頂橋 | A | 2 | 0.7 | ○ |
| | 大楽毛橋 | B | 3 | 0.6 | ○ |

※ 75%値とは、日間平均値（n個）を値の小さいものから順に並べたときの0.75×n番目の値であり、75%値が環境基準値以下であれば、その地点は環境基準を達成していると評価する。

図3-5-2 河川測定地点図



ア 釧路川

釧路川は、大正～昭和初期の治水事業により岩保木水門で下流部が分断され、治水事業後、水門から下流部が「旧釧路川」と呼ばれていました。岩保木水門より釧路湿原の東縁部に沿って流れ、別保川等を合流し、釧路港の東港区を経て太平洋にそそいでいます。平成13年より市民に親しまれた「釧路川」の名称が復活し、治水事業でできた部分が「新釧路川」となりました。流路延長154km、流域面積2,510.0km²の一級河川です。

昭和47年に環境基準の生活環境項目の水域類型がE類型に指定されています。令和元年度のBOD（75%値）は、環境基準点の幣舞橋地点で2.0mg/L（環境基準10mg/L）でした。

表3-5-13 幣舞橋地点におけるBOD値経年変化（単位：mg/L）

| | (環境基準) | 2012 (H24) | 2013 (H25) | 2014 (H26) | 2015 (H27) | 2016 (H28) | 2017 (H29) | 2018 (H30) | 2019 (R1) |
|------|--------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|
| 75%値 | 10 | 2.8 | 1.9 | 1.6 | 1.3 | 1.8 | 1.2 | 3.2 | 2.0 |

イ 別保川

別保川は、上別保川、オビラシケ川、サンタクンベ川、武佐川等その他多数の小支流を合わせながら別保原野を西流し、釧路川に合流し太平洋に注ぐ、流路延長19.8km、流域面積97.5km²の一級河川です。

環境基準の生活環境項目の水域類型は指定されていませんが、令和元年度のBOD（75%値）は、別保橋地点で0.6mg/Lでした。

表3-5-14 別保橋地点におけるBOD値経年変化（単位：mg/L）

| | 2012 (H24) | 2013 (H25) | 2014 (H26) | 2015 (H27) | 2016 (H28) | 2017 (H29) | 2018 (H30) | 2019 (R1) |
|------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|
| 75%値 | 0.8 | 0.5 | 1.3 | 1.4 | 0.7 | 3.5 | 3.2 | 0.6 |

ウ 武佐川

武佐川は、釧路市高山に水源を有している河川で、武佐5丁目52番地先から別保川に流入する地点まで一級河川に指定されています。流路延長5.3kmで、このうち、一級河川に指定されている流路延長は2.0kmです。

環境基準の生活環境項目の水域類型は指定されていませんが、令和元年度のBOD（75%値）は、JR武佐川橋梁地点で8.8mg/Lでした。

表3-5-15 JR武佐川橋梁地点におけるBOD値経年変化（単位：mg/L）

| | 2012 (H24) | 2013 (H25) | 2014 (H26) | 2015 (H27) | 2016 (H28) | 2017 (H29) | 2018 (H30) | 2019 (R1) |
|------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|
| 75%値 | 0.7 | 1.7 | 3.3 | 1.5 | 1.7 | 2.5 | 12 | 8.8 |

エ 新釧路川

新釧路川は、釧路川の釧路町岩保木より下流部に大正～昭和初期の治水事業で新たに掘削された河川であり、平成13年に、それまでの「釧路川」から「新釧路川」に名称が変更になりました。新釧路川は、市内で仁々志別川と合流して、太平洋に注いでいる流路延長11.0kmの一級河川です。

昭和47年に環境基準の生活環境項目の水域類型がB類型に指定されています。令和元年度のBOD（75%値）は、環境基準点の新川橋地点で1.0mg/L（環境基準3mg/L）でした。また、補助点となっている鶴見橋地点のBOD（75%値）は0.8mg/Lでした。

表3-5-16 新川橋地点におけるBOD値経年変化（単位：mg/L）

| | (環境基準) | 2012 (H24) | 2013 (H25) | 2014 (H26) | 2015 (H27) | 2016 (H28) | 2017 (H29) | 2018 (H30) | 2019 (R1) |
|------|--------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|
| 75%値 | 3 | 1.2 | 1.1 | 1.1 | 1.3 | 1.1 | 0.9 | 1.0 | 1.0 |

表3-5-17 鶴見橋地点におけるBOD値経年変化 (単位：mg/L)

| | 2012 (H24) | 2013 (H25) | 2014 (H26) | 2015 (H27) | 2016 (H28) | 2017 (H29) | 2018 (H30) | 2019 (R1) |
|------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|
| 75%値 | 1.1 | 0.9 | 0.9 | 1.0 | 1.0 | 0.7 | 1.0 | 0.8 |

オ 仁々志別川

仁々志別川はオンネナイ川からの分流点から、釧路市の美濃、北斗地域を蛇行しながら新釧路川に流入している流路延長50.9km、流域面積162.3km²の一級河川です。

環境基準の生活環境項目の水域類型は指定されていませんが、令和元年度のBOD（75%値）は、不二橋地点で0.8mg/Lでした。

表3-5-18 不二橋地点におけるBOD値経年変化 (単位：mg/L)

| | 2012 (H24) | 2013 (H25) | 2014 (H26) | 2015 (H27) | 2016 (H28) | 2017 (H29) | 2018 (H30) | 2019 (R1) |
|------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|
| 75%値 | 0.8 | 0.6 | 0.6 | 0.9 | 0.6 | 0.5 | 0.8 | 0.8 |

カ 阿寒川

阿寒川は、阿寒摩周国立公園の阿寒湖を水源とし、阿寒カルデラの外輪山に峡谷をうがち、丘陵地帯を南流して釧路市大楽毛で太平洋に注ぐ流路延長98.4km、流域面積717.9km²の二級河川です。

阿寒川は、環境基準の生活環境項目の水域類型が定められています。飽別川合流点より上流域はAA類型、飽別川合流点から舌辛川合流地点まではA類型、舌辛川合流点より下流域はB類型に指定されています。令和元年度のBOD（75%値）は、環境基準点の阿寒川橋地点で0.5mg/L（環境基準1mg/L）、丹頂橋地点で0.7mg/L（環境基準2mg/L）、大楽毛橋地点で0.6mg/L（環境基準3mg/L）と3地点とも環境基準を達成しています。

表3-5-19 阿寒川橋地点におけるBOD値経年変化 (単位：mg/L)

| | (環境基準) | 2012 (H24) | 2013 (H25) | 2014 (H26) | 2015 (H27) | 2016 (H28) | 2017 (H29) | 2018 (H30) | 2019 (R1) |
|------|--------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|
| 75%値 | 1 | 0.7 | 0.6 | 0.6 | <0.5 | 0.6 | 0.5 | 0.8 | 0.5 |

表3-5-20 丹頂橋地点におけるBOD値経年変化 (単位：mg/L)

| | (環境基準) | 2012 (H24) | 2013 (H25) | 2014 (H26) | 2015 (H27) | 2016 (H28) | 2017 (H29) | 2018 (H30) | 2019 (R1) |
|------|--------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|
| 75%値 | 2 | 0.7 | 0.8 | 1.0 | 0.5 | 0.7 | 0.8 | 0.6 | 0.7 |

表3-5-21 大楽毛橋地点におけるBOD値経年変化 (単位：mg/L)

| | (環境基準) | 2012 (H24) | 2013 (H25) | 2014 (H26) | 2015 (H27) | 2016 (H28) | 2017 (H29) | 2018 (H30) | 2019 (R1) |
|------|--------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|
| 75%値 | 3 | 0.7 | 0.7 | 0.8 | 0.6 | 0.6 | 0.5 | 0.6 | 0.6 |

キ 大楽毛川

大楽毛川は、流路延長10.2km、流域面積18.9km²の普通河川です。

環境基準の生活環境項目の水域類型は指定されておらず、令和元年度のBOD（75%値）は、境橋地点で1.5mg/Lでした。

表3-5-22 境橋地点におけるBOD値経年変化 (単位：mg/L)

| | 2012 (H24) | 2013 (H25) | 2014 (H26) | 2015 (H27) | 2016 (H28) | 2017 (H29) | 2018 (H30) | 2019 (R1) |
|------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|
| 75%値 | 3.2 | - | - | 9.2 | 1.1 | - | 1.8 | 1.5 |

ク その他の河川

国、道、市で水質測定調査を実施しているその他の河川について、令和元年度のBOD（75%値）の結果は表3-5-23、3-5-24のとおりです。

別途前川水系については、下水道整備等により水質が改善されてきました。また、オタノシケップ川（長沼）は事業場排水の影響を大きく受けている河川です。本市では平成24年度に長沼浄化対策検討協議会が設立され、水質改善に向けた取り組みをすすめています。

表3-5-23 別途前川水系のBOD（単位：mg/L）

| | 測定点 | 75%値 |
|------|-----|------|
| 星が浦川 | 河口 | 18 |
| | 野嵐橋 | 10 |
| 竜神川 | 河口 | 44 |

表3-5-24 大楽毛布川のBOD（単位：mg/L）

| | 測定点 | 75%値 |
|----------|--------|------|
| オタノシケップ川 | 阿寒川合流前 | 110 |
| 長沼 | - | 34 |

② 湖沼

ア 春採湖

春採湖は、本市の東部にあり、春採川の中流部に位置する海跡湖です。太平洋に隣接しており、満潮時には流出河川より海水が逆流する汽水湖となっています。また、表層水と水深2～3m以深の下層水が全く異なる水質の2層構造を持っています。

春採湖は、生活排水の流入や海水の逆流などにより水質の汚濁が進み、環境省が公表している湖沼水質全国ワーストランキングにおいて、昭和60年から平成5年までの間上位にランクされ、平成3年度には第1位になるという不名誉な記録を残しました。

昭和59年11月には環境基準の生活環境項目の水域類型がB類型、窒素・りんがV類型に指定されました。春採湖を含む春採川は、平成10年4月、二級河川に指定されています。

本市では昭和46年から春採湖の水質測定を続けており、令和元年度はST-1～4の4点において測定を行っています（図3-5-3）。このうちST-1とST-2が環境基準点、ST-3とST-4が補助測定点となっています。

湖の水質の状況をCODについては、表3-5-26のとおり、75%値では2つの環境基準点ともに環境基準の5mg/Lを超えています。下水道整備や潮止堰の設置等の浄化対策により、長期的には改善の傾向にあり、近年は概ね横ばいに推移しています。

表3-5-25 春採湖の諸元

| 流域面積 | 湖面積 | 湖周囲 | 標高 | 水深 | 湖容積 |
|---------------------|---------------------|-------|-------|------------------|-----------------------|
| 4.25km ² | 0.36km ² | 4.7km | 0.78m | 最大5.8m 平均2.5m | 899,000m ³ |

※ 平均水深（m）＝湖容積（m³）÷湖面積（m²）

※ 第4次春採湖環境保全計画による。

図3-5-3 春採湖の水質測定点

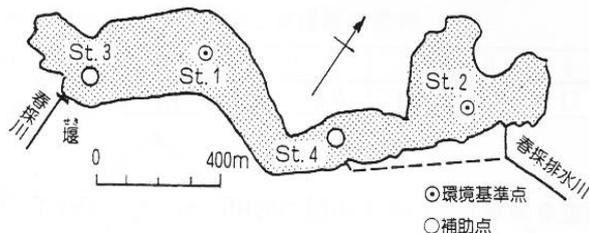


表3-5-26 春採湖におけるCOD値経年変化 (単位：mg/L)

| | (環境基準) | 1991 (H3) | 1992 (H4) | 1993 (H5) | 1994 (H6) | 1995 (H7) | 1996 (H8) | 1997 (H9) | 1998 (H10) |
|------------|--------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|
| St-1(75%値) | 5 | 20 | 12 | 12 | 8.8 | 7.8 | 8.8 | 7.2 | 8.0 |
| St-2(75%値) | | 21 | 13 | 14 | 13 | 9.5 | 9.6 | 11 | 7.5 |
| 年平均値 | - | 16 | 11 | 11 | 9.6 | 7.7 | 7.7 | 8.2 | 7.0 |

| 1999 (H11) | 2000 (H12) | 2001 (H13) | 2002 (H14) | 2003 (H15) | 2004 (H16) | 2005 (H17) | 2006 (H18) | 2007 (H19) | 2008 (H20) | 2009 (H21) |
|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 8.2 | 8.7 | 9.1 | 8.2 | 6.7 | 7.0 | 8.5 | 7.4 | 8.0 | 9.5 | 7.6 |
| 11 | 10 | 10 | 9.5 | 8.1 | 7.6 | 9.5 | 8.2 | 9.1 | 9.8 | 8.4 |
| 8.7 | 8.5 | 9.2 | 8.7 | 7.1 | 7.3 | 8.4 | 7.5 | 8.7 | 9.2 | 7.6 |

| 2010 (H22) | 2011 (H23) | 2012 (H24) | 2013 (H25) | 2014 (H26) | 2015 (H27) | 2016 (H28) | 2017 (H29) | 2018 (H30) | 2019 (R1) |
|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|
| 7.4 | 7.9 | 7.4 | 7.5 | 7.0 | 8.7 | 7.5 | 8.3 | 7.9 | 6.7 |
| 9.3 | 8.8 | 8.0 | 8.0 | 7.6 | 9.2 | 7.4 | 8.7 | 9.5 | 8.1 |
| 7.7 | 8.0 | 7.1 | 7.4 | 7.0 | 8.5 | 6.6 | 7.8 | 8.1 | 7.0 |

※ 年平均値は、ST-1、ST-2の年平均値の平均である。
 ※ 同一水域内の全基準点で表層の75%値が環境基準値以下の場合に、環境基準を達成していると判断する。
 ※ 白抜きは環境基準未達成。

表3-5-27 春採湖における全窒素・全りん経年変化 (単位：mg/L)

| 項目 | (環境基準) | | 1991 (H3) | 1992 (H4) | 1993 (H5) | 1994 (H6) | 1995 (H7) | 1996 (H8) | 1997 (H9) | 1998 (H10) | 1999 (H11) | |
|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 全窒素 | 1 | ST-1 | 2.2 | 1.9 | 1.2 | 0.91 | 0.9 | 0.82 | 0.72 | 1.0 | 0.77 | |
| | | ST-2 | 2.0 | 1.9 | 1.2 | 1.1 | 1.2 | 1.0 | 0.94 | 1.2 | 0.94 | |
| | - | (年平均値) | 2.1 | 1.9 | 1.2 | 1.0 | 1.1 | 0.91 | 0.83 | 1.1 | 0.86 | |
| 全りん | 0.1 | ST-1 | 0.190 | 0.110 | 0.093 | 0.060 | 0.072 | 0.052 | 0.050 | 0.053 | 0.043 | |
| | | ST-2 | 0.210 | 0.150 | 0.120 | 0.100 | 0.089 | 0.094 | 0.084 | 0.069 | 0.070 | |
| | - | (年平均値) | 0.200 | 0.130 | 0.110 | 0.080 | 0.081 | 0.073 | 0.067 | 0.061 | 0.057 | |
| 2000 (H12) | 2001 (H13) | 2002 (H14) | 2003 (H15) | 2004 (H16) | 2005 (H17) | 2006 (H18) | 2007 (H19) | 2008 (H20) | 2009 (H21) | 2010 (H22) | 2011 (H23) | 2012 (H24) |
| 0.67 | 0.92 | 0.85 | 0.72 | 0.91 | 0.62 | 0.68 | 0.73 | 0.84 | 0.71 | 0.73 | 0.71 | 0.66 |
| 0.97 | 1.1 | 0.95 | 0.90 | 0.81 | 0.83 | 0.85 | 0.89 | 0.93 | 0.82 | 0.94 | 0.95 | 0.77 |
| 0.82 | 1.0 | 0.90 | 0.81 | 0.86 | 0.73 | 0.77 | 0.81 | 0.89 | 0.77 | 0.84 | 0.83 | 0.72 |
| 0.041 | 0.058 | 0.066 | 0.044 | 0.053 | 0.034 | 0.033 | 0.045 | 0.045 | 0.046 | 0.048 | 0.049 | 0.039 |
| 0.076 | 0.075 | 0.079 | 0.073 | 0.058 | 0.061 | 0.052 | 0.059 | 0.067 | 0.061 | 0.063 | 0.070 | 0.051 |
| 0.059 | 0.067 | 0.073 | 0.059 | 0.056 | 0.048 | 0.043 | 0.052 | 0.051 | 0.054 | 0.056 | 0.060 | 0.045 |
| 2013 (H25) | 2014 (H26) | 2015 (H27) | 2016 (H28) | 2017 (H29) | 2018 (H30) | 2019 (R1) | | | | | | |
| 0.82 | 0.75 | 0.73 | 0.59 | 0.63 | 0.59 | 0.52 | | | | | | |
| 0.86 | 0.78 | 0.80 | 0.70 | 0.68 | 0.77 | 0.61 | | | | | | |
| 0.84 | 0.77 | 0.77 | 0.65 | 0.66 | 0.68 | 0.57 | | | | | | |
| 0.061 | 0.049 | 0.046 | 0.033 | 0.039 | 0.042 | 0.037 | | | | | | |
| 0.067 | 0.062 | 0.063 | 0.043 | 0.053 | 0.071 | 0.065 | | | | | | |
| 0.059 | 0.056 | 0.055 | 0.038 | 0.046 | 0.056 | 0.051 | | | | | | |

※ 全窒素及び全りんの値は、ST-1、ST-2それぞれの年平均値である。
 ※ 同一水域内の全基準点で表層の年平均値が環境基準値以下の場合に、環境基準を達成していると判断する。
 ※ 白抜きは環境基準未達成。

イ 阿寒湖

阿寒湖は、雌阿寒岳と雄阿寒岳にはさまれた標高420mにある、周囲25.9km、面積1,300haの淡水湖で、水深は平均18.7m、最大で42mの火山活動の陥没によってできたカルデラ湖です。

環境基準の生活環境項目においては、水域類型がAA類型、窒素・りんがⅢ類型に指定されています。

北海道では、令和元年度にST-1～3の3点において水質測定を行っており、3点全てが環境基準点となっています。(図3-5-4)。

湖の水質の状況をCODについては、表3-5-29のとおり、75%値では3つの環境基準点ともに環境基準の1mg/Lを超えています。

対策として湖畔付近の底泥の浚渫（しゅんせつ）、湖周辺地区の下水道整備の推進を行ってきましたが、未だに水質の改善が数値に表れていないのが現状です。

表3-5-28 阿寒湖の諸元

| 湖面積 | 湖周囲 | 標高 | 水深 |
|---------------------|--------|------|--------------------|
| 13.3km ² | 25.9km | 420m | 最大42.0m 平均18.7m |

※ 北海道の湖沼（2005年度版）による。

図3-5-4 阿寒湖の水質測定点

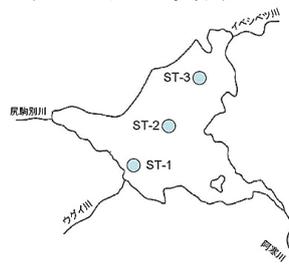


表3-5-29 阿寒湖におけるCOD値経年変化

(単位：mg/L)

| | (環境基準) | 2013 (H25) | 2014 (H26) | 2015 (H27) | 2016 (H28) | 2017 (H29) | 2018 (H30) | 2019 (R1) |
|------------|--------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|
| St-1(75%値) | 1 | 2.6 | 2.1 | 2.9 | 2.4 | 1.9 | 2.4 | 2.6 |
| St-2(75%値) | 1 | 2.0 | 1.9 | 2.1 | 2.2 | 1.9 | 2.1 | 2.3 |
| St-3(75%値) | 1 | 2.3 | 1.9 | 2.1 | 2.2 | 1.9 | 2.0 | 2.0 |
| 年平均値 | - | 2.1 | 1.9 | 2.2 | 2.3 | 1.9 | 2.1 | 2.4 |

※ 年平均値は、ST-1、ST-2、ST-3の年平均値の平均である。

※ 白抜きは環境基準未達成。

表3-5-30 阿寒湖における全窒素・全りん（年平均値）経年変化

(単位：mg/L)

| | (環境基準) | | 2013 (H25) | 2014 (H26) | 2015 (H27) | 2016 (H28) | 2017 (H29) | 2018 (H30) | 2019 (R1) |
|-----|--------|--------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|
| 全窒素 | 0.4 | ST-1 | 0.12 | 0.15 | 0.12 | 0.16 | 0.10 | 0.09 | 0.25 |
| | | ST-2 | 0.10 | 0.08 | 0.12 | 0.12 | 0.10 | 0.14 | 0.22 |
| | | ST-3 | 0.20 | 0.11 | 0.13 | 0.10 | 0.09 | 0.10 | 0.17 |
| | - | (年平均値) | 0.14 | 0.11 | 0.12 | 0.13 | 0.10 | 0.11 | 0.21 |
| 全りん | 0.03 | ST-1 | 0.025 | 0.036 | 0.027 | 0.022 | 0.016 | 0.019 | 0.042 |
| | | ST-2 | 0.024 | 0.028 | 0.026 | 0.023 | 0.017 | 0.019 | 0.031 |
| | | ST-3 | 0.024 | 0.029 | 0.024 | 0.021 | 0.025 | 0.019 | 0.030 |
| | - | (年平均値) | 0.024 | 0.031 | 0.026 | 0.022 | 0.020 | 0.019 | 0.034 |

※ 全窒素及び全りんの値は、ST-1、ST-2、ST-3の年平均値の平均である。

※ 白抜きは環境基準未達成。

③ 海域

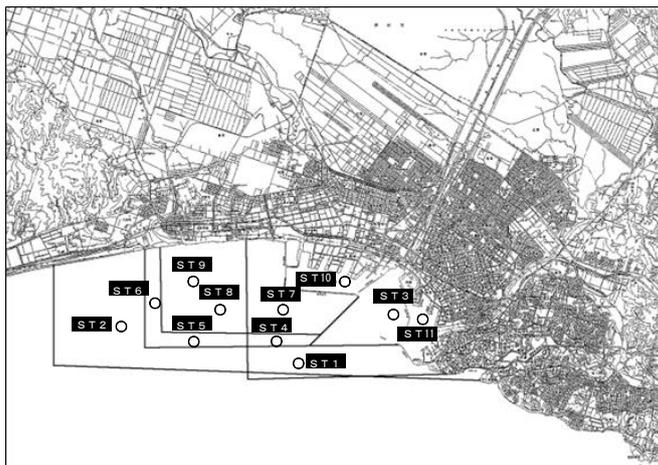
釧路海域の環境基準は海域の利用状況により3つの類型が指定されており、11地点において水質の測定が行われています。海域の有機汚濁の代表的な指標であるCOD（75%値）について見ると、令和元年度では、11地点のうち8地点で環境基準の超過がみられました。

表3-5-31 釧路海域におけるCOD環境基準達成状況（令和元年度）

(単位：mg/L)

| 測定点 | 類型 | 環境基準 | 75%値 | 達成状況 |
|-------|----|------|------|------|
| ST-1 | A | 2 | 2.3 | × |
| ST-2 | | | 3.1 | × |
| ST-3 | | | 3.5 | × |
| ST-4 | B | 3 | 2.5 | ○ |
| ST-5 | | | 4.9 | × |
| ST-6 | | | 3.4 | × |
| ST-7 | B | 3 | 3.3 | × |
| ST-8 | | | 4.2 | × |
| ST-9 | C | 8 | 3.1 | × |
| ST-10 | | | 4.4 | ○ |
| ST-11 | | | 4.3 | ○ |

図3-5-5 釧路海域の水質測定点



④ 地下水

地下水の水質汚濁に係る環境基準は平成9年3月に設定されました。

本市における地下水の水質の常時監視については、北海道が作成する地下水の水質測定計画に基づき、北海道開発局及び北海道が実施しています。平成26年度から令和元年度は釧路市内において調査実施対象井戸がありませんでした。

表3-5-32 地下水の水質測定調査結果

| | 2013(H25) | |
|----------|------------|--------|
| | 調査井戸 | 達成状況 |
| 概況調査 | 新栄町 西阿寒 | ○ ○ |
| 汚染井戸周辺調査 | なし | - |
| 継続監視調査 | なし | - |

(2) 工場・事業場対策の推進（水質汚濁）

① 水質汚濁防止法

「水質汚濁防止法」では、事業活動によって公共用水域に排水を排出する工場・事業場について、施設の設置や変更の際に届出が義務付けられており、一定規模以上の排水量の施設については、排水基準が定められています。また、北海道では、排水量の少ない施設についても、水系を定めて、「水質汚濁防止法」に基づく上乘せ排水基準を条例で設定しています。

「水質汚濁防止法」に基づく工場・事業場の立入調査や指導等については、北海道が実施しています。令和元年度は、11件（延件数）の立入検査を実施し、基準違反はありませんでした。

表3-5-33 水質汚濁防止法に基づく届出数（令和元年度）

| 区分 | 排水量 | |
|---------|-----------------------|-----------------------|
| | 50m ³ /日以上 | 50m ³ /日未満 |
| 水質汚濁防止法 | 38 | 85 |

② 公害防止協定の推進

本市は、日本製紙(株)、王子マテリア(株)両釧路工場、釧路コールマイン(株)の3社と公害防止協定を締結しており、3社からの排水などの測定結果の報告や立入検査等を通じて、協定値の遵守状況を確認しています。なお、協定値は、法規制値以下で定めております。

(3) 生活排水の処理

本市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、生活排水処理の基本方針を定めた「生活排水処理基本計画」を策定しています。平成26年4月には、「釧路市一般廃棄物処理基本計画」と合わせて中間見直しを行っており、同計画の「生活排水処理編」として策定しています。この計画に基づき、本市で発生する生活排水を衛生的に処理するため、市街地等人口密集地を中心に公共下水道整備を進め、その他の地域では、合併処理浄化槽の設置を促進することとしています。

① 公共下水道の整備

本市では、生活環境の清潔さ、快適性を高め、浸水等の防止を図るとともに、河川や湖沼、海域などの水質や自然環境を保全するため、積極的に公共下水道の整備を進め、その利用の促進に努めてきました。令和元年度末の整備状況は6終末処理場と10ポンプ場が稼動しており普及率は98.5%、市内の終末処理場における流入水量の合計は30,089千 m^3 となっています。

また、下水道管の機能保持のため、管渠の修繕と清掃を行っており、令和元年度は2,220箇所の修繕と27,602mの清掃を実施しました。

本市では公共下水道への接続を促進するため、未水洗家屋への督促の実施や、水洗便所改造資金に対する無利子融資あっせん及び補助金の交付を行っています。令和元年度は、融資あっせん0件（0基）、補助金交付は0件でした。

表3-5-34 公共下水道整備状況の推移

| | 単位 | 2015(H27) | 2016(H28) | 2017(H29) | 2018(H30) | 2019(R1) |
|--------------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|
| 行政区域内人口(A) | 人 | 175,210 | 173,223 | 170,935 | 168,730 | 166,573 |
| 処理区域内人口(B) | 人 | 172,389 | 170,559 | 168,337 | 166,160 | 164,061 |
| 処理人口普及率(B/A) | % | 98.4 | 98.5 | 98.5 | 98.5 | 98.5 |
| 処理区域面積 | ha | 4,539 | 4,541 | 4,542 | 4,542 | 4,547 |
| 管渠総延長 | km | 1,476 | 1,477 | 1,478 | 1,478 | 1,479 |
| 年間処理水量 | 千 m^3 | 29,829 | 32,496 | 27,895 | 29,237 | 30,089 |
| 一日平均処理水量 | m^3 /日 | 81,758 | 78,864 | 83,377 | 80,101 | 82,210 |
| 年間有収水量 | 千 m^3 | 17,358 | 17,253 | 17,155 | 16,791 | 16,751 |

表3-5-35 終末処理施設の概要（令和元年度）

| | | 古川下水 終末処理場 | 白樺下水 終末処理場 | 大楽毛下水 終末処理場 | 阿寒湖畔下水 終末処理場 | 阿寒下水 終末処理場 | 音別浄化 センター |
|---------------------------|----|----------------------------|---------------|----------------|-----------------|-----------------------|--------------|
| 処理開始 | | (1次処理)S49.4 (2次処理)S54.4 | S57.3 | S62.3 | S61.4 | H8.11 | H13.3 |
| 処理方式 | | 標準活性汚泥法 | | | | オキシデーショ ン ディッチ法 | |
| 処理面積(ha) | | 2,367 | 481 | 1,323 | 80 | 151 | 145 |
| 処理人口(人) | | 97,701 | 14,991 | 46,299 | 1,208 | 2,379 | 1,483 |
| 晴天時1日最大 処理量(m^3 /日) | | 59,740 | 5,800 | 15,830 | 3,844 | 1,113 | 388 |
| 流入 水量 (千 m^3) | 汚水 | 15,923 | 1,541 | 4,867 | 2,459 | 245 | 136 |
| | 雨水 | 3,640 | 502 | 778 | - | - | - |
| | 総量 | 19,563 | 2,043 | 5,645 | 2,459 | 245 | 136 |

② 合併処理浄化槽の設置促進

本市では、2010年度から公共下水道の計画区域外に居住する方を対象に、合併処理浄化槽の設置費補助制度を実施しています。令和元年度は2件（阿寒地区）の補助を行いました。

表3-5-36 合併処理浄化槽の補助件数

| | 2015 (H27) | 2016 (H28) | 2017 (H29) | 2018 (H30) | 2019 (R1) |
|------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 釧路地区 | 1 | 1 | 2 | 0 | 0 |
| 阿寒地区 | 2 | 2 | 1 | 0 | 2 |
| 音別地区 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 合 計 | 4 | 3 | 3 | 1 | 2 |

③ 合併処理浄化槽の適正管理促進

本市では、公共下水道の計画区域外に居住する方を対象に、合併処理浄化槽の維持管理費補助制度を実施しています。令和元年度は82件（釧路地区22件、阿寒地区50件、音別地区10件）の補助を行いました。

④ し尿・浄化槽汚泥等の処理

本市では、公共下水道の未整備地区を中心にし尿の収集を行っています。令和元年度末現在で、4,511件のし尿収集の登録と431基の浄化槽が設置されています。

し尿の収集運搬は、事業者への委託によって市が実施しており、浄化槽汚泥等の収集運搬は、廃棄物処理法による許可を受けた事業者が実施しています。

収集されたし尿・浄化槽汚泥等は、汚水処理施設共同整備事業（MICS）により、大楽毛下水終末処理場で受け入れて処理しています。

また、白糠町、釧路町及び鶴居村から委託を受け、これら3町村から搬入されるし尿・浄化槽汚泥等についても、同様の処理を行っています。

表3-5-37 し尿・浄化槽汚泥等処理量の推移 (単位：kℓ)

| | | 2015 (H27) | 2016 (H28) | 2017 (H29) | 2018 (H30) | 2019 (R1) |
|-----|-----|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 釧路市 | し尿 | 6,394.2 | 6,025.4 | 5,757.7 | 5,974.5 | 5,670.7 |
| | 汚泥等 | 1,998.1 | 1,877.6 | 1,836.4 | 1,922.1 | 1,883.7 |
| | 合計 | 8,392.3 | 7,903.0 | 7,594.1 | 7,896.6 | 7,554.4 |
| 白糠町 | し尿 | 6,010.2 | 5,667.6 | 5,786.4 | 5,728.6 | 5,753.2 |
| | 汚泥等 | 1,292.0 | 1,180.6 | 1,255.4 | 1,572.1 | 1,372.2 |
| | 合計 | 7,302.2 | 6,848.2 | 7,041.8 | 7,300.7 | 7,125.4 |
| 釧路町 | し尿 | 4,577.3 | 4,032.8 | 3,765.1 | 3,709.4 | 4,063.9 |
| | 汚泥等 | 714.0 | 691.8 | 688.7 | 718.3 | 725.9 |
| | 合計 | 5,291.3 | 4,724.6 | 4,453.8 | 4,427.7 | 4,789.8 |
| 鶴居村 | し尿 | 247.5 | 258.4 | 211.2 | 210.1 | 258.2 |
| | 汚泥等 | 394.7 | 463.5 | 387.3 | 424.8 | 324.9 |
| | 合計 | 642.2 | 721.9 | 598.5 | 634.9 | 583.1 |
| 計 | し尿 | 17,229.2 | 15,984.2 | 15,520.4 | 15,622.6 | 15,746.0 |
| | 汚泥等 | 4,398.8 | 4,213.5 | 4,167.8 | 4,637.3 | 4,306.7 |
| | 合計 | 21,628.0 | 20,197.7 | 19,688.2 | 20,259.9 | 20,052.7 |

3 騒音・振動の防止

(1) 一般地域（定点）における騒音・振動測定結果

① 環境騒音

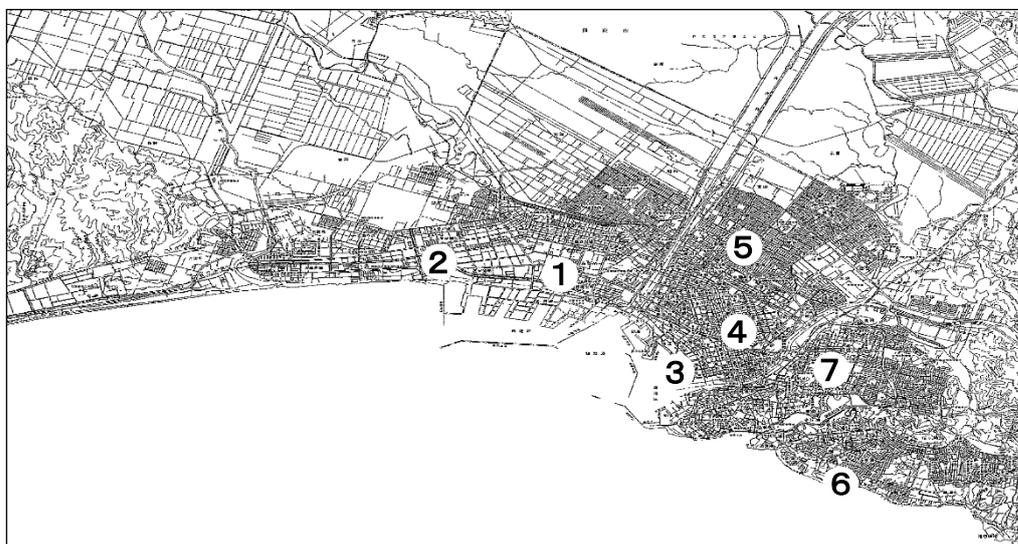
本市では、一般地域における騒音の実態を把握するため、環境騒音調査を実施しています。土地利用状況を考慮して、14地点を選定し、7地点ずつ2年に分けての定点測定を実施しています。令和元年度は図3-5-6に示す7地点について、調査を実施しました。環境騒音の測定結果は表3-5-38のとおりで、大楽毛西地区の夜間時間帯以外は環境基準を達成しています。

表3-5-38 環境基準達成状況（令和元年度） （単位：デシベル）

| 番号 | 測定地点 | 用途地域 | 類型 | 昼間 | | | 夜間 | | |
|----|----------|--------------|----|------|------|------|------|------|------|
| | | | | 環境基準 | 測定結果 | 達成状況 | 環境基準 | 測定結果 | 達成状況 |
| 1 | 鳥取大通5-11 | 第1種住居地域 | B | 55 | 46 | ○ | 45 | 41 | ○ |
| 2 | 星が浦大通4-6 | 準工業地域 | C | 60 | 44 | ○ | 50 | 35 | ○ |
| 3 | 仲浜町4 | 工業地域 | C | 60 | 50 | ○ | 50 | 39 | ○ |
| 4 | 中島町10 | 第2種中高層住居専用地域 | A | 55 | 47 | ○ | 45 | 40 | ○ |
| 5 | 文苑4-14 | 第1種低層住居専用地域 | A | 55 | 46 | ○ | 45 | 34 | ○ |
| 6 | 興津2-25 | 第1種中高層住居専用地域 | A | 55 | 38 | ○ | 45 | 31 | ○ |
| 7 | 緑ヶ岡2-21 | | A | 55 | 43 | ○ | 45 | 36 | ○ |

※ 番号は、図の番号に対応 ※ 昼間：6～22時、夜間：22～6時 ※ 測定値は等価騒音レベル

図3-5-6 環境騒音測定地点図（令和元年度）



② 自動車騒音

本市では、騒音規制法第18条第1項の規定に基づき、自動車騒音の常時監視を実施しています。原則として2車線以上（市道にあっては4車線以上）の車線を有する道路すべてが監視対象となるため、計画的に平成24年度から5カ年ごとに45区間を評価することとしています。

令和元年度においては、図3-5-7のとおり9区間で騒音の面的評価（112ページ用語解説参照）を実施しており、環境基準の達成状況は表3-5-39のとおりです。

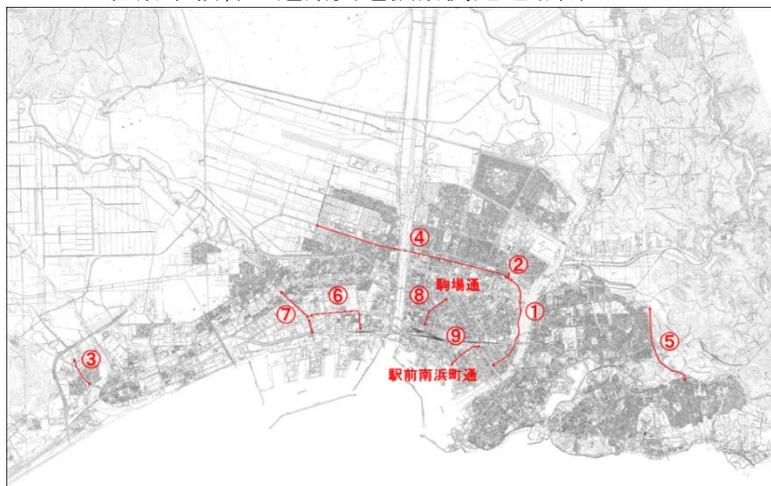
さらに、騒音規制法第17条第1項の規定に基づき、令和元年度に実測している9地点で要請限度（112ページ用語解説参照）による点的評価も実施しています。要請限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執ることを要請することができ、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができます。なお、令和元年度において要請限度を超過した地点はありませんでした。

表3-5-39 自動車騒音測定結果（令和元年度）

| 番号 | 道路名 | 測定地点 | 等価騒音レベル(dB) | | | | | | 点的評価 | 面的評価 | | | | |
|----|-----------|----------|-------------|----|------|----|------|----|------|-----------|-----------|------|------|-----------|
| | | | 測定結果 | | 要請限度 | | 環境基準 | | | 評価対象戸数(戸) | 環境基準達成(%) | | | 昼夜とも超過(%) |
| | | | 昼間 | 夜間 | 昼間 | 夜間 | 昼間 | 夜間 | | | 昼夜とも | 昼間のみ | 夜間のみ | |
| ① | 国道44号 | 新釧路町14 | 66 | 60 | 75 | 70 | 70 | 65 | ◎ | 430 | 100 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| ② | 国道44号 | - | - | - | - | - | - | - | - | 11 | 100 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| ③ | 国道240号 | 大楽毛西1-32 | 65 | 62 | 75 | 70 | 70 | 65 | ◎ | 145 | 100 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| ④ | 道道釧路環状線 | 昭和町4-8 | 62 | 53 | | | | | ◎ | 1234 | 100 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| ⑤ | 道道釧路環状線 | 武佐5-9 | 68 | 59 | | | | | ◎ | 173 | 98.8 | 0.0 | 1.2 | 0.0 |
| ⑥ | 道道新富士停車場線 | 鳥取南5-13 | 67 | 60 | | | | | ◎ | 198 | 100 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| ⑦ | 道道新富士停車場線 | 鳥取南8-5 | 67 | 60 | | | | | ◎ | 60 | 100 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| ⑧ | 市道駒場通 | 新川町3 | 53 | 43 | | | | | ◎ | 313 | 100 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| ⑨ | 市道駅前南浜町通 | 幸町13-2 | 65 | 59 | | | | | ◎ | 228 | 100 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |

※番号は、図の番号に対応 ※ 昼間:6~22時、夜間:22~6時
 ※点的評価結果:◎環境基準値以下、○要請限度以下、×要請限度を超過 ※幹線道路(①~⑧)については特例基準あてはめ
 ※②については、①の測定結果を準用

図 3-5-7 自動車騒音・道路交通振動測定地点図



③ 道路交通振動

本市では、道路交通振動の実態を把握するため、自動車騒音と同地点で測定しました。道路交通振動についての環境基準は設定されていませんが、昼間・夜間とも特に問題となるような大きな値は測定されず、全ての地点で要請限度を大幅に下回っています。

表3-5-40 道路交通振動測定結果（令和元年度）

(単位:デシベル)

| 番号 | 道路名 | 測定地点 | 振動規制区域 | 昼間 | | | 夜間 | | |
|----|-----------|----------|--------|------|------|------|------|------|------|
| | | | | 要請限度 | 測定結果 | 達成状況 | 要請限度 | 測定結果 | 達成状況 |
| 1 | 国道44号 | 新釧路町14 | 第2種 | 70 | 43 | ○ | 65 | 34 | ○ |
| 3 | 国道240号 | 大楽毛西1-32 | 第2種 | 70 | 44 | ○ | 65 | 36 | ○ |
| 4 | 道道釧路環状線 | 昭和町4-8 | 第1種 | 65 | 40 | ○ | 60 | 31 | ○ |
| 5 | 道道釧路環状線 | 武佐5-9 | 第1種 | 65 | 41 | ○ | 60 | 29 | ○ |
| 6 | 道道新富士停車場線 | 鳥取南5-13 | 第2種 | 70 | 42 | ○ | 65 | 31 | ○ |
| 7 | 道道新富士停車場線 | 鳥取南8-5 | 第2種 | 70 | 40 | ○ | 65 | 29 | ○ |
| 8 | 市道駒場通 | 新川町3 | 第1種 | 65 | 32 | ○ | 60 | 26 | ○ |
| 9 | 市道駅前南浜町通 | 幸町13-2 | 第2種 | 70 | 45 | ○ | 65 | 34 | ○ |

※ 番号は、図の番号に対応 ※ 昼間:8~19時、夜間:19~8時
 ※ 測定値は16時間連続測定(1時間1回)した80%上端値の時間区分ごとの平均

④ 航空機騒音

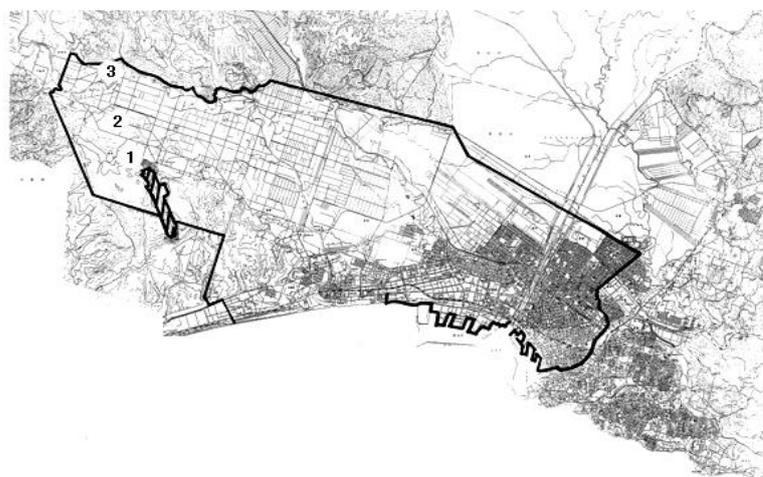
平成30年度は、図3-5-8のとおり、釧路空港周辺3地点で調査を実施しました。
環境基準の達成状況は、表3-5-41のとおりで、全地点で環境基準を達成しています。

表3-5-41 航空機騒音測定結果（令和元年度）（単位：デシベル）

| 番号 | 測定地点 | 類型 | 環境基準 | 測定結果 | 達成状況 |
|----|------|----|------|------|------|
| 1 | 駒牧9 | Ⅱ | 62 | 48 | ○ |
| 2 | 桜田11 | | | 43 | ○ |
| 3 | 桜田81 | | | 44 | ○ |

※測定値は時間帯補正等価騒音レベル

図3-5-8 航空機騒音測定地点図



(2) 工場・事業場対策の推進（騒音・振動）

① 騒音規制法及び振動規制法

本市は、昭和44年11月に「騒音規制法」に基づく規制地域、昭和53年3月に「振動規制法」に基づく規制地域の指定を受けています。騒音・振動の規制地域においては、金属加工機械や空気圧縮機等の著しい騒音及び振動を発生する施設（以下特定施設）を設置する工場・事業場による騒音・振動について規制されています。

これらの特定施設の設置については、「騒音規制法」及び「振動規制法」により、その設置や変更の際して、届出が義務付けられています。平成12年4月1日施行 地方分権の推進を図るための関係法律の施行に伴う各法の改正により、特定施設の規制事務は市町村の自治事務となりました。このことから釧路市の指定地域内においては、釧路市が特定施設に関する届出の受理等を行っています。また、⑤に示す特定建設作業についても同様に規制を行っています。

② 北海道公害防止条例

「北海道公害防止条例」では、騒音・振動の規制地域外に設置される金属加工機械や空気圧縮機等の著しい騒音及び振動を発生する施設など、「騒音規制法」及び「振動規制法」では対象外となっている騒音発生施設等についても、その設置等にあたって、届出が義務付けられています。

③ 釧路市公害防止条例

「釧路市公害防止条例」では、「騒音規制法」では対象外となっている騒音発生施設を設置する工場・事業場についても規制の対象としています。

表3-5-42 騒音規制法等に基づく届出数（令和2年3月31日現在）

| 区分 | | 施設数 | 事業所数 |
|--------|-----------|-------|------|
| 騒音発生施設 | 騒音規制法 | 1,101 | 185 |
| | 北海道公害防止条例 | 941 | 95 |
| | 釧路市公害防止条例 | 56 | 21 |
| 振動発生施設 | 振動規制法 | 348 | 113 |
| | 北海道公害防止条例 | 306 | 77 |

④ 公害防止協定の推進

本市では、公害防止協定を締結している事業所のうち、工場騒音に関して、日本製紙(株)、王子マテリア(株)両釧路工場の2社と法規制値よりも厳しい協定値を定めています。

協定値の遵守状況は、2社から環境データの報告を受け、検証し確認しているほか、立入検査や指導を行っています。令和元年度は両工場とも協定値を遵守していました。

また、令和2年3月27日には(株)釧路火力発電所との公害防止協定を締結しています。

⑤ 特定建設作業

建設作業による騒音・振動は、作業時間が短く一過性のものですが、使用する作業機械は一般に衝撃力を利用するものが多いため、その騒音のレベルが高く、また強い振動を伴うことから問題を生ずることがあります。建設作業のうち、著しい騒音・振動を発生するくい打ち機などを使用する作業については、「騒音規制法」、「振動規制法」により特定建設作業として届出義務が課せられており、発生する騒音・振動及び作業時間などについて規制されています。本市では、特定建設作業の実施にあたり、周辺住民への工事説明や騒音防止対策の実施などの指導を実施しています。

また、「釧路市建設作業指導要綱」により、作業が1日で終了する場合や指定地域以外で行われる場合、または無騒音・無振動工法など特定建設作業に該当しない場合でも、工事内容の報告書の提出を求め、法規制に準じた指導を行っています。

(3) 市道の維持管理

本市では、自動車交通騒音や振動の低減を図るため、国や北海道と連携して、道路の計画的な整備を進めるとともに、舗装道路の劣化及び損傷に対して、計画的な維持補修を実施しています。令和元年度は、32路線、2.6kmについて実施しました。

4 有害化学物質汚染の防止

(1) ダイオキシン類

ダイオキシン類は、種類によって毒性が異なり、最も毒性が強いものはヒ素よりも強い急性毒性物質です。また発ガン性、催奇形性、内分泌かく乱作用に関する報告もあります。

ダイオキシン類は、塩素を含む化学物質の反応過程や焼却処理過程で非意図的に生成され、主な発生源は、ごみ焼却による燃焼ですが、その他に、たばこの煙、自動車の排出ガスなどの様々な発生源があります。ごみ焼却施設の釧路広域連合清掃工場では、毎年濃度測定を行っており、令和元年度は、基準値をはるかに下回る結果となっています。

また、本市におけるダイオキシン類は北海道が調査しており、平成30年度は、大気、水質、底質（公共用水域）で環境基準を達成しています。地下水については、平成16年度に北海道が調査し、環境基準を達成しています。

家庭や事業場などで使用される小型焼却炉は、ダイオキシン類などの有害化学物質が発生しやすいと言われており、廃棄物処理法で廃棄物の野焼き等の不適正な焼却は禁止されているため、本市では、広報誌による啓発や発生源者への指導を行っています。

表3-5-43 釧路広域連合清掃工場のダイオキシン類濃度測定結果（令和元年度）

| 区分 | 採取位置 | 基準値 | 測定結果 |
|-----|------|-------------------------------|-----------------------------------|
| 1号炉 | 煙突中間 | 0.1 ng-TEQ/m ³ N以下 | 0.0085165 ng-TEQ/m ³ N |
| 2号炉 | | | 0.0001390 ng-TEQ/m ³ N |

※ 基準値は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則による
 ※ 測定結果は2回測定の平均値

表3-5-44 ダイオキシン類調査結果（平成30年度）

| | 測定地点 | 環境基準 | 測定結果 | 達成状況 |
|----|----------|---------------------------|-----------------------------|------|
| 大気 | 春採測定局 | 0.6 pg-TEQ/m ³ | 0.012 pg-TEQ/m ³ | ○ |
| 水質 | 愛国浄水場取水口 | 1 pg-TEQ/L | 0.067 pg-TEQ/L | ○ |
| 底質 | 愛国浄水場取水口 | 150 pg-TEQ/g | 0.24 pg-TEQ/g | ○ |

※ 大気の測定結果は2回測定 of 平均値
 ※ 水質、底質の測定結果は1回の測定値

(2) 土壌汚染

土壌汚染については、29項目について環境基準が定められています。「土壌汚染対策法」では、有害物質を取り扱っていた工場を廃止する場合や工場跡地などで土壌汚染のおそれが高く、かつ、人の健康へ被害を及ぼすおそれのある土地の調査を行うこと、汚染の除去などの措置を行うことが定められています。

(3) PRTR制度

この制度は、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化管法）の柱となる制度の一つです。事業者が、対象化学物質を排出・移動した際には、その量を把握し、国に届け出る義務があります。国等は集計データを公表し、また国民は事業者が届け出た内容について開示を請求することができます。

令和元年度の集計結果（平成30年度排出分）では、届出排出量及び移動量の北海道内の合計が3,177t、釧路市内は71tとなっています。

なお、本市においても下水道終末処理場、ごみ最終処分場で届出しています。

表3-5-45 北海道・釧路市における対象化学物質の排出・移動量計（平成30年度排出分）

| 令和元年度集計結果 | 排出・移動量計(t) | 利用用途 |
|---------------|------------|--|
| 北海道 | 3,177 | |
| 釧路 | 71 | |
| ノルマルーヘキサン | 23 | 溶剤（重合用、接着剤、塗料、インキ） |
| トルエン | 10 | 合成原料（合成繊維、染料、火薬、香料、顔料、可塑剤、ガソリン成分、溶剤（塗料、インキ）） |
| キシレン | 8 | 合成原料（染料、顔料、香料、可塑剤、医薬品）、ガソリン・灯油成分、溶剤（塗料、農薬） |
| ほう素化合物 | 6 | 電機・電子工業（液晶パネル、ドーピング剤）、脱酸剤、ガラス繊維用添加剤、消毒剤 |
| ふっ化水素及びその水溶性塩 | 4 | ステンレス等金属加工、脱酸剤、乾燥剤、塗料乾燥剤、乾電池 |
| その他 | 20 | |

(4) 市有施設の有害化学物質汚染対策

① アスベスト対策

アスベストは昭和30年代中旬ごろから、防火や防音の目的で建材として使用されてきました。しかし、1970年代ころから海外でアスベストによる健康被害が深刻化してきたこともあり、国内で昭和50年に含有率5%を超えるアスベスト資材が規制対象となりました。

市では、昭和62年に社会問題化したことを受けて、含有率5%を超えるアスベスト資材を使用している施設について、除去の対応を実施しています。

平成7年には含有率1%を超えるアスベスト資材も規制対象となり、平成16年にはアスベスト含有建材の使用が原則禁止となりました。

これを受け、平成17年には全学校と平成8年度以前に建築された市有施設について、昭和62年度調査の対象外となっていたアスベスト含有資材も調査対象に含め、使用状況調査及び空气中の濃度調査を実施しました。国内では、アモサイト、クリソタイル及びクラシドライトの3種類しか使用されていないとされてきたことから、当市ではこの3種類のアスベスト含有資材等の使用が確認された31施設に対し、平成18年度末までに除去等の対策措置を完了させています。

しかしその後、国内未使用とされていたアクチノライト、アンソフィライト及びトレモライトの3種類のアスベストの使用が、平成20年東京都内で判明し、当市では再調査が必要となった47施設について含有調査を実施しました。再調査の結果、4施設の吹付け材から基準値を超えるアスベストが検出されましたが、平成22年10月までに全ての除去工事を完了しました。

平成23年度には、国土交通省が行った調査で、アスベストを含んだ煙突用断熱材が著しく劣化した場合において、比較的低い濃度のアスベストの飛散が確認されました。これに伴い、厚生労働省から都道府県労働局や企業団体等に対し、飛散性防止や作業員のばく露防止に関する注意喚起がなされました。このことから、市ではアスベスト問題連絡会議を設置し、対象となる1,114の市有施設の煙突用断熱材におけるアスベストの使用の有無について調査を実施し、67の施設で含有を確認しています。

平成26年度には、一部の市有施設において露出した吹付け材・配管保温材の事例が確認されたことを受け、平成19年度末までに竣工した1,009の非木造施設及び児童福祉施設で調査を実施しました。この中で、6施設において配管保温材が露出していましたが、すべて飛散の恐れのないよう、対策を講じています。

平成28年度に札幌市の小中学校で給食調理用ボイラーの煙突からアスベストを含んだ断熱材が落下し、簡易給食などの対応が発生しました。これを受けて、全道的に道有施設や道内の市有施設の煙突用断熱材について劣化損傷の点検が実施されました。市では対象となる125施設について調査を行い、うち16施設で劣化損傷が確認されましたが、すべての施設において一般の大気中のアスベスト濃度と同等あるいはそれ以下であることが確認されています。

平成30年度以降は「市有施設における煙突用断熱材点検マニュアル」に基づき、毎年煙突用断熱材の劣化状況を監視しています。

今後も、煙突用断熱材については定期的な点検を行うとともに、市有施設の解体・改修等の工事を施工する際には、アスベスト関係法令等の規定・基準に則り、適正に飛散防止対策を講じてまいります。

② VOC対策

近年、住宅等の新建材・内装材や接着材から揮発するホルムアルデヒドなどのVOC（揮発性有機化合物）による室内空気汚染が問題となっています。本市では、シックハウス等を防ぐため、全ての工事において施設の室内環境に考慮した対策を実施しています。令和元年度は、釧路市立高等看護学院でVOC測定を実施しました。

5 公害苦情の状況

令和元年度に本市に寄せられた公害苦情は57件で、昨年度より16件減少しました。公害の種類別にみると、騒音及びその他（不法投棄）がそれぞれ全体の25%を占めています。

騒音に関わる苦情については、工事現場における重機使用による音の他、事業者による営業騒音、近隣住民による生活音など多岐にわたります。

近年の公害苦情は、従来の産業活動に関するものに加え、身近な市民生活によるものも増えてきており、事業者とともに、市民一人一人の公害防止に対する協力が不可欠となってきています。

表3-5-46 種類別公害苦情処理件数の推移

| 年度 | 大気汚染 | | | 水質汚濁 | 騒音 | 振動 | 悪臭 | その他 | 合計 |
|-----------|------|-----|----|------|----|----|----|-----|-----|
| | ばい煙 | 粉じん | ガス | | | | | | |
| 2015(H27) | 24 | 3 | 0 | 0 | 11 | 6 | 13 | 32 | 89 |
| 2016(H28) | 25 | 4 | 0 | 0 | 16 | 3 | 8 | 47 | 103 |
| 2017(H29) | 18 | 5 | 0 | 0 | 11 | 3 | 9 | 23 | 69 |
| 2018(H30) | 9 | 7 | 0 | 0 | 17 | 5 | 10 | 25 | 73 |
| 2019(R1) | 13 | 5 | 0 | 0 | 14 | 2 | 9 | 14 | 57 |

基本方針VI 環境配慮行動の実践

【環境の現況】

今日顕在する地球温暖化、天然資源の枯渇、野生生物の生息・生育環境の悪化などの環境問題の原因は、日常生活や事業活動から生ずる環境負荷が蓄積し、環境の容量を超えてしまったためと考えられています。

これらの環境問題を解決するためには、地球規模で取り組むことが重要ですが、地域において、市民一人一人が環境問題に対する理解を深め、日常生活や事業活動において、環境に配慮して行動することが必要です。

特に環境教育の重要性が指摘されていますが、平成23年には「環境教育等による環境保全の取り組みの促進に関する法律」が制定され、平成26年にはこの法律に基づく「北海道環境教育等行動計画」が策定されています。

本市においても、市民・事業者・市民団体などの各主体が、環境問題を理解し、環境に配慮された行動をとることができるよう、学校における環境教育や、各種の学習会の開催などの環境教育に資する取り組みを進めるとともに、環境配慮行動への支援の取り組みや、事業者としての率先実行の取り組みを進めています。

【施策の推進状況】

1 環境教育・環境学習の推進

(1) 小中学校における環境教育・環境学習

市内の小中学校では、よりよい環境づくりや環境の保全に配慮した望ましい行動ができる態度・能力を育むことを目指し、体験型のプログラムなどの環境教育・環境学習に取り組んでいます。

① 釧路市学校版環境ISO

従前より各学校で行われている環境に対する取り組みの中にISOの「計画」「実施」「点検」「見直し」のサイクルを取り入れ、子どもたちの環境意識の向上を目指しています。各学校では子ども達が主体となってごみの分別・減量、校内外の清掃、花壇の整備などの取り組みを設定して環境ISOを実践しています。

② 校区・公園等の清掃

児童・生徒が、校舎周辺、校区内の公園・海岸のごみ拾い等を通じて、環境保全・美化に取り組んでいます。このほか、花壇の整備を実施している学校もあります。

③ リサイクル活動

児童・生徒が、自ら給食の牛乳紙パックを開いて、水洗いし、乾燥させてから回収しています。このほか、プルタブやペットボトルキャップ、古紙などのリサイクル活動にも取り組んでいます。

④ 自然体験学習

各小中学校において、宿泊研修や遠足などの行事において、春採湖や武佐の森、阿寒湖などの地域の良好な自然とのふれあい体験を取り入れています。

⑤ グリーン購入の推進

本市では家庭や地域へとグリーン購入の実践が広がることを目標に、12月18日～24日に市役所本庁舎1階ロビーにて、エコ文具やリサイクル製品、パネルの展示を行っています。

(2) こどもエコクラブ活動の推進

こどもエコクラブとは、幼児から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブです。平成7年度に環境省事業として始まり、平成23年度より財団法人日本環境協会が運営しています。本市は、こどもエコクラブ地方事務局として、子どもたちの活動を支援しています。

令和元年度は、地方事務局内で10人（1クラブ）の子どもたちが、こどもエコクラブとして登録し、活動しました。

(3) 環境関連イベントへの出展

本市では、市民団体が開催する環境に関するイベントへ出展しています。令和元年度の出展状況は以下のとおりです。

表3-6-1 環境関連イベントへの出展状況

| 名称 | 主催者 | 出展内容 | 担当課 |
|---------------|--------------------|--|-------|
| くしろエコ・フェア2019 | くしろエコ・フェア 実行委員会 | ・パネル展示 ・環境家計簿、リーフレットの配布 ・水質確認実験 | 環境保全課 |
| 第48回くしろ消費者まつり | 釧路消費者協会 | ・パネル展示 ・環境家計簿、リーフレットの配布 ・環境クイズ ・バスボムづくり体験 | 環境保全課 |

(4) 環境学習への支援

① 出前講座

本市では、釧路市生涯学習まちづくり出前講座（申込先：市教委生涯学習課）を実施しています。環境に関する講座も実施しており、講師として担当課の職員を派遣しています。令和元年度は以下のとおりです。

表3-6-2 環境に関する講座の登録状況

| 講座 | 講座の内容 | 回数 | 参加者 | 担当課 |
|------------|---|----|-----|-------|
| 釧路川と水道水 | 釧路川の水が水道水になるまで、水の安全性などについてお話しします。同時に、水道水をよりおいしく飲むアドバイスなどもします。 | 2 | 71 | 水質管理課 |
| かんきょうの話 | 私たちを取り巻く環境を将来に伝えていくために、自然、水、空気などの「かんきょう」についてお話しします。 | 1 | 8 | 環境保全課 |
| ごみ減量とリサイクル | 「ごみ減量とリサイクル」をテーマに、ごみや資源物などの分別、リサイクル方法などについてお話しします。 | 0 | 0 | 環境事業課 |

② 資料の整備

市立釧路図書館や各コミュニティセンターでは、市民の自主的な環境学習を支援するため、環境関連資料の整備を進めています。特に図書館では、特設コーナーを設置し、一定期間、環境関連資料を展示しています。また、市内の自然観察地の見どころなどを紹介した「くしろ自然ウォッチングガイド」などをはじめとした資料等を作成しています。

(5) 環境学習会、自然観察会などの開催

本市では、市民の環境教育・環境学習に資するため、環境学習会、自然観察会などの普及啓発事業を開催しています。令和元年度は以下のとおりです。

表3-6-3 環境学習会などの開催状況

| 名称 | 会場 | 回数 | 参加者 | 担当課 | |
|---------------------------------------|---------------------------------|----|--------|--------------------------|-----|
| 環境月間パネル展 | コアかがやき、阿寒町公民館、音別町コミュニティセンター | 3 | - | 環境保全課 | |
| 地球温暖化防止パネル展 | コア鳥取、コア大空、釧路市役所本庁舎 | 3 | - | | |
| エコ教室 | 釧路市立朝陽小学校、釧路市立興津小学校 | 2 | 53 | | |
| 春採湖なんでもパネル展 | 市役所ロビー、コア鳥取、コア大空、コアかがやき | 4 | - | | |
| 春採湖ウチダザリガニ捕獲事業市民参加事業「春採湖のウチダザリガニ2019」 | 春採湖 | 1 | 38 | | |
| こどもレンジャー活動 | 標茶町塘路湖、鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ、釧路市春採湖 | 3 | 24 | 環境保全課 (釧路湿原国立公園連絡協議会) | |
| みんなで調べる復元河川の環境2019 | 標茶町茅沼 | 2 | 60 | 環境保全課 (KIWC) | |
| ごみ処理施設見学会 | ごみ処理施設 | 4 | 171 | 環境事業課 | |
| 生ごみ減量講習会 | コア大空、柳町スピードスケート場 | 2 | 15 | | |
| げんきの森 | 音別町ふれあいの森 | 1 | 12 | 農林課 | |
| 街のみどりパネル展 | 市役所ロビー、阿寒町公民館、音別町コミュニティセンター | 3 | 166 | 公園緑地課 | |
| 下水処理場見学会 | 処理施設 | 12 | 874 | 下水道施設課 | |
| 春採湖畔探鳥会 | 春採湖畔 | 7 | 151 | 博物館 | |
| 初夏の探鳥会 | 釧路町森林公園 | 1 | 35 | | |
| 春採湖畔草花ウォッチング | 春採湖畔 | 4 | 87 | | |
| しらべてみよう春採湖の昆虫 | 春採湖畔 | 2 | 38 | | |
| ハーバリウム霧多布 | 浜中町 | 9 | 15 | | |
| 海鳥観察会 | 釧路市 | 1 | 20 | | |
| 冬のいきもの観察会 | 釧路町 | 1 | 27 | | |
| サクラマス観察会 | 釧路市 | 1 | 24 | | |
| 講演会「カラスと人間生活」 | 博物館 | 1 | 113 | | |
| 講座「カラスマスターへの道」 | 博物館 | 3 | 41 | | |
| 企画展「すてきな昆虫たち」 | 博物館 | 1 | 6,714 | | |
| 企画展「あなたとカラスのおつきあい」 | 博物館 | 1 | 11,705 | | |
| 企画展「すてきなオサムシ」 | 博物館 | 1 | 3,536 | | |
| 企画展「あなたの知らないスゲの世界in釧路」 | 博物館 | 1 | 607 | | |
| 企画展「釧路のイトウと淡水魚」 | 博物館 | 1 | 682 | | |
| サマースクール | 動物園 | 2 | 31 | | 動物園 |
| 北海道ゾーンガイド | 動物園 | 31 | 108 | | |
| 北海道ゾーンスポットガイド | 動物園 | 68 | 508 | | |
| マリモ生育地観察会 | 阿寒湖 | 2 | 55 | 阿寒生涯学習課 | |

2 環境配慮行動の促進

(1) 環境に関する情報の提供

① 釧路市環境白書の発行

本市の環境の現況や施策の実施状況等を明らかにするため、釧路市環境白書を年1回発行しています。

② 環境ニュースの作成・発行

ごみの減量化・再資源化や、家庭での二酸化炭素の排出削減などについての市民啓発を図るため、啓発用チラシを年2回作成・配布しています。

③ インターネットの活用

本市のホームページにおいて、自然環境、地球温暖化の防止や廃棄物などの環境に関する情報を提供しています。

(2) 市民や事業者による環境配慮行動への支援

① e c oライフ促進支援事業

本市では、平成27年度より住宅用再エネ・省エネ設備の設置促進を目的とした補助制度を実施しています。補助対象設備は潜熱回収型ガス給湯暖房機、CO₂冷媒ヒートポンプ給湯機、高効率石油給湯機、ヒートポンプ式暖房、家庭用燃料電池、定置用蓄電池、ガスコジェネレーションシステム、木質ペレットストーブです。（23ページ参照）

② 合併処理浄化槽設置費補助金

本市では、公共下水道の計画区域以外に居住する方を対象に、合併処理浄化槽設置費補助制度を実施しています。補助金額は、設置する合併処理浄化槽の人槽（大きさ）によって定めており、令和元年度は5人槽が60万円、7・10人槽が80万円です。また、設置に際して、単独処理浄化槽を撤去する場合は、9万円を加算しています。（54ページ参照）

③ 合併処理浄化槽維持管理費補助金

本市では、公共下水道の計画区域以外に居住する方を対象に、合併処理浄化槽の適正な維持管理を目的とした補助制度を実施しています。令和元年度の補助金額は、法定検査費相当額の8千円です。（54ページ参照）

④ 釧路市企業立地促進条例

本市では、一定の要件を満たすリサイクル産業施設や緑地の整備に際して、課税免除や補助金の交付を行っています。（36ページ参照）

⑤ がんばる企業応援資金

中小企業者または協同組合等の、新エネルギーを使用するまたは環境負荷を低減する施設および設備の導入に際して、低金利・3年間無利子の融資あっせんを行っており、市商業労政課が窓口となっています。

表3-6-4 がんばる企業応援資金のあらまし

| 種別 | 融資限度額 | 融資期間 | 利率 |
|------|-----------------------|------------------------|-------------------------------------|
| 設備資金 | 5,000万円 (協同組合は1億円) | 15年以内 (うち据置期間は1年以内) | 3年間無利子 4年目以降1.3% (令和元年4月1日現在) |

(3) 環境影響評価の推進

環境影響評価は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら調査、予測、評価を行い、環境の保全について適正に配慮を進めていく制度です。国では「環境影響評価法」、北海道では「北海道環境影響評価条例」が定められています。

また、河川法に基づく占用や砂利採取法に基づく砂利採取、大規模小売店舗立地法に基づく店舗面積1,000㎡を超える小売店舗の出店など、各種法令等においても、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行う者が、自然環境や生活環境の保全のため適正な配慮に努める仕組みが整備されてきています。令和元年度は表3-6-5のとおりです。

表3-6-5 各種法令等に基づく評価実施件数

| 環境影響評価法 | 北海道環境影響評価条例 | 河川法 | 砂利採取法 | 採石法 | 鉱業法 | 大規模小売店舗立地法 |
|---------|-------------|-----|-------|-----|-----|------------|
| 0件 | 0件 | 8件 | 14件 | 0件 | 0件 | 0件 |

(4) 本市の率先実行

① グリーン購入の推進

本市では、物品や車両・サービスの購入にあたって、環境に配慮した商品（製造・流通・廃棄の段階で環境負荷の少ない商品）を選択する「グリーン購入」に積極的に取り組んでいます。令和元年度の調達品目と調達率は以下のとおりです。

表3-6-6 調達品目と調達率

| | 主な調達品目 | 調達目標 | 調達率 | 主な判断基準 |
|-----------|--|------|-------|--|
| 紙類 | コピー用紙 | 100% | 99.9% | 古紙配合率が可能な限り高いもの |
| | トイレトペーパー | | | 古紙配合率100% |
| 文具類 | ボールペン、蛍光ペン、朱肉、ガムテープ、のり、フラットファイル、クリアファイル、事務用封筒、インデックス、付箋紙など | 100% | 99.9% | 金属を除く主要材料について ・プラスチックの場合、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上 ・木質の場合、間伐材や端材等の再生資源 ・紙の場合、古紙配合率50%以上 |
| 自動車購入・リース | 低公害車 | 100% | 100% | 電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、水素自動車、クリーンディーゼル自動車 |
| 制服作業服 | 作業服 | 100% | 100% | 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比10%以上 |

② 釧路市役所環境配慮指針

本市の事務事業における省資源・省エネルギー、リサイクル製品の利用拡大、ごみの減量などを推進するため、「釧路市役所環境配慮指針」に基づき、環境配慮行動の率先実行やポスター掲示による啓発などに努めています。令和元年度は、2ヶ月に1回啓発ポスターを作成、各課に配布しました。

③ 釧路市職員の社会・環境等活動（CSR）推進指針

本市では、「釧路市職員の社会・環境等活動（CSR）推進指針」に基づき、職員の公的活動及び私的活動において社会活動への積極的な関与や環境への配慮について取り組んでいます。

④ 公共事業における環境配慮

本市では、公共事業によって発生する建設資材廃棄物の再使用や再生利用を、供給のバランスや技術的な支障とならない範囲で行っています。（32ページ参照）

⑤ 公共施設における節電の取組

本市では、平成23年3月の東日本大震災以降、電力の安定供給確保のため、公共施設の節電に取り組んでいます。令和元年度は施設の設備を省エネ効果の高いものに更新した他、省エネ法に基づく期間において節電の取組を実施、節電前の平成22年度と比較して夏季（7月～9月）で22.2%、冬季（12月～3月）9.5%の最大需用電力を削減しました。

また、平成30年9月に発生した胆振東部地震の影響で、電力の供給が不安定となった際には照明の間引き箇所拡大や、動力設備の停止など徹底した節電取組を実施しました。（25ページ参照）

3 パートナーシップの形成

(1) 環境政策の形成に関する市民参加

本市では、環境や廃棄物などに関する重要事項を調査審議する各種審議会の委員を公募しています。また、釧路市環境基本計画などの策定に際しては、アンケートの実施や市民の意見を聴く会を開催するなど、市民の意見を計画に反映するよう努めることとしています。

表3-6-7 環境に関する審議会の公募委員数

| 名称 | 委員数 | うち公募数 |
|----------------|-----|-------|
| 釧路市環境審議会 | 18 | 2 |
| 釧路市廃棄物減量等推進審議会 | 16 | 1 |
| 釧路市上下水道事業審議会 | 15 | 2 |

(2) 市民参加による環境保全活動

環境問題を解決するためには、市民参加を推進し、市民・事業者・市民団体等とパートナーシップの形成を図ることが重要です。本市では、多くの市民団体がそれぞれの視点で環境保全活動を行っています。

表3-6-8 環境保全活動を行う市民団体等

| 名称 | 活動内容 |
|------------------------|--|
| 各種清掃活動 | 連合町内会などが中心となり、春の一斉清掃や秋の自主清掃を実施しています。また、「釧路市マチをきれいにする推進協議会」では、ボランティアの参加者を募り、「春採公園クリーン作戦」「ごみひろい隊会」などの清掃イベントを行っています。（39ページ参照） |
| 釧路市クリーンパートナー制度 | 本市では、道路などの清掃活動について、区域を決めてボランティアに委任する「釧路市クリーンパートナー制度」を設け、平成13年度から実施しています。（39ページ参照） |
| 公園里親制度 | 本市では、清掃や草刈などの公園の美化活動について、区域を決めてボランティアに委任する「公園里親制度」を設け、平成13年度から実施しています。（35ページ参照） |
| 釧路シャケの会 | 命も凍るといわれている釧路の冬ですが、この時に育つのが「ふるさとの魚（鮭）」です。サケを発眼卵「イクラの状態」から稚魚になるまで家庭や学校、事業所などで育てる体験です。5月5日にみんなで幣舞橋のたもとから自然に返します。シャケの稚魚の放流を通して、釧路市の環境や自然問題を考え、地域の子どもの健全育成を目指す活動を行っています。 |
| NPO法人釧路湿原やちの会 | 主に釧路湿原の成り立ちから今を、そして湿原の果たしている役割や人が受けている恩恵などを自然解説を通して道内外の観光客や外国人へ伝えています。 |
| 釧路自然保護協会 | 釧路湿原をはじめとする釧路地方の自然環境や文化財の保護、保全を図るために、調査・研究等を実施して必要な提言を行うとともに、住民に対する普及・啓発活動を実施しています。特に最近では、釧路川水系においてサケ科魚類の産卵遡上の障害になっている河川構造物が多数存在することから、手作り魚道の設置に取り組んでいます。 |
| 桜育ての親実行委員会 | 花や緑の基本は土づくりです。そのため簡易で有効的な有機質の完熟牛糞堆肥を市民へ頒布実施しています。市内の園芸愛好家や家庭菜園者に大変好評で22年間続いています。おかげ様で13kg袋詰品を約9,000袋頒布しています。益金は桜などの育樹事業、緑化団体の支援資金にしています。具体的にはサクラ守支援、駅前花壇・魚河岸碑花壇・学校花壇などの支援、コマクサ普及啓発と実践支援、釧路八重の原木保存・銘板作成などを行っています。 |
| (一社)くしろソーシャルデザインネットワーク | 環境保全、再生可能エネルギー、域内循環及び地域資源活用などを基調とした「持続可能な地域づくり」に寄与する事業を展開しています。また、再生可能エネルギー普及に関する学習会開催のほか、地域協働にもとづいた太陽光発電設置のモデル事業「くしろ協働発電所プロジェクト」などの活動を実施しています。 |

(3) 国、北海道、他の地方自治体との連携

本市は、釧路湿原の保全などの自然環境保全や公害防止などの生活環境保全をはじめとする幅広い分野において、国、北海道、他の地方自治体との連携や協力の下に、環境保全の施策を推進しています。

参 考 資 料

- 1 環境に関する条例
 - (1) 釧路市環境基本条例
 - (2) 釧路市公害防止条例
 - (3) 釧路市公害防止条例施行規則
 - (4) 釧路市廃棄物の減量及び処理等に関する条例
- 2 公害に係る環境基準
 - (1) 大気汚染に係る環境基準
 - (2) 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準
 - (3) 水質汚濁に係る環境基準
 - (4) 騒音に係る基準
 - (5) 振動に係る基準
 - (6) 地下水の水質汚濁に係る環境基準
 - (7) 土壌の汚染に係る環境基準
 - (8) ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準
- 3 排出基準
 - (1) 大気汚染防止法
 - (2) 水質汚濁防止法
 - (3) 騒音規制法
 - (4) 振動規制法
 - (5) 悪臭防止法
 - (6) ダイオキシン類対策特別措置法
 - (7) 釧路市公害防止条例
- 4 大気・水質・騒音・悪臭に関する測定データ等
 - (1) 大気汚染常時監視測定結果
 - (2) 公共用水域水質測定結果
 - (3) 自動車騒音常時監視結果
 - (4) 環境悪臭測定結果
- 5 公害防止協定に基づく立入調査結果
 - (1) 日本製紙株式会社釧路工場
 - (2) 王子マテリア株式会社釧路工場
 - (3) 釧路コールマイン株式会社
- 6 用語解説
- 7 環境行政のあゆみ（年表）

1 環境に関する条例

(1) 釧路市環境基本条例

平成17年10月11日

釧路市条例第128号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等(第7条—第9条)

第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策(第10条—第29条)

第4章 地球環境保全及び国際協力(第30条・第31条)

第5章 環境審議会(第32条)

附則

釧路市は、広大な太平洋に臨み、タンチョウをはじめ数多くの野生生物が生息する国際的にも貴重な釧路湿原などのすぐれた自然に恵まれ、そのかけがえのない環境から絶えることなく豊かな恵みを受けつつ、今日まで発展してきた。

一方、今日の私たちの社会は、豊かさや利便性が高まった反面、日常生活や経済活動等の人の営みが拡大し、大量の資源やエネルギーが消費され、環境への負荷が増大し、その影響は地域の環境のみならず、今や人類の生存基盤である地球環境全体に及ぶまでに至った。

もとより、すべての市民は、環境からの恵沢を受け良好な環境の下に生活する権利を有しており、将来にわたりこの環境を健全で恵み豊かなものとして次の世代に引き継いでいくことは、私たちの願いであり、また、責務でもある。

このため、私たちは、地域の自然環境や生活環境を良好なものとするとともに、環境への負荷を増大させている現在の経済社会構造のあり方や生活様式を見直し、かけがえのない地球に生きるものの一員としての自覚の下に地球環境の保全に貢献していかなければならない。

このような考え方に立って、市、事業者及び市民のすべてが、環境の問題を自らの課題として認識し、それぞれの責任の下に相互に連携しながら役割を果たしていくことにより、環境への負荷を低減するとともに、循環を基調とした持続的発展が可能な社会をつくるため、釧路市環境基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造(以下「環境の保全及び創造」という。)について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生

ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘削のための土地の掘削によるものを除く。))及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要とする健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民のすべての者がそれぞれの責任を認識し、公平な役割分担の下、自主的かつ相互に連携協力して推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が実現されるように行われなければならない。

4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保するうえで重要であることから、すべての者が自らの課題であることを認識し、日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市民の意見を適切に反映して、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、自ら率先して環境への負荷の低減に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、廃棄物となった場合に適正な処理が図られるように必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動において再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境に与える影響を認識し、自ら環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、廃棄物の適正処理及び排出の抑制、資源やエネルギーの節減及び環境への負荷の低減に資する製品等の利用に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、その日常生活において、環境に与える影響を認識し、自ら環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 人の健康の保護及び生活環境の保全を図るため、

- 大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。
- (2) 人と自然との共生を図るため、生物の多様性を保全するとともに、湿原、水辺地等多様な自然環境を適正に保全すること。
 - (3) 地域の特性を生かした良好な景観の形成、歴史的文化的遺産の保全等により、潤い、ゆとり、安らぎ等心の豊かさが感じられる環境を確保すること。
 - (4) 廃棄物の発生の抑制及び適正な処理、資源の循環的利用並びにエネルギーの有効利用等により、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を図ること。
 - (5) 地球環境保全のため、地域における環境への負荷の低減を進めるとともに、国際協力を推進すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の大綱その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を適切に反映するとともに、釧路市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(釧路市環境白書)

第9条 市長は、毎年、環境の現況及び環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにするため、釧路市環境白書を作成し、公表しなければならない。

第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(市の事業に係る環境への配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施に当たっては、環境への負荷が低減されるよう、十分に配慮するものとする。

(規制の措置)

第11条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

第12条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造に資する措置をとることを促進するため必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、特に必要があるときは、市民又は事業者に適正な経済的負担を求める措置を講ずるものとする。

(環境影響評価)

第13条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に資する施設の整備等)

第14条 市は、廃棄物処理施設、下水道その他の環境の保全上の支障を防止するための施設の整備を推進するように努めるものとする。

2 市は、公園、緑地等の公共的施設の整備その他の快適な環境の維持及び創造に資する事業を推進するように努めるものとする。

(市民及び事業者の活動の促進)

第15条 市は、市民及び事業者が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び学習の推進)

第16条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深め、自発的に活動することを促進するため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習（以下「環境教育及び学習」という。）の推進に努めるものとする。

2 前項の場合において、市は、特に将来を担う世代について、積極的に環境教育及び学習を推進するように努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第17条 市は、市民及び事業者の自発的な活動の促進並びに環境教育及び学習の推進に資するため、環境の保全及び創造に関する情報を収集し、これを適切に提供するように努めるものとする。

(調査研究の実施)

第18条 市は、環境に関する現状を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な調査研究の実施及びその成果の活用を努めるものとする。

(監視等の体制整備)

第19条 市は、環境に関する現状を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定及び検査等の体制の整備に努めるものとする。

(自然環境の保全)

第20条 市は、タンチョウ、シマフクロウその他野生生物の保護管理並びに釧路湿原、春採湖をはじめとする湿原、森林、水辺地その他の多様な自然環境の保全及び適正な利用の促進を図られるように努めるものとする。

(公害の防止)

第21条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全を図られるよう、公害を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(快適な都市空間の形成)

第22条 市は、安らぎと潤いのある快適な都市空間の形成を図るため、歴史的文化的遺産の保全及び水辺の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(良好な景観の形成)

第23条 市は、自然と調和した、地域の特性を生かした良好な景観を形成するために必要な措置を講ずるものとする。

(緑化の推進)

第24条 市は、緑豊かな生活環境の確保を図られるよう、緑化を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(都市美化の推進)

第25条 市は、ごみの投棄や散乱の防止等都市美化を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の発生の抑制及び資源の循環的利用等の推進)

第26条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の発生の抑制及び適正処理、資源の循環的利用並びにエネルギーの有効利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の発生の抑制及び適正処理、資源の循環的利用並びにエネルギーの有効利用に努めるものとする。

3 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の利用が促進されるように努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体等との連携協力)

第27条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するに当たり、国、他の地方公共団体等との連携協力を努めるものとする。

2 前項の場合において、市は、釧路湿原の保全等特に広域的に取り組む必要があるときは、関係する地方公共団体等との連携協力を努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第28条 市は、その機関相互の施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に推進す

るための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第29条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 地球環境保全及び国際協力

(地球環境保全の推進)

第30条 市は、地球環境保全に資するため、地球温暖化の防止、生物の多様性の保全等に関する施策の積極的な推進に努めるものとする。

(国際協力の推進)

第31条 市は、国及び他の地方公共団体等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

2 市は、特に自然環境保全に関し、国際機関、国及び他の地方公共団体その他関係する団体等と連携して、情報交換、調査研究及び人材交流等を行うことにより国際協力の推進が図られるように努めるものとする。

第5章 環境審議会

(釧路市環境審議会)

第32条 環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、釧路市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

3 審議会は、市長が委嘱し、又は任命する委員18人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 特別の事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

6 専門の事項を調査させるため必要があるときは、審議会に調査委員を置くことができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年10月11日から施行する。

(2) 釧路市公害防止条例

平成17年10月11日

釧路市条例第136号

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 市長の行う公害防止施策等（第5条—第13条）

第3章 公害に対する規制等

第1節 規制基準（第14条・第15条）

第2節 特定施設の認可等（第16条—第23条）

第3節 生活障害行為の制限等（第24条—第28条）

第4節 改善命令等（第29条—第32条）

第5章 雑則（第33条）

第6章 罰則（第34条・第35条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、公害防止に関する本市の施策の基本を定め、もって市民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 この条例は、市民等しく健康で文化的な生活を享受する権利が保障されていることを認識し、人間尊重、生活優先の精神を基本として、自然環境及び生活環境の保全に努め、現在及び将来の市民のために健全かつ良好な環境を確保することを基本理念とする。

(定義)

第3条 この条例において「公害」とは、釧路市環境基本条例（平成17年釧路市条例第128号）第2条第3項に規定する公害をいう。

2 この条例において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、廃液、騒音、振動又は悪臭（以下「ばい煙等」という。）を排出し、又は発生する施設であつて規則で定めるものをいう。

3 この条例において「特定工場等」とは、特定施設を設置する工場又は事業場をいう。

4 この条例において「規制基準」とは、事業活動その他の活動を行う者が遵守すべき「ばい煙等」の発生に係る許容限度で、規則で定めるものをいう。

5 この条例において「生活障害行為」とは、第1項に定める公害を除き、人の健全かつ正常な日常生活及び生活環境に障害を与え、又は著しく不快、不便等の支障を及ぼす行為をいう。

(責務)

第4条 市長は、第1条の目的を達成するため、国及び北海道各行政機関の行う施策にあわせ、本市の自然的及び社会的条件に応じた公害防止に関する施策を計画し、及び実施しなければならない。

2 市長は、前項の施策を実施するに当たり市民の理解と協力を得られるように努めなければならない。

3 市長は、広域的な公害の防止を図るため、必要に応じ、他の隣接の地方公共団体とともにその施策を講ずるよう努めなければならない。

4 事業者は、公害を防止するため、その責任においてその管理する施設について必要な公害防止の措置を講ずるとともに市長その他の行政機関が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

5 事業者は、法令、北海道公害防止条例（昭和46年北海道条例第38号。以下「道条例」という。）及びこの条例の規定に違反しない場合においても、それを理由として公害防止についての努力を怠ってはならない。

6 市民は、公害を発生させないように努めるとともに、市長その他の行政機関が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

第2章 市長の行う公害防止施策等
(調査、研究及び監視)

第5条 市長は、公害防止のために必要な調査及び研究を行い、公害発生状況を監視するとともにその体制の整備に努めなければならない。
(資料及び情報の提供)

第6条 市長は、市民の公害に関する知識の普及を図り、その認識を深めるために必要な資料及び情報の提供と広報に努めなければならない。
(立入検査等)

第7条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係職員に特定工場等に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
(技術指導)

第8条 市長は、必要と認めるときは、特定工場等に対し、当該職員に技術上の指導又は指示を行わせることができる。
(公害防止事業)

第9条 市長は、本市における自然的及び社会的条件により、事業活動による公害が現に発生し、著しく人の健康又は生活環境の汚染があると認めるときは、公害防止事業費事業者負担法(昭和45年法律第133号。以下「負担法」という。)第2条第2項各号の主旨のつとりに掲げる公害防止事業を行うことができる。
(1) 汚水その他公害の原因となる物質がたまり積し、又は水質が汚濁している河川若しくは湖沼におけるしゅんせつ若しくは浄化事業
(2) 特定工場等が協同で設置する汚水又は廃液を浄化するための事業
(3) 大気汚染防止のための地域暖房建設事業

2 市長は、前項に定める公害防止事業を実施するときは、公害の発生源となった事業者に対し、その費用の全部又は一部を負担させることができる。

3 前項に規定する公害防止事業の費用につき事業者の負担総額及び負担割合その他の事項に関しては、負担法の定めるところによる。

4 市長は、第2項に掲げる公害防止事業負担について特に小規模事業者に対し適切な配慮に努めなければならない。

5 市長は、第3項に定める負担総額及び負担割合その他の事項を定めるときは、釧路市環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。
(都市計画事業等)

第10条 市長は、前条に定める公害防止事業を実施するほか、本市の土地区画整理、上下水道、道路、河川改修、住宅その他都市計画に関連する事業の推進に当たり公害防止と良好な環境の確保に努めなければならない。
(独立行政法人環境再生保全機構事業等)

第11条 市長は、独立行政法人環境再生保全機構その他の公庫、公団等が実施する融資、譲渡その他の方式による公害防止の施策の確保に努めなければならない。
(公害防止協定)

第12条 市長は、公害防止のために必要があると認めるときは、ばい煙等を発生する施設を設置している者又は設置しようとする者との間に公害防止に関する協定等を結ぶことができる。
(資金助成等)

第13条 市長は、中小企業者がばい煙等を処理する施設を設置し、又は改善しようとするときは、資金のあっせん及び助成並びに技術的な助言その他の援助に努めなければならない。

第3章 公害に対する規制等
第1節 規制基準
(規制基準)

第14条 市長は、公害を防止するため法令及び道条例で定めのあるものを除き、規則で規制基準を定めるものとする。

2 法令又は道条例において、規制基準のある場合は、その基準による。

3 第1項の規制基準を定めるときは、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。
(規制基準の遵守義務)

第15条 工場又は事業場に特定施設を設置している者(以下「特定施設設置者」という。)は、当該特定施設に係る規制基準(規則に規制基準の定めのないものについては、人の健康又は生活環境に障害を及ぼすおそれのない程度)を超えて、ばい煙等を排出し、又は発生させてはならない。

第2節 特定施設の認可等
(特定施設の新設等の認可)

第16条 工場又は事業場に新たに特定施設を設置しようとする者は、あらかじめ市長の認可を受けなければならない。

2 前項の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
(1) 氏名又は名称及び所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
(2) 工場又は事業場の名称及び所在地
(3) 特定施設の種類と数量
(4) 特定施設の構造
(5) 特定施設の使用の方法
(6) ばい煙等の処理の方法
(7) その他規則で定める事項

3 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、当該申請に係る特定施設から排出し、又は発生するばい煙等が、規制基準に適合すると認めるときは、申請書の提出があった日から60日(当該申請が形式上の要件に適合しない場合において、当該申請に対し補正を求めたときは、当該補正に要した期間を除く。)以内にこれを認可しなければならない。

4 市長は、前項の規定による認可をするに当たっては、公害防止のために必要な限度において条件を付することができる。
(内容変更の認可等)

第17条 特定施設設置者は、前条第2項第3号から第6号までに掲げる事項を変更しようとする場合は、あらかじめ規則で定めるところにより、市長の認可を受けなければならない。ただし、市長が認める軽微の変更については、この限りでない。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による認可について準用する。
(完成届、認定及び使用開始の制限)

第18条 前2条の規定による認可を受けた者は、当該認可に係る特定施設の設置又は変更の工事が完成した場合は、速やかに規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合、7日以内に当該届出に係る認定の内容及び条件が適合しているか否かを検査し、適合しているときは、その旨を認定し、認定書を交付しなければならない。

3 特定施設設置者は、前項の認定書の交付を受けた後でなければ、当該特定施設の使用を開始してはならない。
(事故の措置)

第19条 特定施設設置者は、事故の発生により規制基準を超えてばい煙等を排出し、又は発生させるおそれの生じたときは、直ちに操業の縮小又は停止をし、公害防止に必要な措置を講ずるとともに、その旨を市長に報告しなければならない。
(廃止届)

第20条 特定施設設置者は、当該特定工場等を廃止したときは、その日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第21条 特定施設設置者から特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る認可を受けた者の地位を承継する。

(特定施設に関する経過措置)

第22条 いずれかの施設が特定施設となった際、現に工場又は事業場にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、当該施設が特定施設となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(規制基準に関する経過措置)

第23条 市長は、前条に規定する届出をした者に対し、その届出施設から排出し、又は発生するばい煙等が、規制基準を超えているものについては、期間を定めて規制基準に適合するよう設備その他の改善を勧告するものとする。

2 前項に規定する期間については、あらかじめ審議会の意見を聴いて定めるものとする。

第3節 生活障害行為の制限等

(水産物の運搬)

第24条 水産物の運搬を行う者は、積載量の過大、積載方法の不備等によって、道路上に魚介類を放置してはならない。

(燃焼不適物等の燃焼禁止)

第25条 何人も住宅の密集している地域において、著しいばい煙、粉じん、有害ガス又は悪臭の発生するおそれのあるものを燃焼させてはならない。

(拡声器の使用制限)

第26条 商業宣伝その他営業の目的をもって拡声器を使用する者は、正常かつ健全な日常生活を阻害する異様な音量を発生させてはならない。

(夜間の静穏保持)

第27条 何人も夜間(午後10時から翌日の午前6時までをいう。)においては、音響器音、楽器音、人声等により、付近の静穏を害する行為をしてはならない。

(自動車等の使用及び管理)

第28条 自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。)等を使用する者及び所有する者は、必要な整備と適正な運転を行い大気汚染及び交通騒音の防止に努めなければならない。

第4節 改善命令等

(停止命令)

第29条 市長は、第24条から第27条までの規定に違反する者があったときは、その者に対し、当該違反行為の停止その他必要な措置を命ずることができる。

(改善命令)

第30条 市長は、特定工場等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、期限を定めて当該特定施設の構造又は配置、使用方法、ばい煙等の処理方法等について改善を命ずることができる。

(1) 規制基準を超えてばい煙等を排出し、若しくは発生させているとき。

(2) 特定工場等の設置者が第16条第4項の規定により付された条件の措置を怠ったとき。

(一時停止)

第31条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

(1) 前条第1号の規定による改善命令に従わないとき。

(2) 第17条第1項の規定による認可を受けずに特定施設の内容を変更したとき。

2 市長は、前項第1号の規定による使用の一時停止命令に従わないときは、当該特定施設に係る認可を取り消すものとする。

(使用停止)

第32条 市長は、第16条の規定による認可を受けずに特定施設を使用していると認めるとき又は前条第2項の規定により認可を取り消されたときは、当該特定施設設置者に対し、当該特定施設の使用停止を命ずることができる。

第4章 雑則

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

(罰則)

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条第1項の規定による認可を受けずに、特定工場等を設置した者

(2) 第30条第1号の規定による改善命令に違反した者

(3) 第31条第1項の規定による一時停止命令に違反した者

(4) 第32条の規定による使用停止命令に違反した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第17条第1項の規定による認可を受けずに、特定施設の内容を変更した者

(2) 第18条第3項の規定による認定書の交付を受ける前に特定施設の使用を開始した者

(3) 第22条の規定による届出をしなかった者

(4) 第7条第1項の規定による立入検査を拒んだ者

(両罰規定)

第35条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の釧路市公害防止条例(昭和46年釧路市条例第31号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の際、合併前の阿寒町又は音別町に属する区域に存するいずれかの施設が特定施設となった場合において、現に工場又は事業場にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)に係る第22条の適用については、第22条中「30日」とあるのは、「180日」とする。

4 施行日から平成17年11月30日までの間に、合併前の阿寒町又は音別町に属する区域において、工場又は事業場に新たに特定施設を設置する者(この条例の施行の際に設置の工事をしている者を除く。)は、第16条の規定にかかわらず、当該特定施設の設置後30日以内に、当該特定施設の設置について市長に届け出なければならない。この場合においては、第22条及び第23条の規定を準用する。

5 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

(3) 釧路市公害防止条例施行規則

平成17年10月11日

釧路市規則第156号

(趣旨)

第1条 この規則は、釧路市公害防止条例（平成17年釧路市条例第136号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(特定施設)

第2条 条例第3条第2項に規定する特定施設は、別表第1に掲げる施設とする。ただし、騒音発生施設のうち騒音規制法（昭和43年法律第98号）に基づく特定工場等に設置される施設を除く。

(規制基準)

第3条 条例第3条第4項に規定する規制基準は、別表第2に掲げるとおりとする。

(特定施設設置の認可の申請)

第4条 条例第16条第1項の規定による認可の申請は、特定施設設置認可申請書に、当該特定工場の敷地の周囲約100メートル以内の見取図及び特定施設の設置場所を示した図面を添えて行うものとする。

(軽微な変更)

第5条 条例第17条第1項ただし書に規定する市長が認める軽微な変更とは、次に掲げる変更で、かつ、ばい煙等の増加を伴わないものとする。

- (1) 原動機の出力の増加を伴わない作業方法の変更
- (2) 同一作業場内における特定施設の配置の変更
- (3) ばい煙等の防止方法の変更

(承継届)

第6条 条例第21条の規定によりその地位を承継した者は、特定施設承継届出書により、市長に届け出なければならない。

(工場名称等変更届)

第7条 特定施設設置者は、条例第16条第2項第1号及び第2号に掲げる事項を変更したときは、その日から30日以内に工場名称等変更届出書により市長に届け出なければならない。

(申請書等の様式)

第8条 条例及びこの規則に規定する各申請書等の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定施設設置認可申請・使用届出書（条例第16条第2項、第22条） 様式第1号
- (2) 工場名称等変更届出書、内容変更認可申請書、事故報告書（条例第17条第1項、第19条、規則第7条） 様式第2号
- (3) 特定施設（設置・変更）認可通知書（条例第16条第3項、第17条第2項） 様式第3号
- (4) 工事完成・特定施設（承継・廃止）届出書（条例第18条第1項、第20条、規則第6条） 様式第4号
- (5) 認定書（条例第18条第2項） 様式第5号
- (6) 身分証明書（条例第7条第2項） 様式第6号

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の釧路市公害防止条例施行規則（昭和46年釧路市規則第50号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附則（令和元年6月28日規則第3号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

(4) 釧路市廃棄物の減量及び処理等に関する条例

平成17年10月11日

釧路市条例第132号

目次

- 第1章 総則（第1条―第6条）
- 第2章 廃棄物減量等推進審議会（第7条）
- 第3章 一般廃棄物（第8条―第16条）
- 第4章 市が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格（第17条）
- 第5章 廃棄物処理手数料（第18条―第20条）
- 第6章 一般廃棄物処理業等の許可（第21条―第23条）
- 第7章 補則（第24条）
- 第8章 罰則（第25条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、及び再利用を促進し、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるものを除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (2) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 再利用 利用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。
- (4) 再生資源 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。
- (5) 再生品 主に再生資源を用いて製造され、又は加工された製品をいう。

（市の責務）

第3条 市は、あらゆる施策を通じて廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること等により、廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市は、市民及び事業者の廃棄物の減量に関する自主的な活動に対し、必要な支援を講ずるよう努めなければならない。

3 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

4 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市民及び事業者の意見を施策に反映するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、再生資源及び再生品を利用することにより、廃棄物の発生を抑制するとともに、廃棄物の再利用を促進することにより、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 事業者は、その事業系一般廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

4 事業者は、過剰な包装を避けるよう努めるとともに、包装容器の回収に努めなければならない。

5 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、再生品や再生可能な商品を選択すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、再利用を促進するため、集団資源回収等の自主的な活動に参加すること等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

3 市民は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

（清潔の保持）

第6条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保持するため、清掃の実施に努めなければならない。

2 土地又は建物の占有者は、その占有し、又は管理する場所にみだりに廃棄物が捨てられないよう適正な管理に努めなければならない。

3 何人も、公園、広場、道路その他の公共の場所に、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

第2章 廃棄物減量等推進審議会

（廃棄物減量等推進審議会）

第7条 本市における廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項を審議するため、釧路市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

3 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 専門の事項を審議するため、審議会に専門部会を置くことができる。

第3章 一般廃棄物

（一般廃棄物処理計画）

第8条 市は、一般廃棄物処理計画（法第6条第1項の規定により定める計画をいう。以下同じ。）に基づき、適正な一般廃棄物の処理を行うものとする。

（一般廃棄物の処理に関する基本的事項の告示）

第9条 市長は、土地又は建物の占有者及び事業者が一般廃棄物の適正な処理を容易にできるよう、一般廃棄物処理計画のうち、市の処理する一般廃棄物について、次に掲げる基本的事項を告示するものとする。これらに変更があったときも、また同様とする。

(1) 廃棄物の種類

(2) 分別の方法

(3) 排出方法

(4) 処理施設

(5) 受入れ時間

(6) その他必要な事項

（市が処理する一般廃棄物）

第10条 市は、家庭系廃棄物（市長が指定する施設以外の施設に自ら搬入するものを除く。）を処理するものとする。ただし、規則で定めるものについては、この限りでない。

2 市は、事業系一般廃棄物（市長が指定する施設に搬入したものに限る。）の処分を行うものとし、事業系一般廃棄物（し尿を除く。）の収集及び運搬は行わないものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、事業系一般廃棄物の収集及び運搬を行うことができるものとする。

3 前項ただし書の場合においては、次条及び第18条の規定を準用する。

（市が処理する一般廃棄物の排出方法）

第11条 市が処理する家庭系廃棄物のうち可燃ごみ及び不燃ごみは、次に掲げる方法により排出しなければならない。

(1) 可燃ごみ及び不燃ごみ（次号に規定する粗ごみを除く。別表第1において同じ。）は、市長が指定するごみ袋（以下「指定ごみ袋」という。）に入れること。

- (2) 指定ごみ袋に入らない可燃ごみ及び不燃ごみ（以下「粗大ごみ」という。）は、粗大ごみごとに市長が指定するごみ処理券（以下「ごみ処理券」という。）を張り付けること。
- 2 市が処理する家庭系廃棄物のうち次の各号に掲げる可燃ごみは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める方法により排出することができる。
- (1) 刈草、落葉等 透明な袋等に入れること。
- (2) 木の枝 長さ50センチメートル以下に切断し、及び結束すること。
(適正処理困難物の指定)
- 第12条 市長は、市の処理する一般廃棄物のうちから、製品、容器等で、市の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、その適正な処理が困難となっているものを、適正処理困難物として指定することができる。
- 2 市長は、前項の適正処理困難物となる製品等の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その回収等の処置を講ずるよう必要な協力を求めることができる。
(排出禁止物)
- 第13条 土地又は建物の占有者は、市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分の際に支障があるもの等市長が別に定める廃棄物を排出してはならない。
(一般廃棄物の管理等)
- 第14条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分できる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、一般廃棄物処理計画に定めるところにより、分別し、保管し、及び市長の指定する方法で排出し、収集されるまでこれを管理しなければならない。
- 2 土地又は建物の占有者は、一般廃棄物を保管し、又は排出するときは、規則で定める基準に従い、環境衛生及び収集作業に支障がないようにしなければならない。
(一般廃棄物の管理等に対する指示)
- 第15条 市長は、前条の規定による一般廃棄物の管理等が、環境衛生又は収集作業に支障があると認めるときは、その改善を指示することができる。
(多量の廃棄物の排出者に対する指示)
- 第16条 市長は、多量の事業系一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。
- 2 市長は、多量の家庭系廃棄物を生ずる排出者に対し、当該家庭系廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。
- 第4章 市が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格
- 第17条 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。
- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。次号において同じ。）又は化学工学に関する科目を

- 修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。）又は化学工学に関する科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

第5章 廃棄物処理手数料

(一般廃棄物処理手数料)

第18条 市が一般廃棄物の処理をする場合で、別表第1に掲げる取扱区分の処理に該当するときは、同表により算定した額（汚水処理手数料の項にあっては、その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の手数料を徴収する。ただし、第11条第2項各号に定める方法により排出するときは、これを徴収しない。

2 前項の手数料の徴収の方法は、規則で定める。

第19条 削除

(手数料の減免)

第20条 市長は、災害その他特別の事情があると認めるときは、第18条第1項の手数料を減免することができる。

第6章 一般廃棄物処理業等の許可

(一般廃棄物処理業の許可)

第21条 市長は、法第7条の規定により一般廃棄物処理業の許可をしたときは、許可証を交付する。

2 前項の規定により許可証の交付を受けた者がこれを破損し、又は紛失したときは、許可証の再交付を受けなければならない。

(浄化槽清掃業の許可)

第22条 前条の規定は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条の規定による浄化槽清掃業の許可について準用する。

(許可申請手数料)

第23条 法第7条の規定により一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者、浄化槽法第35条の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者及び第21

条第2項又は前条において準用する同項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、申請の際、別表第2に定める手数料を納入しなければならない。

2 既納の手料金は、還付しない。

第7章 補則

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

(過料)

第25条 偽りその他不正の行為により、この条例に定めた手数料を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する額(当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以内の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月11日から施行する。(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の釧路市廃棄物の減量及び処理等に関する条例(平成6年釧路市条例第36号)、阿寒町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成7年阿寒町条例第8号。以下「合併前の阿寒町条例」という。)又は音別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成8年音別町条例第5号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定により交付された一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可証は、当該一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可証の有効期間の満了する日までの間は、第21条第1項(第22条において準用する場合を含む。)の規定により交付された一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可証とみなす。

3 合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった手数料の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。

4 合併前の阿寒町の区域については、市は、施行日から平成18年3月31日までの間は、第10条第2項の規定にかかわらず、し尿のほか事業系一般廃棄物の収集及び運搬を行うものとする。この場合において、事業系一般廃棄物(し尿を除く。)の収集、運搬及び処分に係るごみ処理手数料並びに排出方法は、第10条第3項の規定にかかわらず、合併前の阿寒町条例(同条例に基づく規則を含む。)の例による。

5 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成17年12月13日条例第299号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(規則で定める日 平成17年12月15日規則第284号により平成17年12月17日)

附 則(平成18年3月24日条例第19号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月22日条例第10号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月22日条例第22号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(規則で定める日 平成19年5月21日規則第79号により平成19年8月1日)

附 則(平成20年12月12日条例第53号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月18日条例第1号)抄

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月13日条例第39号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月25日条例第13号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年6月24日条例第38号)

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則(平成26年3月20日条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(手数料等の改定に係る経過措置)

2 次の各号に掲げる規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の当該各号に掲げる行為等(以下「登記の完了等」という。)に係る手数料等について適用し、施行日前の登記の完了等に係る手数料等については、なお従前の例による。

(1) 略

(2) 第14条の規定による改正後の釧路市廃棄物の減量及び処理等に関する条例(以下「新廃棄物処理等条例」という。)別表第1(家庭系廃棄物のうち可燃ごみ及び不燃ごみ並びに粗大ごみを処理するときに係るごみ処理手数料に係る部分を除く。)可燃ごみ及び不燃ごみ並びに粗大ごみの搬入、し尿の収集又は汚水の搬入

3 新廃棄物処理等条例別表第1(家庭系廃棄物のうち可燃ごみ及び不燃ごみ並びに粗大ごみを処理するときに係るごみ処理手数料に係る部分に限る。)の規定(以下「新指定ごみ袋等手数料規定」という。)は、施行日以後に新廃棄物処理等条例第18条の規定により徴収するごみ処理手数料について適用し、施行日前に第14条の規定による改正前の釧路市廃棄物の減量及び処理等に関する条例第18条の規定によりごみ処理手数料を徴収した者に交付した同条例第11条第1項に規定する指定ごみ袋又はごみ処理券により、施行日以後に可燃ごみ若しくは不燃ごみ又は粗大ごみを処理するときは、新指定ごみ袋等手数料規定に規定するごみ処理手数料を徴収しているものとみなす。

(規則への委任)

8 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附 則(平成31年3月22日条例第8号)抄
(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。(手数料等の改定に係る経過措置)

2 次の各号に掲げる規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の当該各号に掲げる行為等(以下「登記の完了等」という。)に係る手数料等について適用し、施行日前の登記の完了等に係る手数料等については、なお従前の例による。

(1) 略

(2) 第15条の規定による改正後の釧路市廃棄物の減量及び処理等に関する条例(以下「新廃棄物処理等条例」という。)別表第1(家庭系廃棄物のうち可燃ごみ及び不燃ごみ並びに粗大ごみを処理するときに係るごみ処理手数料に係る部分を除く。)可燃ごみ及び不燃ごみ並びに粗大ごみの搬入、し尿の収集又は汚水の搬入

3 新廃棄物処理等条例別表第1(家庭系廃棄物のうち可燃ごみ及び不燃ごみ並びに粗大ごみを処理するときに係るごみ処理手数料に係る部分に限る。)の規定(以下「新指定ごみ袋等手数料規定」という。)は、施行日以後に新廃棄物処理等条例第18条の規定により徴収するごみ処理手数料について適用し、施行日前に第15条の規定による改正前の釧路市廃棄物の減量及び処理等に関する条例第18条の規定によりごみ処理手数料を徴収した者に交付した同条例第11条第1項に規定する指定ごみ袋又はごみ処理券により、施行日以後に可燃ごみ若しくは不燃ごみ又は粗大ごみを処理するときは、新指定ごみ袋等手数料規定に規定するごみ処理手数料を徴収しているものとみなす。

(規則への委任)

10 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附 則(平成31年3月22日条例第12号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月28日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第18条関係）

| 手数料の種類 | 取扱区分 | 手数料の額 | |
|---------|---|---|---|
| ごみ処理手数料 | 家庭系廃棄物のうち可燃ごみ及び不燃ごみ並びに粗大ごみを処理するとき。 | 可燃ごみ及び不燃ごみ（指定ごみ袋に入れて排出するとき。） | (指定ごみ袋1枚につき) (1) 6リットル用 16円 (2) 10リットル用 26円 (3) 20リットル用 52円 (4) 30リットル用 78円 (5) 40リットル用 105円 |
| | | 粗大ごみ（ごみ処理券を貼り付けて排出するとき。） | ごみ処理券1枚につき 392円 |
| | 市長の指定する施設に自ら搬入した一般廃棄物のうち可燃ごみ及び不燃ごみ並びに粗大ごみを処分（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）に規定する方法による食品廃棄物等の処分を除く。）するとき。 | 家庭系廃棄物 | (1) 10キログラムまで 84円 (2) 10キログラム超過分 10キログラムまでごと（5キログラム未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に 84円 |
| | | 事業系一般廃棄物 | (1) 10キログラムまで 84円 (2) 10キログラム超過分 10キログラムまでごと（5キログラム未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に 84円 |
| し尿処理手数料 | し尿を収集し、運搬し、及び処分するとき。 | (1回につき) (1) 100リットルまで 675円 (2) 100リットル超過分 20リットルごと（20リットル未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に 135円 | |
| 汚水処理手数料 | 市長の指定する施設に搬入された浄化槽汚泥等の汚水を処分するとき。 | 1キログラムごとに 7.06円 | |

別表第2（第23条関係）

| 手数料の種類 | 手数料の額 |
|-----------|---------|
| 許可申請手数料 | 15,000円 |
| 許可証再交付手数料 | 2,000円 |

2 公害に係る環境基準

(1) 大気汚染に係る環境基準

| 物質 | 環境上の条件 | 設定年月日等 | 測定方法 |
|-----------|---|-------------------------|--|
| 二酸化硫黄 | 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 | 昭和48年5月16日 環境庁告示第35号 | 溶液導電率法又は紫外線蛍光法 |
| 一酸化炭素 | 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 | 昭和48年5月8日 環境庁告示第25号 | 非分散型赤外分析計を用いる方法 |
| 浮遊粒子状物質 | 1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 | | 濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法 |
| 光化学オキシダント | 1時間値が0.06ppm以下であること。 | | 中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法 |
| 二酸化窒素 | 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 | 昭和53年7月11日 環境庁告示第38号 | ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法 |
| 微小粒子状物質 | 1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。 | 平成21年9月9日 環境省告示第33号 | 微小粒子状物質による大気汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法 |

- 備考 1 環境基準は工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
 2 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
 3 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
 4 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート（PAN）その他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
 5 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

[参考] 環境基準による大気汚染の評価

| 大気汚染物質 | 評価区分 | 環境基準達成状況の判断 |
|-----------|-------|---|
| 二酸化硫黄 | 短期的評価 | 1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 |
| | 長期的評価 | 日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。 |
| 一酸化炭素 | 短期的評価 | 1日平均値が10ppm以下であり、かつ、8時間平均値が20ppm以下であること。 |
| | 長期的評価 | 日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。 |
| 浮遊粒子状物質 | 短期的評価 | 1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 |
| | 長期的評価 | 日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であること。ただし1日平均値が0.10mg/m ³ を超える日が2日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。 |
| 微小粒子状物質 | 短期的評価 | 1日平均値の98%値が35μg/m ³ 以下であること。 |
| | 長期的評価 | 1年平均値が15μg/m ³ 以下であること。 |
| 光化学オキシダント | 短期的評価 | 昼間の1時間値で評価し、これが0.06ppm以下であること。 |
| 二酸化窒素 | 長期的評価 | 日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること。 |

- 備考 1 短期的評価とは、連続して又は随時に行った測定結果を評価するもので、測定を行った日又は時間について評価する。なお、1日平均値の評価に当たっては、1時間値の欠測が1日（24時間）のうち4時間を超える場合には評価対象としない。
 2 長期的評価（光化学オキシダントを除く。）とは、年間にわたる測定結果を評価するもので、1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2パーセントの範囲内にあるものを除外して評価を行う。
 3 二酸化窒素の環境基準による大気汚染の評価は、年間における1日平均値のうち、低い方から98パーセントに相当するものについて評価する。なお、1時間値の欠測が4時間を超える1日平均値は用いない。また、年間測定時間が6,000時間未満の測定局は評価対象としない。
 4 微小粒子状物質の環境基準による大気汚染の評価は、年間における1日平均値のうち、低い方から98パーセントに相当するものについて評価する。なお、1時間値の欠測が4時間を超える1日平均値は用いない。また、年間測定日数が250日未満の測定局は評価対象としない。

(2) 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

| 物質 | 環境基準 (環境上の条件) | 設定年月日等 | 測定方法 |
|------------|---------------------------------------|---------------------------|--|
| ベンゼン | 1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。 | 平成9年2月4日 環境庁告示第4号 | キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法を標準法とする。また、当該物質に関し、標準法と同等以上の性能を有使用可能とする。 |
| トリクロロエチレン | 1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。 | 平成30年11月19日 環境庁告示第100号 | |
| テトラクロロエチレン | 1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。 | 平成9年2月4日 環境庁告示第4号 | |
| ジクロロメタン | 1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。 | 平成13年4月20日 環境省告示第30号 | |

備考 1 環境基準は工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係わるものであることに鑑み、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

(3) 水質汚濁に係る環境基準

昭和46年12月28日 環境庁告示第59号

改正 平成31年 3月20日 環境省告示第46号

① 人の健康の保護に関する環境基準

| 項目 | 基準値 | 項目 | 基準値 |
|-----------------|--------------|----------------|-------------|
| カドミウム | 0.003mg/L以下 | 1,1,1-トリクロロエタン | 1mg/L以下 |
| 全シアン | 検出されないこと | 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/L以下 |
| 鉛 | 0.01mg/L以下 | トリクロロエチレン | 0.01mg/L以下 |
| 六価クロム | 0.05mg/L以下 | テトラクロロエチレン | 0.01mg/L以下 |
| 砒素 | 0.01mg/L以下 | 1,3-ジクロロプロペン | 0.002mg/L以下 |
| 総水銀 | 0.0005mg/L以下 | チウラム | 0.006mg/L以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと | シマジン | 0.003mg/L以下 |
| P C B | 検出されないこと | チオベンカルブ | 0.02mg/L以下 |
| ジクロロメタン | 0.02 mg/L以下 | ベンゼン | 0.01mg/L以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/L以下 | セレン | 0.01mg/L以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004mg/L以下 | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10mg/L以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1 mg/L以下 | ふっ素 | 0.8mg/L以下 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L以下 | ほう素 | 1mg/L以下 |
| | | 1,4-ジオキサン | 0.05mg/L以下 |

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンは最高値とする。
2 「検出されないこと」とは、公定法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界値を下回ることをいう。
3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、公定法により測定された硝酸イオン濃度に換算係数0.2259を乗じたものと公定法により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

② 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川（湖沼を除く。）

(7) 生活環境項目

| 項目 類型 | 利用目的の 適 応 性 | 基準値 | | | | |
|----------|-------------------------------------|-----------------|---------------------|-------------------------|---------------|----------------------|
| | | 水素イオン 濃度(pH) | 生物化学的酸素 要求量(BOD) | 浮遊物質 量(SS) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌群数 |
| AA | 水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 1mg/L以下 | 25mg/L以下 | 7.5mg/L以上 | 50MPN/ 100mL以下 |
| A | 水道2級、水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 2mg/L以下 | 25mg/L以下 | 7.5mg/L以上 | 1,000MPN/ 100mL以下 |
| B | 水道3級、水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 3mg/L以下 | 25mg/L以下 | 5mg/L以上 | 5,000MPN/ 100mL以下 |
| C | 水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 5mg/L以下 | 50mg/L以下 | 5mg/L以上 | — |
| D | 工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げ るもの | 6.0以上 8.5以下 | 8mg/L以下 | 100mg/L以下 | 2mg/L以上 | — |
| E | 工業用水3級 環境保全 | 6.0以上 8.5以下 | 10mg/L以下 | ごみ等の浮 遊が認めら れないこと | 2mg/L以上 | — |

備考 1 基準値は日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）
2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。

- (注) 1 自然環境保全 自然探勝等の環境保全
2 水道 1 級 ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3 水産 1 級 ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産 2 級 サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産 3 級 コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4 工業用水1級 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級 特殊の浄水操作を行うもの
5 環 境 保 全 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(イ) 水生生物の保全に係る水質環境基準

| 項目 類型 | 水生生物の生息状況の適応性 | 基準値 | | |
|----------|---|----------------|------------------|--------------------------|
| | | 全亜鉛 | ノニル フェノール | 直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩 |
| 生物 A | イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及び これらの餌生物が生息する水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.001mg/L 以下 | 0.03mg/L 以下 |
| 生物 特A | 生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の 産卵場（繁殖場）または幼稚仔の生育場として特に保 全が必要な水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.0006mg/L 以下 | 0.02mg/L 以下 |
| 生物 B | コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれら の餌生物が生息する水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.002mg/L 以下 | 0.05mg/L 以下 |
| 生物 特B | 生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる 水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場とし て特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.002mg/L 以下 | 0.04mg/L 以下 |

備考 1 基準値は年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

<参考>本市河川の類型指定状況

| 対象水域 | 該当類型 | 達成期間 | 備 考 |
|----------------------------------|----------|--------|-----------------------------------|
| 釧路川下流(2) (釧路取水口及び茂雪裡川合流点から下流) | B 生物A | ロ イ | 昭和47年4月1日 北海道告示第1093号 一部改正 |
| 釧路川下流(3) (新釧路川への分派点から下流) | E 生物A | ロ イ | 平成13年5月7日 北海道告示第820号 (水生生物) |
| 阿寒川下流 (舌辛川合流点から下流) | B | イ | 平成23年6月7日 北海道告示第402号 |
| 別途前川（全域） | E | ハ | 昭和48年3月15日 北海道告示第642号 |

(注) 達成期間の分類 イ 直ちに達成 ロ 5年以内で可及的速やかに達成 ハ 5年を超える期間で可及的速やかに達成

イ 湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万m³以上で、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

(7) 生活環境項目

| 項目 類型 | 利用目的の 適応性 | 基準値 | | | | |
|----------|--|-----------------|-------------------|-------------------------|---------------|--------------------------|
| | | 水素イオン 濃度(pH) | 化学的酸素 要求量(COD) | 浮遊物質 量(SS) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌群数 |
| AA | 水道1級、水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲 げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 1mg/L以下 | 1mg/L以下 | 7.5mg/L以上 | 50MPN /100mL 以下 |
| A | 水道2、3級、水産2級 水浴及びB以下の欄 に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 3mg/L以下 | 5mg/L以下 | 7.5mg/L以上 | 1,000MPN /100mL 以下 |
| B | 水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄 に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 5mg/L以下 | 15mg/L以下 | 5mg/L以上 | — |
| C | 工業用水2級 環境保全 | 6.0以上 8.5以下 | 8mg/L以下 | ごみ等の浮 遊が認めら れないこと | 2mg/L以上 | — |

備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全 自然探勝等の環境保全
 2 水道1級 ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2、3級 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級 ヒメマス等貧栄養湖の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級 サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 水産3級 コイ、フナ等富栄養湖の水域の水産生物用
 4 工業用水1級 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(4) 窒素・りん

| 項目 類型 | 利用目的の適応性 | 基準値 | |
|----------|--|-----------|-------------|
| | | 全窒素 | 全りん |
| I | 自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの | 0.1mg/L以下 | 0.005mg/L以下 |
| II | 水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの | 0.2mg/L以下 | 0.01mg/L以下 |
| III | 水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に 掲げるもの | 0.4mg/L以下 | 0.03mg/L以下 |
| IV | 水産2種及びVの欄に掲げるもの | 0.6mg/L以下 | 0.05mg/L以下 |
| V | 水産3種、工業用水 農業用水、環境保全 | 1mg/L以下 | 0.1mg/L以下 |

備考 1 基準値は年間平均値とする。
 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、
 全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
 3 農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全 自然探勝等の環境保全
 2 水道1級 ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能
 な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 3 水産1種 サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 水産2種 ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 水産3種 コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

<参考>本市湖沼の類型指定状況

| 対象水域 | 該当類型 | 達成期間 | 備考 |
|---------|-------------|--------|----------------------------|
| 春採湖（全域） | 湖沼B V | ハ ハ | 昭和59年11月29日 北海道告示第2062号 |
| 阿寒湖（全域） | 湖沼AA III | イ イ | 昭和61年1月13日 北海道告示第44号 |

(注) 達成期間の分類 イ 直ちに達成 ハ 5年を超える期間で可及的速やかに達成

ウ 海域

(ア) 生活環境項目

| 項目 類型 | 利用目的の 適応性 | 基準値 | | | | |
|----------|--------------------------------|------------------|--------------------|---------------|--------------------------|-------------------------|
| | | 水素イオン 濃度 (pH) | 化学的酸素 要求量 (COD) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌群数 | n-ヘキサン 抽出物質 (油分等) |
| A | 水産1級、水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの | 7.8以上 8.3以下 | 2mg/L以下 | 7.5mg/L以上 | 1,000MPN /100mL 以下 | 検出されないこと |
| B | 水産2級、工業用水及び Cの欄に掲げるもの | 7.8以上 8.3以下 | 3mg/L以下 | 5mg/L以上 | — | 検出されないこと |
| C | 環境保全 | 7.0以上 8.3以下 | 8mg/L以下 | 2mg/L以上 | — | — |

備考 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数物質質量70MPN/100mL以下とする。

(注) 1 自然環境保全 自然探勝等の環境保全

2 水産1級 マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級 ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(4) 騒音に係る基準

① 騒音に係る環境基準

平成10年 9月30日 環境庁告示第64号

改正 平成24年 3月30日 環境省告示第54号

市長が騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに指定する地域（平成24年3月30日 釧路市告示第93号）

ア 道路に面する地域以外の地域（一般地域）

（単位 デシベル）

| 類型 | 騒音規制法に基づく指定地域 | 昼間 | 夜間 |
|----|---|-------|---------|
| | | 6～22時 | 22～翌日6時 |
| A | 第1種区域及び第2種区域（都市計画法に基づく用途地域が第1・2種低層住居専用地域及び第1・2種中高層住居専用地域に限る。） | 55以下 | 45以下 |
| B | 第2種区域（A類型の地域を除く。） | | |
| C | 第3種区域及び第4種区域（都市計画法に基づく工業専用地域を除く。） | 60以下 | 50以下 |

イ 道路に面する地域

（単位 デシベル）

| 類型 | 騒音規制法に基づく指定地域 | 車線 | 昼間 | 夜間 |
|----|---|-------|-------|---------|
| | | | 6～22時 | 22～翌日6時 |
| A | 第1種区域及び第2種区域（都市計画法に基づく用途地域が第1・2種低層住居専用地域及び第1・2種中高層住居専用地域に限る。） | 2車線以上 | 60以下 | 55以下 |
| B | 第2種区域（A類型の地域を除く。） | 2車線以上 | 65以下 | 60以下 |
| C | 第3種区域及び第4種区域（都市計画法に基づく工業専用地域を除く。） | 1車線以上 | | |

(注) この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

（単位 デシベル）

| 基準値 | | 備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る環境基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。 |
|-------------|---------------|--|
| 昼間 6～22時 | 夜間 22～翌日6時 | |
| 70以下 | 65以下 | |

(注) 1 基準値は等価騒音レベル (LAeq)

2 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

3 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

4 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

5 「幹線交通を担う道路」及び「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、環境庁大気保全局長通知（平成10年9月30日付環大企第257号）で次のとおり定められています。

(1) 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）等。

(2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲が特定される。

・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路15メートル

・2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路20メートル

ウ 航空機騒音に係る環境基準

昭和48年12月27日 環境庁告示第154号
改正 平成19年12月17日 環境省告示第114号

| 地域の類型 | 基準値(単位 L_{den}) |
|-------|--------------------|
| I | 57 以下 |
| II | 62 以下 |

(注) 1 Iを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とし、IIを当てはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

2 評価については、算式アにより1日ごとの L_{den} を算出し、全測定日の L_{den} について、算式イによりパワー平均を算出する。

$$\text{算式ア} \quad 10 \log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left(\sum_i 10^{\frac{L_{AE,i}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,j}+5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,k}+10}{10}} \right) \right\}$$

i、j及びkとは、各時間帯で観測標本のi番目、j番目及びk番目をいい、 L_{AE,d_i} とは、午前7時から午後7時までの時間帯におけるi番目の L_{AE} 、 L_{AE,e_j} とは、午後7時から午後10時までの時間帯におけるj番目の L_{AE} 、 L_{AE,n_k} とは、午前0時から午前7時まで及び午後10時から午後12時までの時間帯におけるk番目の L_{AE} をいう。また、 T_0 とは、規準化時間(1秒)をいい、Tとは、観測1日の時間(86400秒)をいう。

$$\text{算式イ} \quad 10 \log_{10} \left(\frac{1}{N} \sum_i 10^{\frac{L_{den,i}}{10}} \right)$$

Nとは、測定日数をいい、 $L_{den,i}$ とは、測定日のうちi日目の測定日の L_{den} をいう。

② 自動車騒音に係る要請限度

平成12年 3月 2日 総理府令第15号
改正 平成23年11月30日 環境省令第32号
(単位 デシベル)

| 区域の区分 | 時間の区分 | |
|--|----------------|------------------|
| | 昼間 (6時～22時) | 夜間 (22時～翌日6時) |
| A区域及びB区域のうち1車線を有する道路に面する区域 | 65以下 | 55以下 |
| A区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域 | 70以下 | 65以下 |
| B区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びC区域のうち車線を有する道路に面する区域 | 75以下 | 70以下 |

(注) 幹線交通を担う道路に近接する区域については、上表にかかわらず、特例として次表のとおり。

| 要 請 限 度 | | 2車線以下の車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界から15メートル、2車線を超える車線を有する道路の場合は、道路の敷地境界から20メートルまでの範囲をいう。 |
|---------|------|--|
| 昼 間 | 夜 間 | |
| 75以下 | 70以下 | |

(平成12年3月31日 北海道告示第522号)

| 都道府県知事が定める区域の区分 | |
|-----------------|--|
| A区域 | 昭和63年北海道告示第315号により騒音規制法に基づく規制地域として指定された地域(以下「指定地域」という。)のうち、第1種区域及び第2種区域(第2種区域にあっては、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく用途地域が第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に限る。) |
| B区域 | 指定地域のうち、第2種区域(A区域として定める地域を除く。) |
| C区域 | 指定地域のうち、第3種区域(都市計画法に基づく用途地域の工業専用地域(以下「工業専用地域」という。))を除く。)及び第4種区域(工業専用地域を除く。) |

(5) 振動に係る基準

道路交通振動に係る要請限度

昭和51年11月10日 総理府令第58号
改正 平成27年 4月20日 環境省令第19号
(単位 デシベル)

| 区域の区分 | 時 間 の 区 分 | |
|-----------|--------------|----------------|
| | 昼 間 8～19時 | 夜 間 19～翌日8時 |
| 第 1 種 区 域 | 65以下 | 60以下 |
| 第 2 種 区 域 | 70以下 | 65以下 |

備考 時間及び区域については、昭和53年3月29日北海道告示第786号による。

(注) 1 第1種区域～良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

2 第2種区域～住居の用に併せて、商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住居の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住居の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

(6) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

平成 9年 3月13日 環境庁告示第10号
改正 令和 2年 3月30日 環境省告示第35号

| 項目 | 基準値 | 項目 | 基準値 |
|---------------------------------|--------------|----------------|-------------|
| カドミウム | 0.003mg/L以下 | 1,1,1-トリクロロエタン | 1mg/L以下 |
| 全シアン | 検出されないこと | 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/L以下 |
| 鉛 | 0.01mg/L以下 | トリクロロエチレン | 0.01mg/L以下 |
| 六価クロム | 0.05mg/L以下 | テトラクロロエチレン | 0.01mg/L以下 |
| 砒素 | 0.01mg/L以下 | 1,3-ジクロロプロペン | 0.002mg/L以下 |
| 総水銀 | 0.0005mg/L以下 | チウラム | 0.006mg/L以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと | シマジン | 0.003mg/L以下 |
| P C B | 検出されないこと | チオベンカルブ | 0.02mg/L以下 |
| ジクロロメタン | 0.02mg/L以下 | ベンゼン | 0.01mg/L以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/L以下 | セレン | 0.01mg/L以下 |
| クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー) | 0.002mg/L以下 | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10mg/L以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004mg/L以下 | ふっ素 | 0.8mg/L以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1mg/L以下 | ほう素 | 1mg/L以下 |
| 1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L以下 | 1,4-ジオキサン | 0.05mg/L以下 |

- 備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと日本工業規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2.又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2.又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

(7) 土壌の汚染に係る環境基準

平成 3年 8月23日 環境庁告示第46号
改正 平成31年 3月20日 環境省告示第48号

| 項目 | 環境上の条件 |
|---------------------------------|---|
| カドミウム | 検液 1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kgにつき0.4mg未満であること。 |
| 全シアン | 検液中に検出されないこと。 |
| 有機燐(りん) | 検液中に検出されないこと。 |
| 鉛 | 検液 1Lにつき0.01mg以下であること。 |
| 六価クロム | 検液 1Lにつき0.05mg以下であること。 |
| 砒(ひ)素 | 検液 1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1 kgにつき15mg未満であること。 |
| 総水銀 | 検液 1Lにつき0.0005mg以下であること。 |
| アルキル水銀 | 検液中に検出されないこと。 |
| P C B | 検液中に検出されないこと。 |
| 銅 | 農用地(田に限る。)において、土壌 1 kgにつき125mg未満であること。 |
| ジクロロメタン | 検液 1Lにつき0.02mg以下であること。 |
| 四塩化炭素 | 検液 1Lにつき0.002mg以下であること。 |
| クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー) | 検液 1Lにつき0.002mg以下であること。 |
| 1,2-ジクロロエタン | 検液 1Lにつき0.004mg以下であること。 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 検液 1Lにつき0.1mg以下であること。 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 検液 1Lにつき0.04mg以下であること。 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 検液 1Lにつき1mg以下であること。 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 検液 1Lにつき0.006mg以下であること。 |
| トリクロロエチレン | 検液 1Lにつき0.03mg以下であること。 |
| テトラクロロエチレン | 検液 1Lにつき0.01mg以下であること。 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 検液 1Lにつき0.002mg以下であること。 |
| チウラム | 検液 1Lにつき0.006mg以下であること。 |
| シマジン | 検液 1Lにつき0.003mg以下であること。 |
| チオベンカルブ | 検液 1Lにつき0.02mg以下であること。 |

| | |
|-----------|------------------------|
| ベンゼン | 検液 1Lにつき0.01mg以下であること。 |
| セレン | 検液 1Lにつき0.01mg以下であること。 |
| ふっ素 | 検液 1Lにつき0.8mg以下であること。 |
| ほう素 | 検液 1Lにつき1mg以下であること。 |
| 1,4-ジオキサン | 検液 1Lにつき0.05mg以下であること |

- 備考 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液 1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
- 3 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

(8) ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準

平成11年12月27日 環境庁告示第68号

改正 平成21年 3月31日 環境省告示第11号

- 環境基準は、別表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、同表の基準値の項に掲げるとおりとする。
- 1の環境基準の達成状況を調査するため測定を行う場合には、別表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、ダイオキシン類による汚染又は汚濁の状況を的確に把握することができる地点において、同表の測定方法の項に掲げる方法により行うものとする。
- 大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
- 水質の汚濁(水底の底質の汚染を除く。)に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
- 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であつて、外部から適切に区分されている施設に係る土壌については適用しない。

| 媒体 | 基準値 | 測定方法 |
|--------------|-------------------------------|---|
| 大気 | 0.6pg - TEQ/m ³ 以下 | ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法 |
| 水質(水底の底質を除く) | 1pg - TEQ/L以下 | 日本工業規格K0312に定める方法 |
| 水底の底質 | 150pg - TEQ/g以下 | 水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法 |
| 土壌 | 1,000pg - TEQ/g以下 | 土壌中に含まれるソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法 |

※ 1pg(ピコグラム)は1兆分の1グラム

備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。

2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。

3 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

3 排出基準
(1) 大気汚染防止法

昭和43年 6月10日法律第97号
 改正 平成29年 6月 2日法律第45号

① 硫黄酸化物 実際の硫黄酸化物排出量が、次式で求められた排出基準 q を下回ること。

$$q = K \times 10^{-3} H e^2$$

q = 硫黄酸化物 (単位: 0°C 、1気圧の状態に換算した $\text{Nm}^3/\text{時}$)

$K=10$ (釧路市の規制値、ただし阿寒及び音別地区は $K=17.5$)

He = 補正された排出口の高さ (単位: m)

② ばいじん

(単位: $\text{g}/\text{N}\%$)

| 主な施設の 種類 | 使用 燃料 | 排出ガス量 ($\text{N}\%/\text{h}$) | 標準酸 素濃度 O_n (%) | 排出基準値 (設置年月日別) | | | | | 当分の間 適用猶予 O_n |
|--|-------------------|------------------------------------|----------------------------|--------------------|--------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|---------------|-----------------------|
| | | | | S57.5.31 以前 | S57.6.1 以降 S60.9.9 以前 | S60.9.10 以降 H2.9.9 以前 | H2.9.10 以降 H10.6.30 以前 | H10.7.1 以降 | |
| ボイラー (伝熱面積 10m^2 以上のもの) | ガス 専焼 | 4万以上 | 5 | 0.05 | | | | | — |
| | | 4万未満 | 5 | 0.10 | | | | | |
| | 液体 燃料 ※1 | 20万以上 | 4 | 0.07 | 0.05 | | | | — |
| | | 4万~20万 | 4 | 0.18 | 0.15 | | | | |
| | | 1万~4万 | 4 | 0.25 | | | | | |
| | | 1万未満 | O_s | 0.30 | | | | | 4 |
| | 石炭 燃焼 | 20万以上 | 6 | 0.15 ^{※2} | 0.10 | | | | — |
| 4万~20万 | | 6 | 0.25 ^{※2} | 0.20 | | | | | |
| 4万未満 | | 6 | 0.35 ^{※2} | 0.30 | | | | | |
| 小型ボイラー (伝熱面積 10m^2 未満で燃焼能力 500/h(重油換算)以上のもの) | ガス 専焼 | | O_s | 当分の間適用猶予 | | | | | — |
| | 液体 燃焼 ※3 | | O_s | 当分の間 適用猶予 | 0.50 | 0.30 | | | 4 |
| | 石炭 燃焼 | | 6 | | 0.50 | 0.30 | | | — |
| | | | | H10.6.30 以前 | | | | H10.7.1 以降 | |
| 廃棄物焼却炉 (火格子面積 2m^2 以上のもの) | 焼却能力 4 t/h以上 | | 12 | 0.08 | | | | 0.04 | |
| | 焼却能力 2~4 t/h | | | 0.15 | | | | 0.08 | |
| | 焼却能力 0.2~2 t/h | | | 0.25 | | | | 0.15 | |

備考 上表に掲げるばいじんの量は次式で換算された値である。

$$C = (21 - O_n) / (21 - O_s) \times C_s$$

C : ばいじんの量(g)

O_n : 標準酸素濃度(%) 上表の O_n 欄のとおりとする。

O_s : 排出ガス中の酸素濃度(%)。ただし、20%を超える場合は20%とする。

C_s : 日本工業規格Z8808に定める方法により測定されたばいじんの量(g)

(注) ※1 液体燃焼とは、液体専焼及び液体・気体混焼のことであり液体・固体混焼を含まない。

※2 H7.7.2までの間、発熱量が5,000kcal/kg以下の石炭のみを燃焼させており、かつ、H7.7.3以降発熱量が5,500kcal/kg以下の石炭を燃焼させる場合に限り、当分の間0.45とする。

※3 小型ボイラーのうち軽質液体燃料 (A重油、灯油、軽油) を専焼させるもの並びにガス・軽質液体燃料を混焼させるものは当分の間適用猶予。

③ 窒素酸化物

| 主な施設の 種類 | 使用 燃料 | 排ガス (Nm ³ /h) | 標準 酸素 濃度 O _n (%) | 設置年月日別排出基準値 (単位: cm ³ /Nm ³) | | | | | | | |
|--|----------------------|-----------------------------|---|---|--------------------------------------|---------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|------------------------------------|-----------------|
| | | | | S48. 8. 9 以前 | S48. 8. 10 以降 S50. 12. 9 以前 | S50. 12. 10 以降 H52. 6. 17 以前 | S52. 6. 18 以降 H52. 9. 9 以前 | S52. 9. 10 以降 H54. 8. 9 以前 | S54. 8. 10 以降 S60. 9. 9 以前 | S60. 9. 10 以降 H2. 9. 9 以前 | H2. 9. 10 以降 |
| ボイラー (伝熱面積 10m ² 以上 のもの) | ガス 専焼 | 50万以上 | 5 | 130 | | 100 | 60 | | | | |
| | | 10万~50万 | | 130 | | 100 | | | | | |
| | | 4万~10万 | | 130 | | 100 | | | | | |
| | | 1万~4万 | | 150 | | 130 | | | | | |
| | | 1万未満 | | 150 | | 130 | | | | | |
| | 液体 燃焼 ※1 ※2 | 50万以上 | 4 | 180 | | 150 | 130 | | | | |
| | | 4万~50万 | | 190 | 180 | 150 | | | | | |
| 1万~4万 | | 230 | | 150 | | | | | | | |
| 1万未満 | 250 | | 180 | | | | | | | | |
| 小型ボイラー (伝熱面積 10m ² 未満 で燃焼能 力50ℓ/h(重油換算) 以上のも の) | 固体 燃料 | | 4 | 当分の間適用猶予 | | | | | | 350 | |
| | 液体 燃焼 ※3 | | | | | | | | | 300 | |
| 乾燥炉 ※4 | | | 16 | 250 | | | | 230 | | | |
| 廃棄 物焼 却炉 ※5 | 連続炉 | 4万以上 | 12 | 300 | | | 250 | | | | |
| | | 4万未満 | | 300 | | | 250 | | | | |
| | 連続炉 以外 | 4万以上 | | - | | | 250 | | | | |

備考 上表に掲げる窒素酸化物の量は次式で換算された値である。

$$C = (21 - O_n) / (21 - O_s) \times C_s$$

C : 窒素酸化物の量 (cm³)

O_n : 標準酸素濃度 (%) 上表の O_n 欄のとおりとする。

O_s : 排出ガス中の酸素濃度 (%) ただし、20% を超える場合は 20% とする。

C_s : 日本工業規格 K0104 定める方法により測定された窒素酸化物の濃度を温度が零度であって圧力が一気圧の状態における排出ガス 1m³ 中の量に換算したものの窒素酸化物の実測値 (cm³)

- (注) ※1 液体燃焼とは、液体専焼及び液体・気体混焼のことであり液体・固体混焼を含まない。
 ※2 液体燃焼のうち 52. 9. 10 前に設置された排出ガス量が 0. 5 万 Nm³/h 未満の過負荷燃焼型ものは適用除外。
 ※3 小型ボイラーのうち軽質液体燃料 (A 重油、灯油、軽油、ガス等) を燃料とするものは適用除外。
 ※4 乾燥炉は、銅・鉛又は亜鉛の精錬に用いるもの及びトリポリリン酸ナトリウム製造用のものを除く。
 ※5 廃棄物焼却炉とは、浮遊回転燃焼方式によるもの (連続式に限る) 及びニトロ化合物、アミノ化合物、若しくはシアン化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの (排出ガス量が 4 万 m³ 未満の連続炉に限る) 以外の廃棄物焼却炉。

④ 水銀

| 対象施設 | 水銀排出施設 | 施設の規模・要件 | 排出基準 (μg/Nm ³) (※1) | |
|----------------------------|-------------------------------------|--|---------------------------------|-----------|
| | | | 新規施設 | 既存施設 (※2) |
| 石炭火力発電所 産業用石炭燃焼 ボイラー | 石炭専燃ボイラー 大型石炭混燃ボイラー | ●伝熱面積10m ² 以上 ●燃焼能力(※3)50L/h以上 | 8 | 10 |
| | 小型石炭混燃ボイラー(※4) | | 10 | 15 |
| 廃棄物の焼却施設 | 廃棄物焼却炉 (一般廃棄物/産業廃棄物/下水 汚泥焼却炉) | ●火格子面積2m ² 以上 ●焼却能力200kg/h以上 | 30 | 50 |

(注) ※1 既存施設であっても、水銀排出量の増加を伴う大幅な改修 (施設規模が 5 割以上増加する構造

変更) をした場合は、新規施設の排出基準を適用

※2 施行日において現に設置されている施設 (設置の工事が着手されているものを含む。)

※3 バーナーの燃料の燃焼能力を重油換算で表したもの

※4 バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算で 10 万 L/ 未満のもの

(2) 水質汚濁防止法

昭和45年12月25日法律第138号
改正 平成29年 6月 2日法律第 45号

① 一律排水基準

| 有害物質に係る排水基準 | | | | | | |
|---------------------|--|--------------------------|--------------------------|---------------------------|-------------------------------------|--------------------------|
| 有害物質の種類 | カドミウム及びその化合物 | シアン化合物 | 有機燐化合物※1 | 鉛及びその化合物 | 六価クロム化合物 | 砒素及びその化合物 |
| 許容限度 | 0.03mg Cd/L | 1mg CN/L | 1mg/L | 0.1mg Pb/L | 0.5mg Cr(VI)/L | 0.1mg As/L |
| 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | 0.005mg Hg/L | アルキル水銀化合物 検出されないこと | ポリ塩化ビフェニル 0.003mg/L | トリクロロエチレン 0.1mg/L | テトラクロロエチレン 0.1mg/L | ジクロロメタン 0.2mg/L |
| 四塩化炭素 | 1,2-ジクロロエタン 0.02mg/L | 1,1-ジクロロエチレン 0.04mg/L | シス-1,2-ジクロロエチレン 1mg/L | 1,1,1-トリクロロエタン 0.4mg/L | 1,1,2-トリクロロエタン 3mg/L | 1,3-ジクロロプロペン 0.02mg/L |
| チウラム | シマジン 0.06mg/L | チオパルファ 0.03mg/L | ベンゼン 0.2mg/L | セレン及びその化合物 0.1mg Se/L | ほう素及びその化合物※2 10mg B/L(230mg B/L) | |
| ふっ素及びその化合物※2 | アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物※3 8mg F/L(15mg F/L) | | 100mg/L | | | 1,4-ジオキサン 0.5mg/L |

※1 パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る
 ※2 ほう素及びふっ素については、海域に排出する場合、括弧内の数値を適用する。
 ※3 アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。
 備考 1 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
 2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

| 生活環境項目に係る排水基準 | | | | | | | | |
|---------------|---------|---------|------------|-----------|-----------|---------------------------|----------------------|--------|
| 項目 | 水素イオン濃度 | | 生物化学的酸素要求量 | 化学的酸素要求量 | 浮遊物質質量 | ノルマルヘキサノ抽出物質（鉱油類） | ノルマルヘキサノ抽出物質（動植物油脂類） | |
| | 河川湖沼 | 海域 | | | | | | |
| 許容限度 | 5.8～8.6 | 5.0～9.0 | 160(120)※ | 160(120)※ | 200(150)※ | 5 | 30 | |
| フェノール類 | 銅 | 亜鉛 | 溶解性鉄 | 溶解性マンガン | クロム | 大腸菌群数(個/cm ³) | 窒素 | 燐 |
| 5 | 3 | 2 | 10 | 10 | 2 | 日間平均 3,000 | 120(60)※ | 16(8)※ |

※ 括弧内の数値は日間平均の許容限度。
 備考 1 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。
 2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。
 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。
 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。
 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。
 6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。
 7 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。
 注「環境大臣が定める湖沼」=昭60環告27（窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼）
 「環境大臣が定める海域」=平5環告67（窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る海域）

- ② 上乗せ排水基準（北海道が条例で定める排水基準）（関係分のみ）
 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例
 （昭和47年4月3日北海道条例第27号）

ア 有害物質に係る排水基準

| 釧路海域 | 業種又は施設 | 許容限度 (mg/L) | | | | | |
|------|---|-------------|----------|----------|----------|-----------|---------------------|
| | | カリウム及びその化合物 | シアン化合物 | 有機リン化合物 | 六価クロム化合物 | 砒素及びその化合物 | 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 |
| | 全業種 (化学肥料製造業を除く) (2,000m ³ /日以上) | 0.01 | 検出されないこと | 検出されないこと | 0.05 | 0.05 | 0.0005 |
| | 化学肥料製造業 | 0.01 | 検出されないこと | 検出されないこと | 0.05 | 0.05 | 0.0005 |

イ 生活環境項目に係る排水基準

| 釧路川水域 | 業種又は施設 | | 許容限度 (mg/L) (() 内は日間平均) | |
|-------|--|------------------------------------|---------------------------|------------|
| | | | 生物化学的酸素要求量 (BOD) | 浮遊物質量 (SS) |
| | 乳製品製造業 (1,000 m ³ /日以上) | | 80 (60) | 70 (50) |
| | 水産食品製造業 (20m ³ /日以上50m ³ /日未満) | | 2,600 (2,000) | |
| | 魚粉飼料製造業 (フィッシュソリュブル製造業を含む。) (20m ³ /日以上50m ³ /日未満) | | 2,600 (2,000) | |
| | し尿処理施設 (し尿浄化槽以外のもの) | | 40 (30) | 90 (70) |
| | し尿浄化槽 (処理対象人員が501人以上のものに限る。) | 昭和46年9月23日以前に設置されたもの | 120 (90) | |
| | | 昭和46年9月24日から昭和47年9月30日までの間に設置されたもの | 80 (60) | |
| | | 昭和47年10月1日以後に設置されたもの | 40 (30) | |
| | 下水道終末処理施設 (活性汚泥法、標準散水ろ床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。) | | (20) | (70) |

| 阿寒川水域 | 業種又は施設 | | 許容限度 (mg/L) (() 内は日間平均) | |
|-------|--|--|---------------------------|------------|
| | | | 生物化学的酸素要求量 (BOD) | 浮遊物質量 (SS) |
| | 肉製品製造業 | | 80 (60) | 70 (50) |
| | 水産食品製造業 (20m ³ /日以上50m ³ /日未満) | | 2,600 (2,000) | |
| | 魚粉飼料製造業 (フィッシュソリュブル製造業を含む。) (20m ³ /日以上50m ³ /日未満) | | 2,600 (2,000) | |
| | と畜業 | | | 70 (50) |
| | し尿処理施設 (し尿浄化槽以外のもの) | | 40 (30) | 90 (70) |
| | し尿浄化槽 (処理対象人員が501人以上のものに限る。) | | 40 (30) | 90 (70) |
| | 下水道終末処理施設 (活性汚泥法、標準散水ろ床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。) | | (20) | (70) |

| 業種又は施設 | 許容限度 (mg/L) (() 内は日間平均) | |
|---|------------------------------------|-----------|
| | 化学的酸素要求量 (COD) | 浮遊物質 (SS) |
| 水産食料品製造業 (20m ³ /日以上50m ³ /日未満) | 1,300 (1,000) | |
| 魚粉飼料製造業 (フィッシュソリュブル製造業を含む) (20m ³ /日以上50m ³ /日未満) | 780 (600) | |
| パルプ製造業 | | 90 (70) |
| し尿浄化槽 (処理対象人員が501人以上のものに限る。) | 昭和46年9月23日以前に設置されたもの | 120 (90) |
| | 昭和46年9月24日から昭和47年9月30日までの間に設置されたもの | 80 (60) |
| | 昭和47年10月1日以後に設置されたもの | 40 (30) |
| 下水道終末処理施設 (活性汚泥法、標準散水ろ床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。) | (20) | (70) |

| 業種又は施設 | 許容限度 (mg/L) (() 内は日間平均) | |
|---|---------------------------|-----------|
| | 化学的酸素要求量 (COD) | 浮遊物質 (SS) |
| し尿浄化槽 (処理対象人員が501人以上のものに限る。) | 40 (30) | 90 (70) |
| 下水道終末処理施設 (活性汚泥法、標準散水ろ床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。) | (20) | (70) |

(注) 業種又は施設の欄の () 内の「〇〇m³/日以上」、「〇〇m³/日以上〇〇m³/日未満」は、上乘せ排水基準が適用となる1日当たりの平均的な排水の量を表す。

(参考) 適用区域の範囲

| 名称 | 範囲 |
|------|---|
| 鉦路海域 | 鉦路市新野と白糖町コイトイの境界の陸岸と同地点から南に3,000mの地点を結ぶ線、同地点と春採川河口右岸を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域並びにこれに流入する公共用水域 (鉦路川水域 (旧鉦路川の部分を除く。)) 及び阿寒川水域を除く。) |

(3) 騒音規制法

昭和43年 6月10日法律第98号
改正 平成26年 6月18日法律第72号

① 特定工場等において発生する騒音の規制基準 (平成24年3月30日鉦路市告示第90号)

| 時間区分 区域区分 | 朝夕 | 昼間 | 夜間 |
|--------------|--------|---------------------------------------|------------------|
| | | 午前6時から 午前8時まで 午後7時から 午後10時まで | 午前8時から 午後7時まで |
| 第1種区域 | 40デシベル | 45デシベル | 40デシベル |
| 第2種区域 | 45デシベル | 55デシベル | 40デシベル |
| 第3種区域 | 55デシベル | 65デシベル | 50デシベル |
| 第4種区域 | 65デシベル | 70デシベル | 60デシベル |

- (注) 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域。
 第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。
 第3種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域。
 第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域。基準値は、特定工場等の敷地境界線上での値。

② 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

(昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号)

| 基準値 | 作業ができない時間 | | 1日当たりの作業時間 | | 同一場所における作業時間 | 作業日 |
|--------|------------|------------|-------------|-------------|--------------|----------------|
| | 第1号区域 | 第2号区域 | 第1号区域 | 第2号区域 | | |
| 85デシベル | 19:00～7:00 | 22:00～6:00 | 10時間を超えないこと | 14時間を超えないこと | 連続6日を超えないこと | 日曜日その他の休日でないこと |

(注) 1 第1号区域とは、騒音規制法の規定により指定された第1種区域と第2種区域の全域、並びに第3種区域と第4種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館及び特別老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域内をいう。
2 第2号区域とは、第3種区域と第4種区域であって、第1号区域以外の区域をいう。

<参考> 騒音の大きさの例

| | | | |
|---------|--------------|--------|------------|
| 120デシベル | 飛行機のエンジン近く | 80デシベル | 電話のベル、地下鉄 |
| 110デシベル | 自動車の警笛（前方2m） | 70デシベル | 騒々しい事務所の中 |
| 100デシベル | 電車が通るときのガード下 | 60デシベル | 普通の会話 |
| 90デシベル | 騒々しい工場の中 | 50デシベル | 静かな事務所、図書館 |

(4) 振動規制法

昭和51年 6月10日法律第64号
改正 平成26年 6月18日法律第72号

① 特定工場等において発生する振動の規制基準（平成24年3月30日釧路市告示第91号）

| 時間区分 区域区分 | 昼間 | 夜間 |
|--------------|--------|------------|
| | | 8:00～19:00 |
| 第1種区域 | 60デシベル | 55デシベル |
| 第2種区域 | 65デシベル | 60デシベル |

(注) 1 第1種区域及び第2種区域とは振動規制法に基づく指定地域の区域区分をいう。
2 各区域のうち、学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲50m以内においては、それぞれの規制値から5デシベルを減じた値が適用される。

② 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

(昭和51年11月10日総理府令第58号)

| 基準値 | 作業ができない時間 | | 1日当たりの作業時間 | | 同一場所における作業時間 | 作業日 |
|--------|------------|------------|-------------|-------------|--------------|----------------|
| | 第1号区域 | 第2号区域 | 第1号区域 | 第2号区域 | | |
| 75デシベル | 19:00～7:00 | 22:00～6:00 | 10時間を超えないこと | 14時間を超えないこと | 連続6日を超えないこと | 日曜日その他の休日でないこと |

(注) 1 第1号区域とは、振動規制法の規定により指定された第1種区域の全域並びに第2種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館及び特別老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域内をいう。
2 第2号区域とは、第2種区域であって、第1号区域以外の区域をいう。

<参考> 振動の大きさの例

| | | |
|--------|-----|---------------|
| 90デシベル | 震度4 | 花瓶が倒れる。 |
| 80デシベル | 震度3 | 電灯が相当揺れる。 |
| 70デシベル | 震度2 | 戸・障子がわずかに動く。 |
| 60デシベル | 震度1 | 特に敏感な人に感じる程度。 |
| 55デシベル | 震度0 | 人体に感じられない。 |

(5) 悪臭防止法

昭和46年 6月 1日法律第 91号
改正 平成23年 8月30日法律第105号

物質の濃度による悪臭の規制基準（平成24年3月30日釧路市告示第92号）

| 特定悪臭物質 | 基準値 | | |
|-----------|-------------------|------------------------------------|------------|
| | 敷地境界線(ppm) A区域 | 気体排出施設の 排出口 (m ³ /N) | 排水水 (mg/L) |
| アンモニア | 1 | ※1 | — |
| メチルメルカプタン | 0.002 | — | ※2 |
| 硫化水素 | 0.02 | ※1 | ※2 |
| 硫化メチル | 0.01 | — | ※2 |
| 二硫化メチル | 0.009 | — | ※2 |
| トリメチルアミン | 0.005 | ※1 | — |

| | | | |
|--------------|--------|----|---|
| アセトアルデヒド | 0.05 | — | — |
| プロピオンアルデヒド | 0.05 | ※1 | — |
| ノルマルブチルアルデヒド | 0.009 | ※1 | — |
| イソブチルアルデヒド | 0.02 | ※1 | — |
| ノルマルバレルアルデヒド | 0.009 | ※1 | — |
| イソバレルアルデヒド | 0.003 | ※1 | — |
| イソブタノール | 0.9 | ※1 | — |
| 酢酸エチル | 3 | ※1 | — |
| メチルイソブチルケトン | 1 | ※1 | — |
| トルエン | 10 | ※1 | — |
| スチレン | 0.4 | — | — |
| キシレン | 1 | ※1 | — |
| プロピオン酸 | 0.03 | — | — |
| ノルマル酪酸 | 0.001 | — | — |
| ノルマル吉草酸 | 0.0009 | — | — |
| イソ吉草酸 | 0.001 | — | — |

- (注) 1 敷地境界線における規制基準は、6段階臭気強度法と濃度との関係から定められており、釧路市のA区域は臭気強度2.5に対応する濃度である。
 2 「※1」 気体排出施設の排出口の基準値は、敷地境界線の基準値、排出口の高さ及び排出ガスの流量等を用いて、特定悪臭物質の種類ごとに悪臭防止法施行規則第3条に基づいて算出する。
 3 「※2」 排出水の基準値は、敷地境界線の基準値、悪臭防止法施行規則の別表第2に掲げる値を用いて、特定悪臭物質の種類ごとに悪臭防止法施行規則第4条に基づいて算出する。

<参考> 官能試験法による悪臭対策指導要綱（昭和59年3月31日北海道制定）に定める指導基準値

① 工場等の敷地境界の場合

| 区域区分 | 臭気指数 |
|------|------|
| A | 10 |
| B | 14 |
| C | 18 |

② 工場等の気体排出口の場合

| 区域区分 | 臭気指数 |
|------|------|
| A | 30 |
| B | 34 |
| C | 38 |

- (注) 1 区域区分 (A, B, C) は、悪臭防止法に基づき北海道が定めた区域区分であり、釧路市はA区域である。
 2 臭気指数とは、においのある空気は無臭の空気と臭気を感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍率 (臭気濃度) を次式で変換したものである。
 $Z=10\log Y$ Y: 臭気濃度、Z: 臭気指数
 3 気体排出口とは、大気中に悪臭を排出している煙突、換気口等の排出口をいう。

<参考> 6段階臭気強度表示法

| 臭気強度 | 臭気の強さ |
|-------|--------------------------|
| 0 | 無臭 |
| 1 | やっと感知できるにおい (検知閾値濃度) |
| 2 | 何のにおいかかわかる弱いにおい (認知閾値濃度) |
| (2.5) | (2と3の間) |
| 3 | 楽に感知できるにおい |
| (3.5) | (3と4の間) |
| 4 | 強いにおい |
| 5 | 強烈なにおい |

(6) ダイオキシン類対策特別措置法

平成11年 7月16日法律第105号
 改正 平成26年 6月18日法律第 72号

① 大気排出基準

(単位 ng-TEQ/m³N)

| 施設 | 規模等 | 基準値 |
|--|--|-----|
| 焼結炉 (銑鉄の製造の用に供するものに限る。) | 原料の処理能力が1時間当たり1トン以上のもの | 0.1 |
| 製鋼の用に供する電気炉 (鋳鋼・鍛鋼の製造の用に供するものを除く。) | 変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のもの | 0.5 |
| 垂鉛の回収の用に供する焙焼炉・焼結炉・溶鋳炉・溶解炉・乾燥炉 | 原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの | 1 |
| アルミニウム合金の製造の用に供する焙焼炉・溶解炉・乾燥炉 | 焙焼炉・乾燥炉: 原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上 溶解炉: 容量が1トン以上のもの | 1 |
| 廃棄物焼却炉 (火床面積が0.5m ² 以上又は焼却能力が1時間当たり50kg以上のもの) | 焼却能力が1時間当たり4,000kg以上 | 0.1 |
| | 焼却能力が1時間当たり2,000kg以上4,000kg未満 | 1 |
| | 焼却能力が1時間当たり2,000kg未満 | 5 |

※ 1ng (ナノグラム)は10億分の1グラム

② 水質排出基準

| 施設 | 基準値 |
|---|-------------|
| 1 硫酸塩パルプ又は亜硫酸パルプの製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設 | 10 pg-TEQ/L |
| 2 カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設 | |
| 3 硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設 | |
| 4 アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設 | |
| 5 担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設 | |
| 6 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設 | |
| 7 カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設及び廃ガス洗浄施設 | |
| 8 クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設及び廃ガス洗浄施設 | |
| 9 四ークロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設 | |
| 10 ニ・三ージクロロー・四ーナフトキノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設 | |
| 11 八・十八ージクロロー五・十五ージエチルー五・十五ージヒドロジインドロ [三・二ーb・・三'・二'ーm] トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット）の製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設 | |
| 12 アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉・溶解炉・乾燥炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設及び湿式集塵施設 | |
| 13 亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 | |
| 14 担体付き触媒からの金属の回収の用に供するろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設 | |
| 15 廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの | |
| 16 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設 | |
| 17 フロン類の破壊の用に供するプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 | |
| 18 1から17の施設に係る汚水及び廃液を処理する下水道終末処理施設 | |
| 19 1から17の施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設（公共用水域及び下水道終末処理施設に排出されるものを除く。） | |

※ 1pg（ピコグラム）は1兆分の1グラム

(7) 釧路市公害防止条例

平成17年釧路市条例第136号

- ① 硫黄酸化物 実際の硫黄酸化物排出量が、次式で求められた排出基準qを下回ること。

$$q = K \times 10^{-3} He^2$$

q = 硫黄酸化物（単位：0℃、1気圧の状態に換算したNm³/時）

K = 10（釧路市の規制値、ただし阿寒及び音別地区はK = 17.5）

He = 補正された排出口の高さ（単位：m）

- ② 特定工場等において発生する騒音の規制基準

| 時間区分 区域区分 | 朝夕 | 昼間 | 夜間 |
|--------------|---------------------------------------|------------------|--------------------------|
| | 午前6時から 午前8時まで 午後7時から 午後10時まで | 午前8時から 午後7時まで | 午後10時から 翌日の 午前6時まで |
| 第1種区域 | 40デシベル | 45デシベル | 40デシベル |
| 第2種区域 | 45デシベル | 55デシベル | 40デシベル |
| 第3種区域 | 55デシベル | 65デシベル | 50デシベル |
| 第4種区域 | 65デシベル | 70デシベル | 60デシベル |

(注) 1 「第1種区域」「第2種区域」「第3種区域」「第4種区域」とは騒音規制法第3条第1項の規定により指定された区域をいう。

2 騒音の測定点は、原則として音源の存する敷地の境界線上とする。

4 大気・水質・騒音・悪臭に関する測定データ等

(1) 大気汚染常時監視測定結果（令和元年度）（年間値）

① 二酸化硫黄

| 測定局 | 有効測定日数 | 測定時間 | 年平均値 | 1時間の最高値 | 1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合 | | 日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合 | | 日平均値の2%除外値 | 日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無 | 環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数 |
|-------|--------|------|-------|---------|-------------------------|-----|-------------------------|-----|------------|---------------------------------|---------------------------------|
| | (日) | (時間) | (ppm) | (ppm) | (時間) | (%) | (日) | (%) | (ppm) | (有×無○) | (日) |
| 釧路高専 | 364 | 8741 | 0.001 | 0.033 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.003 | ○ | 0 |
| 昭和小学校 | 364 | 8742 | 0.001 | 0.032 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.005 | ○ | 0 |

② 二酸化窒素

| 測定局 | 有効測定日数 | 測定時間 | 年平均値 | 1時間の最高値 | 1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合 | | 1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合 | | 日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合 | | 日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合 | | 日平均値の年間98%値 | 98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数 |
|-------|--------|------|-------|---------|-------------------------|-----|--------------------------------|-----|-------------------------|-----|---------------------------------|-----|-------------|-----------------------------|
| | | | | | (時間) | (%) | (時間) | (%) | (日) | (%) | (日) | (%) | | |
| 釧路高専 | 363 | 8738 | 0.007 | 0.051 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.016 | 0 |
| 昭和小学校 | 363 | 8734 | 0.007 | 0.050 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.016 | 0 |

③ 窒素酸化物（一酸化窒素・二酸化窒素）

| 測定局 | 一酸化窒素 | | | | | 二酸化窒素 | | | | |
|-------|--------|------|-------|---------|-----------|--------|------|-------|---------|-----------|
| | 有効測定日数 | 測定時間 | 年平均値 | 1時間の最高値 | 日平均値の98%値 | 有効測定日数 | 測定時間 | 年平均値 | 1時間の最高値 | 日平均値の98%値 |
| | (日) | (時間) | (ppm) | (ppm) | (ppm) | (日) | (時間) | (ppm) | (ppm) | (ppm) |
| 釧路高専 | 363 | 8738 | 0.003 | 0.061 | 0.010 | 363 | 8738 | 0.007 | 0.051 | 0.016 |
| 昭和小学校 | 363 | 8734 | 0.003 | 0.094 | 0.010 | 363 | 8734 | 0.007 | 0.050 | 0.016 |

④ 窒素酸化物（合計値）

| 測定局 | 有効測定日数 | 測定時間 | 年平均値 | 1時間の最高値 | 日平均値の98%値 | 年平均値NO2/(NO+NO2) |
|-------|--------|------|-------|---------|-----------|------------------|
| | (日) | (時間) | (ppm) | (ppm) | (ppm) | (%) |
| 釧路高専 | 363 | 8738 | 0.010 | 0.101 | 0.025 | 69.9 |
| 昭和小学校 | 363 | 8734 | 0.009 | 0.123 | 0.026 | 72.0 |

⑤ 浮遊粒子状物質（SPM）

| 測定局 | 有効測定日数 | 測定時間 | 年平均値 | 1時間の最高値 | 1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合 | | 日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合 | | 日平均値の2%除外値 | 日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無 | 環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数 |
|-------|--------|------|----------------------|----------------------|---|-----|--|-----|----------------------|--|--|
| | (日) | (時間) | (mg/m ³) | (mg/m ³) | (時間) | (%) | (日) | (%) | (mg/m ³) | (有×無○) | (日) |
| 釧路高専 | 365 | 8753 | 0.013 | 0.119 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.024 | ○ | 0 |
| 昭和小学校 | 365 | 8760 | 0.010 | 0.083 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.019 | ○ | 0 |

⑥ 微小粒子状物質（PM_{2.5}）

| 測定局 | 有効測定日数 | 年平均値 | 日平均値の年間98%値 | 日平均値が35μg/m ³ を超えた日数とその割合 | | 測定方法 | 等価性の有無 |
|-------|--------|----------------------|----------------------|--------------------------------------|-----|-------|--------|
| | (日) | (μg/m ³) | (μg/m ³) | (日) | (%) | | |
| 昭和小学校 | 364 | 5.8 | 16.4 | 0 | 0 | β線吸収法 | 有 |

(2) 公共用水域水質測定結果

① 公共用水域水質測定結果 (健康項目)

(令和元年度)

| 区 分 | 河 川 | | | | 湖 沼 | | | | 海 域 | | | |
|-------------------|--------------|-------------|--------------|--------------------|-------------|--------------|---------------------|--|----------------------------------|---------|---------|--------|
| | 鉦略川 幣舞橋 | 新鉦略川 新川橋 | 愛国浄水場 取水口 | 別途前川 星が浦川 河口 | 星が浦川 野嵐橋 | 仁々志別川 不二橋 | 武佐川 JR 武佐川 橋梁 | 春採湖 ST-1 | 阿寒湖 ST-2 | ST-3 | ST-10 | ST-11 |
| 測定点 | 環境基準 | | | | | | | | | | | |
| 項目 | | | | | | | | | | | | |
| カドミウム | 0.003mg/L以下 | <0.0003 | <0.0003 | — | — | — | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | — |
| 全シアン | 検出されぬこと | <0.1 | <0.1 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 鉛 | 0.01mg/L以下 | <0.005 | <0.005 | — | — | — | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 | — |
| 六価クロム | 0.05mg/L以下 | <0.02 | <0.02 | <0.02 | <0.02 | <0.005 | — | — | — | — | — | — |
| ヒ素 | 0.01mg/L以下 | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 | 0.011 | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 |
| 総水銀 | 0.0005mg/L以下 | <0.0005 | <0.0005 | — | — | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | — |
| アルキル水銀 | 検出されぬこと | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| PCB | 検出されぬこと | <0.0005 | <0.0005 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| ジクロロメタン | 0.02mg/L以下 | <0.002 | <0.002 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/L以下 | <0.0002 | <0.0002 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 1,2-ジ/nprrty | 0.004mg/L以下 | <0.0004 | <0.0004 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 1,1-ジ/nprrty | 0.1mg/L以下 | <0.01 | <0.01 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| ジ/nprrty | 0.04mg/L以下 | <0.004 | <0.004 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 1,1,1-トリ/nprrty | 1mg/L以下 | <0.001 | <0.001 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 1,1,2-トリ/nprrty | 0.006mg/L以下 | <0.0006 | <0.0006 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| トリ/nprrty | 0.01mg/L以下 | <0.001 | <0.001 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| トリ/nprrty | 0.01mg/L以下 | <0.0005 | <0.0005 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 1,3-ジ/nprrty | 0.002mg/L以下 | <0.0002 | <0.0002 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| チウラム | 0.006mg/L以下 | <0.0006 | <0.0006 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| シマジン | 0.003mg/L以下 | <0.0003 | <0.0003 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| チオベンカルブ | 0.02mg/L以下 | <0.002 | <0.002 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| ベンゼン | 0.01mg/L以下 | <0.001 | <0.001 | — | — | — | <0.001 | — | — | — | — | — |
| セレン | 0.01mg/L以下 | <0.002 | <0.002 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 | 10mg/L以下 | 0.56 | 0.52 | — | — | 0.40 | 2.2 | ST-1 0.19 ST-2 0.22 ST-3 <0.055 ST-4 <0.055 | ST-1 <0.055 ST-2 <0.055 | — | — | — |
| ふっ素 | 0.8mg/L以下 | — | 0.2 | — | — | — | <0.1 | — | 0.1 | — | — | — |
| ほう素 | 1mg/L以下 | — | 0.10 | — | <0.02 | — | 0.18 | — | 0.25 | — | — | — |
| 1,4-ジオキサン | 0.05mg/L以下 | <0.005 | <0.005 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 測定機関 | | 北海道開発局 | 北海道 | 北海道 | 北海道 | 鉦略市 | 北海道 | 北海道 | 北海道 | 北海道 | 北海道 | 北海道 |

(注) 1 表内の数値は、測定結果のうち最大の値である。

2 平成13年4月の河川名変更にもない関連する欄記は修正している。

3 春採湖の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の数値は、ステーションごとの最大値を記載している。

② 公共用水域水質結果（河川、生活環境項目）

（令和元年度）

| 水系 | | 釧路川水系 | | | | | | | |
|----------------------|------------------|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 水域 | | 釧路川 | 別保川 | 武佐川 | 新釧路川 | | | 仁々志別川 | |
| 類型 | | E、生物 A | — | — | B、生物 A | B、生物 A | A、生物 A | — | |
| 測定点名 | | 幣舞橋 | 別保橋 | JR 武佐川 橋梁 | 新川橋 | 鶴見橋 | 愛国浄水 場取水口 | 不二橋 | |
| pH | 範囲 | 7.2~7.6 | 7.3~7.7 | 7.6~7.9 | 7.2~7.6 | 7.1~7.6 | 7.1~7.8 | 7.0~7.4 | |
| DO(mg/L) | 最小値~最大値 (平均値) | 9.1~10 (9.6) | 7.9~13 (10) | 8.1~13 (10) | 6.8~13 (11) | 6.0~14 (10) | 8.0~13 (11) | 7.6~14 (11) | |
| BOD(mg/L) | 最小値~最大値 | 1.4~5.4 | <0.5~1.2 | 0.7~11 | 0.5~1.2 | 0.6~0.9 | 0.6~1.5 | <0.5~1.6 | |
| | 日間 平均値 | 75%値 | 2.0 | 0.6 | 8.8 | 1.0 | 0.8 | 1.0 | 0.8 |
| | | 最小値~最大値 (平均値) | 1.4~5.4 (2.6) | <0.5~1.2 (0.7) | 0.7~11 (6.9) | 0.5~1.2 (0.9) | 0.6~0.9 (0.8) | 0.6~1.5 (1.0) | <0.5~1.6 (0.9) |
| SS(mg/L) | 最小値~最大値 (平均値) | 9~16 (14) | 4~11 (7) | 7~35 (20) | 3~20 (11) | 8~17 (13) | 5~29 (15) | 3~11 (5) | |
| 大腸菌群数 (MPN/100mL) | 最小値 | — | 4.9×10^1 | 2.3×10^1 | 3.3×10^1 | 3.3×10^1 | 7.9×10^1 | 3.3×10^1 | |
| | 最大値 | — | 2.2×10^3 | 3.3×10^2 | 7.9×10^3 | 1.1×10^3 | 1.1×10^4 | 2.4×10^3 | |
| | 平均値 | — | 8.0×10^2 | 1.9×10^2 | 1.9×10^3 | 3.9×10^2 | 2.2×10^3 | 6.5×10^2 | |
| 全亜鉛(mg/L) | 最小値~最大値 | 0.003~ 0.004 | 0.005~ 0.005 | 0.004~ 0.004 | <0.001~ 0.002 | 0.003~ 0.003 | <0.001~ 0.005 | 0.004~ 0.004 | |
| | 平均値 | 0.004 | 0.005 | 0.004 | 0.001 | 0.003 | 0.002 | 0.004 | |
| 測定機関 | | 北海道 | 釧路市 | 釧路市 | 開発局 | 釧路市 | 開発局 | 釧路市 | |

| 水系 | | 別途前川水系 | | | 阿寒川水系 | | | | | | |
|--------------------------|---------------|------------------|------------------|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 水域 | | 別途前川 | | | 阿寒川 | | | 長沼 | オホカブ川 | 大楽毛川 | |
| 類型 | | — | — | — | B | A | AA | — | — | — | |
| 測定点名 | | 星が浦川 河口 | 竜神川 河口 | 星が浦川 野嵐橋 | 大楽毛橋 | 丹頂橋 | 阿寒川橋 | 長沼中流 | 阿寒川 合流前 | 境橋 | |
| pH | 範囲 | 6.5~6.9 | 7.0~7.2 | 6.4~6.7 | 7.2~7.7 | 7.4~7.8 | 7.6~8.0 | 7.2~8.4 | 7.2~9.0 | 6.9~7.2 | |
| DO(mg/L) | 最小~最大 (平均) | 2.8~5.0 (3.8) | 2.3~7.5 (5.6) | 1.0~3.3 (1.8) | 9.3~13 (11) | 9.4~13 (11) | 9.3~13 (11) | 1.6~25 (10) | 1.2~4.9 (2.9) | 7.4~11 (9.2) | |
| BOD(mg/L) | 最小~最大 | 9.4~51 | 5.4~49 | 6.9~14 | <0.5~0.8 | <0.5~0.8 | <0.5~0.6 | 3.5~67 | 70~120 | 1.2~1.5 | |
| | 日間 平均 | 75%値 | 18 | 44 | 10 | 0.6 | 0.7 | 0.5 | 34 | 110 | 1.5 |
| | | 最小~最大 (平均) | 9.4~51 (23) | 5.4~49 (31) | 6.9~14 (9.5) | <0.5~0.8 (0.6) | <0.5~0.8 (0.7) | <0.5~0.6 (0.5) | 3.5~67 (30) | 70~120 (93) | 1.2~1.5 (1.4) |
| SS(mg/L) | 最小~最大 (平均) | 23~30 (27) | 9~16 (13) | 19~39 (33) | 4~16 (8) | 4~7 (5) | 1~3 (2) | 7~41 (26) | 31~130 (61) | 2~8 (6) | |
| 大腸菌 群数 (MPN/100mL) | 最小 | — | — | — | 4.9×10^2 | 1.3×10^2 | 4.9×10^2 | 2.2×10^3 | 3.3×10^5 | 2.4×10^2 | |
| | 最大 | — | — | — | 5.4×10^4 | 1.3×10^3 | 1.7×10^3 | 1.4×10^5 | 1.3×10^7 | 7.9×10^2 | |
| | 平均値 | — | — | — | 1.4×10^4 | 4.5×10^2 | 1.0×10^3 | 4.2×10^4 | 3.7×10^6 | 4.2×10^2 | |
| 全亜鉛 (mg/L) | 最小~最大 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| | 平均値 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| 測定機関 | | 北海道 | 北海道 | 北海道 | 北海道 | 北海道 | 北海道 | 釧路市 | 釧路市 | 釧路市 | |

- (注) 1 類型の網掛けしている所は環境基準点を表す。
 2 75%値とは、年間の日間平均値（y個）を値の小さい順に並べたとき、 $0.75 \times y$ （整数でない場合は端数切り上げ）番目の値である。
 3 測定機関の欄は次の例による：開発局…北海道開発局

③ 公共用水域水質測定結果（湖沼）

ア 生活環境項目

（令和元年度）

| 水系名 | 測定点名 | 類型 | pH | DO(mg/L) | COD(mg/L) | | SS(mg/L) | 大腸菌群数 (MPN/100mL) | 測定 機関 |
|-----|---------------------|----|---------|----------------------|----------------------|----------|----------------------|--|----------|
| | | | 範囲 | 最小値～ 最大値 (平均値) | 最小値～ 最大値 (平均値) | 75% 値 | 最小値～ 最大値 (平均値) | 最小値～最大値 (平均値) | |
| 春採湖 | ST-1 (幣舞中学校下側) | B | 8.0～8.8 | 9.4～14 (11) | 5.1～7.6 (6.4) | 6.7 | 7～17 (10) | 2～7.9×10 ² (2.8×10 ²) | 釧路市 |
| | ST-2 (チャレンジャー横側) | B | 8.0～8.8 | 9.4～13 (11) | 5.5～8.7 (7.5) | 8.1 | 8～42 (26) | 6～4.9×10 ² (2.0×10 ²) | |
| | ST-3 (旧柏木小学校側) | B | 8.0～8.9 | 9.7～14 (11) | 5.6～8.2 (6.5) | 6.5 | 6～13 (9) | 4～2.7×10 ² (1.6×10 ²) | 北海道 |
| | ST-4 (旧科学館下側) | B | 8.0～8.8 | 9.4～14 (11) | 5.3～8.9 (7.1) | 7.9 | 9～34 (20) | 6～1.3×10 ³ (4.0×10 ²) | |
| 阿寒湖 | ST-1 (表層) | AA | 7.6～8.4 | 9.7～18 (12) | 2.1～3.3 (2.6) | 2.6 | <1～1 (1) | <0～4.6×10 ¹ (1.8×10 ¹) | 北海道 |
| | ST-1 (水深5m) | AA | 7.6～8.2 | 10～12 (11) | 1.8～2.4 (2.0) | 2.0 | <1～1 (1) | — | |
| | ST-2 (表層) | AA | 7.6～8.3 | 10～15 (11) | 1.8～3.7 (2.4) | 2.3 | <1～3 (2) | 6～7.9×10 ¹ (2.3×10 ¹) | |
| | ST-2 (水深5m) | AA | 7.6～8.2 | 9.9～12 (10) | 1.9～2.3 (2.1) | 2.1 | <1～1 (1) | — | |
| | ST-3 (表層) | AA | 7.6～8.3 | 9.8～13 (11) | 1.6～3.8 (2.3) | 2.0 | <1～3 (2) | 1～7.9×10 ¹ (2.3×10 ¹) | |
| | ST-3 (水深5m) | AA | 7.6～8.1 | 10～13 (11) | 1.6～2.1 (2.0) | 2.1 | <1～1 (1) | — | |

- (注) 1 類型の網掛けしている所は環境基準点を表す。
 2 春採湖の数値は表層部のものである。
 3 75%値とは、年間の日間平均値（y個）を値の小さい順に並べたとき、0.75×y（整数でない場合は端数切り上げ）番目の値である。

イ 窒素・りん

（令和元年度）

| 水系名 | 測定点名 | 類型 | 全窒素 (mg/L) | 全りん (mg/L) |
|-----|---------------------|-----|----------------------|------------------------|
| | | | 最小値～最大値 (平均値) | 最小値～最大値 (平均値) |
| 春採湖 | ST-1 (幣舞中学校下側) | V | 0.37～0.58 (0.52) | 0.028～0.047 (0.037) |
| | ST-2 (チャレンジャー横側) | V | 0.42～0.76 (0.61) | 0.035～0.100 (0.065) |
| | ST-3 (旧柏木小学校側) | V | 0.39～0.65 (0.49) | 0.026～0.043 (0.036) |
| | ST-4 (旧科学館下側) | V | 0.37～0.68 (0.54) | 0.034～0.090 (0.052) |
| 阿寒湖 | ST-1 | III | <0.05～0.61 (0.25) | 0.013～0.093 (0.042) |
| | ST-2 | III | <0.05～0.44 (0.22) | 0.015～0.048 (0.031) |
| | ST-3 | III | 0.06～0.28 (0.17) | 0.016～0.044 (0.030) |

- (注) 1 類型の網掛けしている所は環境基準点を表す。
 2 春採湖の数値は表層部のものである。

④公共用水域水質測定結果（海域、生活環境項目）

ア 生活環境項目

（令和元年度）

| 水系名 | 測定点名 | 類型 | pH | DO (mg/L) | COD (mg/L) | | | 油分 (mg/L) | 大腸菌群数 (MPN/100mL) | 測定機関 |
|----------|-------|----|---------|---------------|------------|-------|---------------|------------------|---|------|
| | | | 範囲 | 最小値～最大値 (平均値) | 最小値～最大値 | 日間平均値 | | 最小値～最大値 (平均値) | 最小値～最大値 (平均値) | |
| | | | | | | 75% 値 | 最小値～最大値 (平均値) | | | |
| 釧路 海域 | ST-1 | A | 7.7～8.1 | 9～12 (11) | 2.0～5.2 | 2.3 | 2.0～5.2 (2.9) | <0.5～<0.5 (<0.5) | 4～3.5×10 ³ (9.5×10 ²) | 北海道 |
| | ST-2 | A | 7.4～8.0 | 3～12 (9) | 1.4～8.6 | 3.1 | 1.4～8.6 (3.8) | <0.5～<0.5 (<0.5) | 2～7.9×10 ² (2.3×10 ²) | |
| | ST-3 | A | 7.8～8.1 | 9.6～12 (11) | 1.7～5.8 | 3.5 | 1.7～5.8 (3.5) | <0.5～<0.5 (<0.5) | 2.3×10 ¹ ～7.9×10 ² (2.4×10 ²) | |
| | ST-4 | B | 7.8～8.1 | 9.2～12 (11) | 1.8～5.0 | 2.5 | 1.8～5.0 (2.9) | <0.5～<0.5 (<0.5) | - | |
| | ST-5 | B | 7.9～8.2 | 10～12 (11) | 1.4～5.2 | 4.9 | 1.4～5.2 (3.6) | <0.5～<0.5 (<0.5) | - | |
| | ST-6 | B | 7.8～8.1 | 8.6～11 (10) | 1.8～5.0 | 3.4 | 1.8～5.0 (3.3) | <0.5～<0.5 (<0.5) | - | |
| | ST-7 | B | 7.7～8.1 | 8.5～12 (10) | 1.3～5.1 | 3.3 | 1.3～5.1 (3.1) | <0.5～<0.5 (<0.5) | - | |
| | ST-8 | B | 7.8～8.0 | 8.5～11 (10) | 1.7～6.1 | 4.2 | 1.7～6.1 (3.9) | <0.5～<0.5 (<0.5) | - | |
| | ST-9 | B | 7.8～8.1 | 9.3～11 (10) | 1.4～3.7 | 3.1 | 1.4～3.7 (2.7) | <0.5～<0.5 (<0.5) | - | |
| | ST-10 | C | 7.8～8.0 | 7.9～12 (10) | 2.4～4.8 | 4.4 | 2.4～4.8 (3.7) | - | - | |
| | ST-11 | C | 7.8～8.2 | 9～12 (11) | 2.0～5.2 | 4.3 | 2.0～5.2 (3.5) | - | - | |

(注) 1 類型の網掛けしている所は環境基準点を表す。

2 75%値とは、年間の日間平均値 (y個) を値の小さい順に並べたとき、0.75×y (整数でない場合は端数切り上げ) 番目の値である。

⑤ 河川水質経年変化（年間平均値）

ア 釧路川（幣舞橋地点）

| 項目 | 年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------------------|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| pH | | 7.3～7.7 | 7.3～7.5 | 7.3～7.6 | 7.5～8.1 | 7.2～7.6 |
| DO (mg/L) | | 10 | 10 | 9.2 | 12 | 9.6 |
| BOD (mg/L) | | 1.1 | 1.6 | 1.2 | 2.7 | 2.6 |
| SS (mg/L) | | 13 | 10 | 14 | 10 | 14 |
| 大腸菌群数(MPN/100mL) | | — | — | — | — | — |

イ 別保川（別保橋地点）

| 項目 | 年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------------------|----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| pH | | 7.4～7.7 | 7.3～7.5 | 7.5～7.9 | 7.5～7.7 | 7.3～7.7 |
| DO (mg/L) | | 9.8 | 9.0 | 10 | 10 | 10 |
| BOD (mg/L) | | 1.4 | 0.8 | 2.9 | 2.1 | 0.7 |
| SS (mg/L) | | 5 | 5 | 8 | 8 | 7 |
| 大腸菌群数(MPN/100mL) | | 7.4×10^2 | 2.1×10^3 | 1.2×10^3 | 7.3×10^2 | 8.0×10^2 |

ウ 武佐川（JR武佐川橋梁地点）

| 項目 | 年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------------------|----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| pH | | 7.8～8.1 | 7.6～7.9 | 7.8～7.9 | 7.7～7.9 | 7.6～7.9 |
| DO (mg/L) | | 11 | 10 | 11 | 9 | 10 |
| BOD (mg/L) | | 3.5 | 3.3 | 2.5 | 9.5 | 6.9 |
| SS (mg/L) | | 13 | 15 | 16 | 28 | 20 |
| 大腸菌群数(MPN/100mL) | | 2.2×10^3 | 7.1×10^2 | 2.4×10^2 | 5.5×10^2 | 1.9×10^2 |

エ 新釧路川（新川橋地点）

| 項目 | 年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------------------|----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| pH | | 7.1～7.5 | 6.9～7.7 | 7.1～7.5 | 7.1～7.5 | 7.2～7.6 |
| DO (mg/L) | | 11 | 10 | 11 | 11 | 11 |
| BOD (mg/L) | | 1.1 | 0.9 | 0.8 | 0.9 | 0.9 |
| SS (mg/L) | | 12 | 12 | 10 | 11 | 11 |
| 大腸菌群数(MPN/100mL) | | 1.3×10^3 | 4.1×10^3 | 2.1×10^3 | 2.9×10^3 | 1.9×10^3 |

オ 新釧路川（鶴見橋地点）

| 項目 | 年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------------------|----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| pH | | 7.3～7.6 | 7.1～7.4 | 7.2～7.3 | 7.1～7.4 | 7.1～7.6 |
| DO (mg/L) | | 9.8 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| BOD (mg/L) | | 0.9 | 1.0 | 0.8 | 0.9 | 0.8 |
| SS (mg/L) | | 13 | 18 | 13 | 14 | 13 |
| 大腸菌群数(MPN/100mL) | | 2.9×10^2 | 2.5×10^2 | 4.0×10^2 | 6.0×10^2 | 3.9×10^2 |

カ 新釧路川（愛国浄水場取水口）

| 項目 | 年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------------------|----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| pH | | 7.0～7.5 | 6.8～7.7 | 7.1～7.5 | 7.2～7.5 | 7.1～7.8 |
| DO (mg/L) | | 11 | 10 | 11 | 11 | 11 |
| BOD (mg/L) | | 1.3 | 0.9 | 1.0 | 1.0 | 1.0 |
| SS (mg/L) | | 16 | 14 | 15 | 14 | 15 |
| 大腸菌群数(MPN/100mL) | | 1.8×10^3 | 8.2×10^3 | 4.6×10^3 | 2.8×10^3 | 2.2×10^3 |

キ 仁々志別川（不二橋地点）

| 項目 | 年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------------------|----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| pH | | 7.0～7.2 | 6.9～7.2 | 7.0～7.2 | 6.9～7.2 | 7.0～7.4 |
| DO (mg/L) | | 10 | 10 | 11 | 10 | 11 |
| BOD (mg/L) | | 0.7 | 0.6 | 0.7 | 0.7 | 0.9 |
| SS (mg/L) | | 6 | 7 | 6 | 5 | 5 |
| 大腸菌群数(MPN/100mL) | | 5.7×10^2 | 3.3×10^2 | 2.1×10^2 | 7.9×10^2 | 6.5×10^2 |

ク 阿寒川（大楽毛橋地点）

| 項目 | 年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------------------|----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| pH | | 7.2~7.5 | 7.3~7.6 | 7.4~7.5 | 7.3~7.7 | 7.2~7.7 |
| DO (mg/L) | | 12 | 13 | 11 | 11 | 11 |
| BOD (mg/L) | | 0.6 | 0.6 | 0.6 | 0.7 | 0.6 |
| SS (mg/L) | | 18 | 17 | 13 | 9 | 8 |
| 大腸菌群数(MPN/100mL) | | 4.6×10^3 | 6.7×10^3 | 1.4×10^3 | 1.5×10^3 | 1.4×10^4 |

ケ 阿寒川（丹頂橋地点）

| 項目 | 年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------------------|----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| pH | | 7.3~7.7 | 7.5~7.7 | 7.5~7.8 | 7.4~7.8 | 7.4~7.8 |
| DO (mg/L) | | 12 | 12 | 12 | 12 | 11 |
| BOD (mg/L) | | 0.5 | 0.7 | 0.7 | 0.6 | 0.7 |
| SS (mg/L) | | 6 | 9 | 5 | 6 | 5 |
| 大腸菌群数(MPN/100mL) | | 3.8×10^3 | 1.4×10^3 | 1.1×10^3 | 6.3×10^2 | 4.5×10^2 |

コ 阿寒川（阿寒川橋地点）

| 項目 | 年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------------------|----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| pH | | 7.5~7.8 | 7.6~7.7 | 7.5~7.9 | 7.5~7.9 | 7.6~8.0 |
| DO (mg/L) | | 13 | 13 | 12 | 12 | 11 |
| BOD (mg/L) | | 0.5 | 0.6 | 0.5 | 0.7 | 0.5 |
| SS (mg/L) | | 3 | 4 | 2 | 3 | 2 |
| 大腸菌群数(MPN/100mL) | | 1.7×10^3 | 3.2×10^3 | 8.7×10^2 | 6.2×10^2 | 1.0×10^3 |

サ 大楽毛川（境橋地点）

| 項目 | 年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------------------|----|-------------------|-------------------|--------|-------------------|-------------------|
| pH | | 6.9~7.2 | 6.9~7.1 | - | 7.0~7.3 | 6.9~7.2 |
| DO (mg/L) | | 4.9 | 9.1 | - | 9.3 | 9.2 |
| BOD (mg/L) | | 7.0 | 1.2 | - | 1.8 | 1.4 |
| SS (mg/L) | | 13 | 6 | - | 6 | 5.5 |
| 大腸菌群数(MPN/100mL) | | 8.4×10^3 | 8.3×10^2 | - | 7.9×10^2 | 4.2×10^2 |

シ オタノシケツ川（阿寒川合流前地点）

| 項目 | 年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------------------|----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| pH | | 6.9~7.3 | 6.8~7.9 | 7.2~9.0 | 7.1~9.0 | 7.2~9.0 |
| DO (mg/L) | | 1.9 | 5.7 | 4.3 | 3.3 | 2.9 |
| BOD (mg/L) | | 55 | 45 | 91 | 74 | 93 |
| SS (mg/L) | | 50 | 46 | 40 | 40 | 61 |
| 大腸菌群数(MPN/100mL) | | 1.3×10^6 | 1.1×10^5 | 4.3×10^5 | 3.7×10^5 | 3.7×10^6 |

ス 星が浦川（河口地点）

| 地点 | 年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------------|----|--------|--------|--------|--------|-------|
| BOD (mg/L) | | 20 | 17 | 24 | 13 | 23 |

セ 竜神川（河口地点）

| 地点 | 年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------------|----|--------|--------|--------|--------|-------|
| BOD (mg/L) | | 46 | 47 | 50 | 42 | 31 |

ソ 星が浦川（野嵐橋地点）

| 地点 | 年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------------|----|--------|--------|--------|--------|-------|
| BOD (mg/L) | | 17 | 9.6 | 12 | 7.8 | 9.5 |

(3) 自動車騒音常時監視結果

| No. | 評価対象道路 | | | | 騒音測定年度 | 騒音測定地点番号 | 等価騒音レベル(dB) | | | | 面的評価結果 | | | | | |
|-----|----------|-----|---------|-------------|--------|----------|-------------|----|---------|----|--------------------------|---------------------------|------------------------|------------------------|---------------------------|------------------|
| | 路線名 | 車線数 | セグメント番号 | 評価区間の延長(km) | | | 道路近傍 | | 残留騒音レベル | | 評価対象 住居等 戸数 (戸) | 昼間・夜 間とも基 準値以下 % | 昼間のみ 基準値 以下 % | 夜間のみ 基準値 以下 % | 昼間・夜 間とも基 準値超過 % | 24時間 交通量 台 |
| | | | | | | | 昼間 | 夜間 | 昼間 | 夜間 | | | | | | |
| 1 | 一般国道38号 | 4 | 10020-1 | 2.0 | 2015 | 1 | 71 | 67 | 39 | 40 | 61 | 82.0 | 14.7 | 0.0 | 3.3 | 16,128 |
| 2 | 一般国道38号 | 4 | 10030-1 | 3.6 | 2017 | 2 | 69 | 64 | 37 | 37 | 231 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 18,474 |
| 3 | 一般国道38号 | 4 | 10030-2 | 1.9 | 2018 | 3 | 69 | 61 | 40 | 38 | 61 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 14,850 |
| 4 | 一般国道38号 | 4 | 10040-1 | 2.0 | 2016 | 4 | 71 | 65 | 41 | 35 | 140 | 94.3 | 0.0 | 5.7 | 0.0 | 24,150 |
| 5 | 一般国道38号 | 4 | 10040-2 | 2.0 | 2016 | 5 | 68 | 60 | 42 | 38 | 127 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 21,054 |
| 6 | 一般国道38号 | 4 | 10040-3 | 3.1 | 2015 | 6 | 69 | 65 | 42 | 36 | 596 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 24,060 |
| 7 | 一般国道38号 | 4 | 10050-1 | 0.5 | 2018 | 7 | 58 | 53 | 48 | 45 | 18 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 16,566 |
| 8 | 一般国道44号 | 4 | 10090-1 | 2.6 | 2019 | 9 | 66 | 60 | 39 | 32 | 430 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 17,154 |
| 9 | 一般国道44号 | 6 | 10100-1 | 0.1 | 2019 | 9 | 66 | 60 | 39 | 32 | 11 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | - |
| 10 | 一般国道240号 | 2 | 10140-1 | 0.7 | 2019 | 11 | 65 | 62 | 40 | 37 | 145 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 4,860 |
| 11 | 釧路停車場線 | 4 | 40090-1 | 0.6 | 2018 | 12 | 62 | 50 | 45 | 39 | 25 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 4,638 |
| 12 | 釧路港線 | 4 | 40100-1 | 1.2 | 2017 | 13 | 62 | 55 | 43 | 37 | 517 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 5,448 |
| 13 | 釧路鶴居弟子屈線 | 4 | 40130-1 | 3.0 | 2016 | 14 | 66 | 59 | 43 | 34 | 708 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 12,684 |
| 14 | 釧路鶴居弟子屈線 | 4 | 40140-1 | 2.2 | 2016 | 15 | 61 | 57 | 41 | 36 | 229 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 7,890 |
| 15 | 釧路鶴居弟子屈線 | 2 | 40140-2 | 2.5 | 2015 | 16 | 67 | 60 | 43 | 38 | 277 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 9,612 |

| No. | 評価対象道路 | | | | 騒音測定年度 | 騒音測定地点番号 | 等価騒音レベル(d B) | | | | 面的評価結果 | | | | | |
|-----|----------|-----|---------|-------------|--------|----------|--------------|----|---------|----|--------------------------|---------------------------|------------------------|------------------------|---------------------------|------------------|
| | 路線名 | 車線数 | セクサス番号 | 評価区間の延長(km) | | | 道路近傍 | | 残留騒音レベル | | 評価対象 住居等 戸数 (戸) | 昼間・夜 間とも基 準値以下 % | 昼間のみ 基準値 以下 % | 夜間のみ 基準値 以下 % | 昼間・夜 間とも基 準値超過 % | 24時間 交通量 台 |
| | | | | | | | 昼間 | 夜間 | 昼間 | 夜間 | | | | | | |
| 16 | 釧路鶴居弟子屈線 | 2 | 40140-3 | 0.3 | 2015 | 17 | 68 | 60 | 43 | 35 | 67 | 91.0 | 0.0 | 3.0 | 6.0 | 8,616 |
| 17 | 釧路環状線 | 2 | 40230-1 | 2.0 | 2017 | 46 | 67 | 60 | 36 | 34 | 374 | 99.7 | 0.0 | 0.3 | 0.0 | 12,846 |
| 18 | 釧路環状線 | 2 | 40230-2 | 3.8 | 2018 | 18 | 68 | 61 | 44 | 35 | 690 | 98.8 | 0.0 | 0.9 | 0.3 | 10,596 |
| 19 | 釧路環状線 | 4 | 40230-3 | 5.0 | 2019 | 21 | 62 | 53 | 41 | 30 | 1,234 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 20,418 |
| 20 | 釧路環状線 | 4 | 40230-4 | 1.0 | 2015 | 22 | 64 | 58 | 41 | 39 | 225 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 11,382 |
| 21 | 釧路環状線 | 2 | 40240-1 | 1.7 | 2019 | 19 | 68 | 59 | 43 | 33 | 173 | 98.8 | 0.0 | 1.2 | 0.0 | 11,118 |
| 22 | 根室浜中釧路線 | 2 | 40310-1 | 1.9 | 2016 | 23 | 66 | 59 | 36 | 29 | 241 | 99.6 | 0.0 | 0.4 | 0.0 | 11,154 |
| 23 | 新富士停車場線 | 4 | 60190-1 | 1.8 | 2019 | 24 | 67 | 60 | 45 | 41 | 198 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 13,062 |
| 24 | 新富士停車場線 | 6 | 60190-2 | 1.0 | 2019 | 25 | 67 | 60 | 45 | 34 | 60 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 9,468 |
| 25 | 柳町公園大通 | 6 | - | 1.6 | 2015 | 27 | 61 | 54 | 38 | 36 | 460 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 8,742 |
| 26 | 駒場通 | 4 | - | 1.0 | 2019 | 28 | 53 | 43 | 35 | 26 | 313 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 13,584 |
| 27 | 鳥取東通 | 5 | - | 1.2 | 2016 | 29 | 61 | 51 | 37 | 30 | 120 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 8,898 |
| 28 | 星が浦西通 | 4 | - | 0.2 | 2016 | 30 | 68 | 62 | 44 | 43 | 6 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 8,412 |
| 29 | 新富士通 | 4 | - | 1.6 | 2018 | 31 | 67 | 63 | 50 | 45 | 164 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 10,844 |
| 30 | 鳥取西通 | 4 | - | 1.7 | 2014 | 32 | 63 | 60 | 46 | 37 | 188 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 4,818 |
| 31 | 昭和橋通 | 4 | - | 1.7 | 2014 | 33 | 60 | 57 | 48 | 43 | 435 | 99.8 | 0.0 | 0.2 | 0.0 | 4,200 |

| No. | 評価対象道路 | | | | 騒音測定年度 | 騒音測定地点番号 | 等価騒音レベル(dB) | | | | 面的評価結果 | | | | | | | |
|-----|--------|-----|--------|-------------|--------|----------|-------------|----|---------|----|--------------------------|------------------------|------------------------|---------------------------|------------------------|------------------------|---------------------------|------------------|
| | 路線名 | 車線数 | セーサス番号 | 評価区間の延長(km) | | | 道路近傍 | | 残留騒音レベル | | 評価対象 住居等 戸数 (戸) | 昼間のみ 基準値 以下 % | 夜間のみ 基準値 以下 % | 昼間・夜 間とも基 準値以下 % | 昼間のみ 基準値 以下 % | 夜間のみ 基準値 以下 % | 昼間・夜 間とも基 準値超過 % | 24時間 交通量 台 |
| | | | | | | | 昼間 | 夜間 | 昼間 | 夜間 | | | | | | | | |
| 32 | 昭和通 | 4 | - | 0.8 | 2018 | 34 | 60 | 57 | 41 | 40 | 245 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 8,304 | |
| 33 | 共栄新橋大通 | 4 | - | 2.3 | 2011 | 35 | 66 | 58 | 42 | 35 | 878 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 11,448 | |
| 34 | 愛国北園通 | 4 | - | 2.1 | 2013 | 36 | 68 | 62 | 42 | 28 | 682 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 13,920 | |
| 35 | 愛国北園通 | 4 | - | 1.0 | 2016 | 37 | 63 | 55 | 39 | 36 | 228 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 6,312 | |
| 36 | 興津通 | 2 | - | 2.8 | 2017 | 47 | 69 | 62 | 42 | 39 | 472 | 70.5 | 0.0 | 19.1 | 10.4 | 7,134 | | |
| 37 | 柳橋通 | 4 | - | 2.5 | 2018 | 38 | 65 | 56 | 37 | 34 | 559 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 12,918 | |
| 38 | 柳橋通 | 4 | - | 1.0 | 2018 | 39 | 61 | 50 | 37 | 34 | 86 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 6,978 | |
| 39 | 共栄橋通 | 4 | - | 3.6 | 2017 | 40 | 68 | 60 | 41 | 40 | 1082 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 17,586 | |
| 40 | 共栄橋通 | 4 | - | 1.2 | 2017 | 41 | 64 | 57 | 41 | 33 | 72 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 7,938 | |
| 41 | 駅前南浜町通 | 4 | - | 0.9 | 2019 | 42 | 65 | 59 | 43 | 41 | 228 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 11,304 | |
| 42 | 川北通 | 4 | - | 1.6 | 2016 | 43 | 62 | 52 | 37 | 28 | 463 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 6,108 | |
| 43 | 久寿里橋通 | 4 | - | 4.5 | 2017 | 44 | 65 | 59 | 40 | 33 | 1107 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 15,558 | |
| 44 | 興津鶴ヶ岱通 | 2 | - | 0.9 | 2017 | 48 | 63 | 52 | 36 | 32 | 294 | 97.9 | 0.0 | 0.7 | 1.4 | 4,722 | | |
| 45 | 興津鶴ヶ岱通 | 2 | - | 1.5 | 2017 | 49 | 64 | 55 | 41 | 39 | 185 | 85.9 | 0.0 | 14.1 | 0.0 | 0.0 | 10,140 | |
| 46 | 東西線 | 2 | - | 1.4 | 2018 | 45 | 58 | 51 | 39 | 33 | 224 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 3,468 | |

(注) 1 一部の区間においては2011年の測定結果を準用して評価している。
2 8については、評価区間が短いため、実測せず隣接区間を準用し評価している。

(4) 環境悪臭測定結果 (令和元年度)

| 測定項目 | 規制基準 | 大楽毛 | 鳥取南3丁目1番 | 長沼 | 西港2丁目101番 | 鳥取大通1丁目11番 |
|-----------|-------------|-----|----------|---------|-----------|------------|
| 硫化水素 | 0.02 (ppm) | - | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 |
| メチルメルカプタン | 0.002 (ppm) | - | 0.004 | 0.0003 | <0.0001 | <0.0001 |
| 硫化メチル | 0.01 (ppm) | - | 0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 |
| 二硫化メチル | 0.009 (ppm) | - | 0.0001 | <0.0001 | <0.0001 | <0.0001 |
| 臭気指数 | 10 ※ | 11 | 17 | <10 | - | - |
| 臭気濃度 | - | 13 | 50 | <10 | - | - |

※ 官能試験法による悪臭対策指要綱 (北海道制定) による基準

5 公害防止協定に基づく立入調査結果

(1) 日本製紙株式会社釧路工場

(令和元年度)

| 項目 | | 公害防止協定値 | 自主測定値 | 法規制値 | |
|--|--|--|--|--|---|
| (1) 大気関係 (煙道測定) H31年4月 ～R2年3月測定 | ① 硫黄 酸化物 | 総量規制(1時間当たり 年間最大値) 総量規制(1時間当たり 年間平均値) | 最大 427m ³ /h以下 年間平均 344m ³ /h以下 | 最大 33.6m ³ /h 年間平均 20.7m ³ /h | K値 10.0 |
| | | ボイラー別排出量 ・4号石炭ボイラー ・5号重油ボイラー ・6号重油ボイラー ・8号石炭ボイラー ・9号石炭ボイラー ・11号回収ボイラー ・N-1号石炭ボイラー ・1キルン | 54.6m ³ /h以下 160.8m ³ /h以下 160.8m ³ /h以下 135.8m ³ /h以下 43.7m ³ /h以下 61.8m ³ /h以下 99.2m ³ /h以下 3.5m ³ /h以下 | 最大 - m ³ /h 最大 - m ³ /h 最大 - m ³ /h 最大 24.0m ³ /h 最大 0.34m ³ /h 最大 2.70m ³ /h 最大 8.60m ³ /h 最大 0.11m ³ /h | 59.4m ³ /h以下 168.84m ³ /h以下 168.84m ³ /h以下 156.2m ³ /h以下 55.4m ³ /h以下 228.0m ³ /h以下 100.6m ³ /h以下 m ³ /h以下 |
| | | ボイラー別濃度 ・4号石炭ボイラー ・5号重油ボイラー ・6号重油ボイラー ・8号石炭ボイラー ・9号石炭ボイラー ・11号回収ボイラー ・N-1号石炭ボイラー ・1キルン | 550ppm以下 1,040ppm以下 1,040ppm以下 310ppm以下 540ppm以下 445ppm以下 320ppm以下 128ppm以下 | 最大 - ppm 最大 - ppm 最大 - ppm 最大 67.0ppm 最大 5.0ppm 最大 27.0ppm 最大 30.0ppm 最大 5.1ppm | - - - - - - - - |
| | ② ばいじん | ボイラー別排出量 ・4号石炭ボイラー ・5号重油ボイラー ・6号重油ボイラー ・8号石炭ボイラー ・9号石炭ボイラー ・11号回収ボイラー ・N-1号石炭ボイラー ・キルン | 最大 0.25g/m ³ 以下 年間平均 0.20g/m ³ 以下 0.15g/m ³ 以下 0.08g/m ³ 以下 0.18g/m ³ 以下 0.20g/m ³ 以下 0.08g/m ³ 以下 0.25g/m ³ 以下 | 最大 - g/m ³ 年間平均 - g/m ³ 最大 - g/m ³ 最大 0.066g/m ³ 最大 0.086g/m ³ 最大 0.013g/m ³ 最大 0.798g/m ³ 最大 0.041g/m ³ | 0.25g/m ³ 以下 0.18g/m ³ 以下 0.10g/m ³ 以下 0.30g/m ³ 以下 0.35g/m ³ 以下 0.10g/m ³ 以下 - |
| | | ③ 窒素 酸化物 | ボイラー別濃度 ・4号石炭ボイラー ・5号重油ボイラー ・6号重油ボイラー ・8号石炭ボイラー ・9号石炭ボイラー ・11号回収ボイラー ・N-1号石炭ボイラー ・キルン | 400ppm以下 190ppm以下 190ppm以下 300ppm以下 250ppm以下 150ppm以下 250ppm以下 150ppm以下 | 最大 - ppm 最大 - ppm 最大 - ppm 最大 233ppm 最大 210ppm 最大 99ppm 最大 120ppm 最大 36ppm |
| ④ 排ガス 水銀濃度 | ボイラー別濃度 ・8号石炭ボイラー ・9号石炭ボイラー ・N-1号石炭ボイラー | 10μg/Nm ³ 10μg/Nm ³ 10μg/Nm ³ | 最大 1.3μg/Nm ³ 最大 2.9μg/Nm ³ 最大 2.5μg/Nm ³ | 10μg/Nm ³ 10μg/Nm ³ 10μg/Nm ³ | |
| | (2) 排水関係 H31年4月 ～R2年3月測定 | ① 排水量 | 199,920m ³ /日 | 187,200 ～196,800m ³ /日 | 無規制 |
| ② 水質 | ・pH | 5.8～8.5 | 7.4～7.8 | 5.0～9.0 | |
| | ・SS | 最大 | 90mg/L以下 | 31mg/L | 90mg/L以下 ※ |
| | | 日間平均 | 70mg/L以下 | 23mg/L | 70mg/L以下 |
| | ・COD | 最大 | 160mg/L以下 | 74mg/L | 160mg/L以下 |
| 日間平均 | | 120mg/L以下 | 56mg/L | 120mg/L以下 | |

| 項 目 | | 公害防止協定値 | 立入調査結果 | 法規制値 |
|----------------------------------|--|--|--|--|
| (3)悪臭関係 R元年6月、11月、 R2年3月測定 | <ul style="list-style-type: none"> ・硫化水素 ・メチルメルカプタン ・硫化メチル ・二硫化メチル | 0.02ppm以下 0.002ppm以下 0.01ppm以下 0.009ppm以下 | 0.003ppm 0.0001ppm未満 0.001ppm未満 0.0001ppm未満 | 0.02ppm以下 0.002ppm以下 0.01ppm以下 0.009ppm以下 |
| (4)騒音関係 R元年6月、11月 測定 | <ul style="list-style-type: none"> ・昼間 ・朝、夕 ・夜間 | 65dB(A)以下 55dB(A)以下 55dB(A)以下 | 最大 50dB(A) 最大 52dB(A) 最大 53dB(A) | 70dB(A)以下 65dB(A)以下 60dB(A)以下 騒音規制法第4種区域 |

※ SSの法規制値については上乗せ排水基準適用値

(2) 王子マテリア株式会社釧路工場

(令和元年度)

| 項 目 | | 公害防止協定値 | 自主測定値 | 法規制値 | | |
|---|--------------|---|---|---|---|---|
| (1)大気関係 (煙道測定) H31年4月 ～R2年3月測定 | ①硫黄 酸化物 | 総量規制(1時間当たり 年間最大値) 総量規制(1時間当たり 年間平均値) | 最大 399m ³ /h以下 年間平均 245m ³ /h以下 | 最大 (工場推計計算値) 79.9m ³ /h 年間平均 39.5m ³ /h K値 10.0 | | |
| | | ボイラー別排出量 ・3号重油ボイラー ・4号石炭ボイラー ・4号石炭ボイラー(炭 カル) ・6号石炭ボイラー ・7号石炭ボイラー ・9号重油ボイラー ・1号キルン | 40.9m ³ /h以下 75.7m ³ /h以下 0.2m ³ /h以下 71.8m ³ /h以下 71.8m ³ /h以下 19.0m ³ /h以下 3.1m ³ /h以下 | 最大 - m ³ /h 最大 18.0m ³ /h 最大 - m ³ /h 最大 21.0m ³ /h 最大 20.0m ³ /h 最大 1.4m ³ /h 最大 - m ³ /h | 67.2m ³ /h以下 252.8m ³ /h以下 2.89m ³ /h以下 154.75m ³ /h以下 155.0m ³ /h以下 166.41m ³ /h以下 11.8m ³ /h以下 | |
| | | ボイラー別濃度 ・3号重油ボイラー ・4号石炭ボイラー ・4号石炭ボイラー(炭 カル) ・6号石炭ボイラー ・7号石炭ボイラー ・9号重油ボイラー ・1号キルン | 350ppm以下 300ppm以下 33.2ppm以下 700ppm以下 700ppm以下 100ppm以下 100ppm以下 | 最大 - ppm 最大 96ppm 最大 - ppm 最大 230ppm 最大 240ppm 最大 22ppm 最大 - ppm | - - - - - - - | |
| | | ②ばいじん | ボイラー別排出量 ・3号重油ボイラー ・4号石炭ボイラー ・4号石炭ボイラー(炭 カル) ・6号石炭ボイラー ・7号石炭ボイラー ・9号重油ボイラー ・1号キルン | 0.20g/m ³ 以下 0.09g/m ³ 以下 0.05g/m ³ 以下 0.18g/m ³ 以下 0.18g/m ³ 以下 0.07g/m ³ 以下 0.30g/m ³ 以下 | 最大 - g/m ³ 最大 0.012g/m ³ 最大 - g/m ³ 最大 0.014g/m ³ 最大 0.013g/m ³ 最大 0.029g/m ³ 最大 - g/m ³ | 0.35g/m ³ 以下 0.15g/m ³ 以下 0.35g/m ³ 以下 0.25g/m ³ 以下 0.25g/m ³ 以下 0.07g/m ³ 以下 0.30g/m ³ 以下 |
| | | ③窒素 酸化物 | ボイラー別濃度 ・3号重油ボイラー ・4号石炭ボイラー ・4号石炭ボイラー(塩 カル) ・6号石炭ボイラー ・7号石炭ボイラー ・9号重油ボイラー ・1号キルン | 190ppm以下 250ppm以下 250ppm以下 400ppm以下 400ppm以下 180ppm以下 200ppm以下 | 最大 - ppm 最大 110ppm 最大 - ppm 最大 330ppm 最大 270ppm 最大 130ppm 最大 - ppm | 190ppm以下 250ppm以下 350ppm以下 400ppm以下 400ppm以下 180ppm以下 200ppm以下 |
| | ④排ガス 水銀濃度 | ボイラー別濃度 ・4号石炭ボイラー ・6号石炭ボイラー ・7号石炭ボイラー | 15μg/Nm ³ 10μg/Nm ³ 10μg/Nm ³ | 0.34μg/Nm ³ 0.45μg/Nm ³ 1.2μg/Nm ³ | 15μg/Nm ³ 10μg/Nm ³ 10μg/Nm ³ | |

| 項 目 | | 公害防止協定値 | 自主測定値 | 法規制値 | | |
|-------------------------------|------------|--------------------------|-------------------------------------|------------------|---------|------------|
| (2)排水関係 H31年4月 ～R2年3月測定 | ①排水量 | 241,450m ³ /日 | 84,000 ～105,600m ³ /日 | 無規制 | | |
| | ②水質 | ・pH | 5.8～8.5 | 7.2～7.5 | 5.8～8.6 | |
| | | ・SS | 最大 | 90mg/L以下 | 27mg/L | 90mg/L以下 ※ |
| | | | 日間平均 | 70mg/L以下 | 14mg/L | 70mg/L以下 |
| | | ・COD | 最大 | 160mg/L以下 | 80mg/L | 160mg/L以下 |
| 日間平均 | 120mg/L以下 | | 69mg/L | 120mg/L以下 | | |
| (3)悪臭関係 R元年6月測定 | ・硫化水素 | 0.02ppm以下 | 0.001ppm未満 | 0.02ppm以下 | | |
| | ・メチルメルカプタン | 0.002ppm以下 | 0.0001ppm未満 | 0.002ppm以下 | | |
| | ・硫化メチル | 0.01ppm以下 | 0.001ppm未満 | 0.01ppm以下 | | |
| | ・二硫化メチル | 0.009ppm以下 | 0.0001ppm未満 | 0.009ppm以下 | | |
| (4)騒音関係 R元年6月、11月 測定 | ・昼間 | 70dB(A)以下 | 最大 50dB(A) | 工業専用地域に つき無規制 | | |
| | ・朝、夕 | 65dB(A)以下 | 最大 53dB(A) | | | |
| | ・夜間 | 60dB(A)以下 | 最大 48dB(A) | | | |

※ SSの法規制値については上乗せ排水基準適用値

(3) 釧路コールマイン株式会社

(令和元年度)

| 項 目 | | 公害防止協定値 | 立入調査結果 | 法規制値 | | |
|------------------------------|-----------|----------------------------|--------------------------------------|-----------|---------|-----------|
| 2)排水関係 H31年4月 ～R2年3月測定 | ①排水量 | 月間平均7,500m ³ /日 | 3,686.4 ～4,953.6m ³ /日 | 無規制 | | |
| | ②水質 | ・pH | 5.8～8.6 | 7.2～7.9 | 5.8～8.6 | |
| | | ・SS | 最大 | 200mg/L以下 | 4mg/L | 200mg/L以下 |
| | | | 日間平均 | 150mg/L以下 | 2mg/L | 150mg/L以下 |
| | | ・BOD | 最大 | 160mg/L以下 | 1.2mg/L | 160mg/L以下 |
| 日間平均 | 120mg/L以下 | | 0.9mg/L | 120mg/L以下 | | |

6 用語解説

(あ行)

悪臭除去方法

燃焼脱臭法、接触酸化触媒法、オゾンによる酸化法、酸アルカリ洗浄法、イオン交換樹脂法、電極法、水洗法、吸着法などがある。これらは魚腸骨、鶏糞、獣脂、肥料などの悪臭を除去するのに多くの企業で実用されているが、脱臭効果は90%前後のものが多く、99.0~99.99%の効果を発揮させるにはこれらの除去方法をいくつか組み合わせるのが望ましい。

アスベスト (石綿)

アモサイト、クリソタイル、クロシドライト等の種類があり、断熱材等に用いられている。主成分はケイ酸マグネシウム塩。アスベストの粉塵(じん)を吸い込むと、肺ガン、悪性中皮腫等の原因となるおそれがある。

硫黄酸化物 (SOx)

石油や石炭等の燃料に含まれる硫黄分が燃焼して発生するガスで、主として工場やビルなどの固定発生源から排出される。大気汚染では、特に二酸化硫黄(SO₂)に注目して測定が行われている。呼吸器を刺激し、ぜんそく、気管支炎を引き起こすほか植物を枯らせる原因となる。

一酸化炭素 (CO)

不完全燃焼に伴って発生する無色、無臭の気体で、血液中のヘモグロビンと結合して酸素運搬機能を阻害するため、頭痛、めまいなどの中毒症状を起こす。自動車排出ガス中に多量に含まれている。

エコマーク商品

(公財)日本環境協会により環境保全に役立つと認められ、シンボルマークが付けられた商品。これにより、商品の環境的側面に関する情報を広く社会に提供し、消費者による商品の選択を促すことを目的とする。

オゾン

かすかに青色をおびた気体で、大気中では放電で、成層圏では太陽の輻射により生成される。不安定なため分解しやすく、その際発生する酸素は強力な酸化力を呈する。この酸化力を利用し、空気の浄化、脱臭、脱色、漂白などが行われる。微量は無害であるが、一定濃度(0.1~0.3ppm)以上は有害である。光化学オキシダントの主成分の一つである。

(か行)

外来種

野生生物が、本来の移動能力を超えて国内外の他の地域から人為によって意図的あるいは非意図的に導入された生物種。近年、国内外において外来種が地域固有の生態系などに大きな脅威となる事例がクローズアップされている。北海道においては、ペットとして導入されたアライグマ、釣りの対象として放流されたブラックバスなどによる生態系への影響などが懸念される。

化学的酸素要求量 (COD)

水中の有機物を酸化剤で化学的に分解する時に必要な酸素の量。湖沼・海域の汚濁を測る指標で、COD値が高いほど汚濁度が高い。

合併処理浄化槽

し尿や雑排水を微生物の力で処理する設備で、し尿のみを処理するものを単独浄化槽というのに対し、し尿と雑排水を合わせて処理するものを合併処理浄化槽という。

環境家計簿

消費者が楽しみながら、また家計費の節約を励みとしながら、自然に環境に配慮したライフスタイルに変えていくことができるように工夫された家計簿。具体的には、電気・ガスなどのエネルギー使用量を記入しチェックすることにより、家庭生活に伴う二酸化炭素の排出量が計算でき、同時に家計のチェックにも役立つようになっている。また、環境に配慮した行動に役立つ情報を多数盛り込んでおり、いろいろな場面で参考にできるようになっている。

環境基準

環境基本法第16条において「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」と定義されている。

環境騒音

ある地域で、通常そこに存在する不特定多数の音源から発生する総合された騒音をいう。

環境マネジメントシステム

環境負荷を継続的に減らしていくために、企業などの組織において、環境保全に向けた目標・方針に基づき、取り組みを計画的に実行・管理するシステム。ISO14001は、環境マネジメントシステムの国際規格。

官能試験法

視覚、嗅覚、味覚など人の感覚によって、物性を判定する方法。悪臭の判定では、食塩水平衡法、注射器法、無臭室法、三点比較式臭袋法などがある。

グリーン購入

グリーン購入とは、エコマーク商品など環境に与える負荷ができるだけ小さい製品を優先的に購入すること。国では「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」を制定し、国や地方自治体等でのグリーン購入の推進を図っている。

グリーンマーク商品

古紙再生利用製品の利用拡大と自然環境の保護や森林資源の愛護などの意識向上を目的として、(公財)古紙再生促進センターが認定したマークが付けられた商品。

クールアース・デー

天の川を見ながら、地球環境の大切さを日本国民全体で再確認し、年に一度、低炭素社会への歩みを実感するとともに、家庭や職場における取組を推進するための日。2008

年の洞爺湖サミットが七夕の日に開催されたことをきっかけとして、毎年7月7日をクールアース・デーと定め、環境省が一斉に電気を消すライトダウンを呼びかけている。

光化学オキシダント (Ox)

大気中に窒素酸化物、炭化水素などの汚染物質が紫外線の作用で、光化学反応を起こすことによって生成されるオゾン (O₃) などの酸化性物質の総称で、目や鼻などの粘膜に刺激を与えたり植物に被害を与えたりする光化学スモッグの主な原因とされている。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠かんがい用水路その他公共の用に供される水路のこと。(水質汚濁防止法による定義)

こどもエコクラブ

幼児から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブ。平成7年度に環境省事業として始まり、平成23年度より(公財)日本環境協会が運営している。こどもエコクラブに参加し、様々な環境学習・活動を通して、環境を大切にすると行動力を育むことを目的としている。会員になると、活動のヒントになる会員手帳やわかりやすい環境情報などを掲載した「JECニュース」などが送られる。

(さ行)

酸性雨

大気中の硫黄酸化物、窒素酸化物などが雨水に取り込まれた結果、酸性化したものを酸性雨 (pH≦5.6) といい、河川や湖沼の酸性化、魚類、樹木、土壌などに影響を与える。

三点比較式臭袋法

官能試験法の一つで、東京都で研究開発され、本市でも昭和53年度より採用している。

無臭空気を満たした3個1組のプラスチック製の袋の1個に原臭気を注入し、数人の判定員が嗅ぎわけ、他の2個の袋と区別できなくなるまで希釈して、その希釈倍数から臭気の強さを求める方法。

時間帯補正等価騒音レベル (L_{den})

個々の航空機騒音の単発騒音暴露レベル (LAE) に夕方(午後7時~午後10時)のLAEには5デシベル、深夜(午後10時~翌7時)のLAEには10デシベルを加え、1日の騒音エネルギーを加算したのち、1日の時間平均をとって評価した指標であり、単位はデシベルである。平成25年4月から航空機騒音に係る環境基準の評価指標として用いられている。

自然再生事業

過去に損なわれた自然を積極的に取り戻そうとする事業で、具体的には、湿原の回復、干潟の再生や森づくりなどを行う。単に、景観の改善や特定の植物群落を植栽するというのではなく、残された自然の維持管理から良好な自然を作り出すことまで、様々な取り組みを効果的

に組み合わせていくことで、その地域の生態系の質を高め、地域の生物多様性を回復していくことを目指している。

臭気強度表示法

においの強さを6段階に分け表示する方法。

- 0 無臭
- 1 やっと感知できるにおい
- 2 何のにおいであるか判る弱いにおい
- 3 楽に感知できるにおい
- 4 強いにおい
- 5 強烈なにおい

本市の悪臭物質の規制基準は、臭気強度2.5となっている。

振動レベル

振動レベル計を用いて、感覚補正を通して測定した加速度レベル。単位「dB」が用いられる。気象庁震度階の無震は40~60dB、微震は60~70dB、軽震は70~80dB、弱震は80~90dB、中震は90~100dBに相当する。

水素イオン指数 (pH)

酸性、アルカリ性を示す指標。7.0が中性、これより数値が大きければアルカリ性、小さければ酸性である。特殊な場合を除き、河川水の表流水はpH7付近にあり、海水はpH7.8~8.3付近とややアルカリ性になっているのが普通である。

生物化学的酸素要求量 (BOD)

水中の有機物がバクテリアによって分解される時に必要な酸素の量。河川の汚濁を測る指標で、BOD値が高いほど汚濁度が高い。

生物多様性

地球上には様々な環境に適応し進化した、3,000万種ともいわれる多様な生き物が生まれた。これらの生き物の生態系、種、遺伝子的な多様性がもたらす恵みにより、すべての生き物の命と暮らしが支えられている。

絶滅危惧種

乱獲や過剰採取、開発による環境悪化、外来種による生態系のかく乱など、人間の活動による影響や気候変動による急速な生息環境の変化などが原因となって、絶滅寸前に追いやられている野生動物の種をいう。

野生動物は生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として人類の豊かな生活に欠かすことのできないものであることから、絶滅のおそれのある野生動物の種の保存を図ることは重要な課題となっている。

騒音レベル

人間の耳は同じ強さの音でも、周波数によって大きく感じたり小さく感じたりする。その感覚にあうような補正をした騒音計で測定した値のこと。

(た行)

ダイオキシン類

外因性内分泌かく乱物質の一つで、動物や人体に対して強い毒性が確認されているものを含む化学物質。ポリ塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)、コプラナーPCB (Co-PCB) をまとめてダイオキシン類と呼ぶ。

物質として安定しているので分解しにくく、ごく微量でも、生物のからだに影響を与える。

大腸菌群

大腸菌群は、人畜の腸内に存在するものと、土壌中など環境中に分布するものがあり、病原性のもので非病原性のものである。大腸菌群が検出されるということは、人畜のし尿が混入している疑いを示す。

単発騒音暴露レベル (LAE)

航空機騒音測定、評価のために考案されたもので、航空機騒音の特異性、継続時間の効果（航空機騒音の継続時間を20秒と仮定している）、昼夜の別等も加味した騒音のうるささの単位で、平成25年3月まで航空機騒音に係る環境基準の評価指標として用いられていた。省略して「W値」と呼ぶこともある。

窒素酸化物 (NOx)

窒素酸化物は一般に、一酸化窒素 (NO) と、二酸化窒素 (NO₂) 両者の総称として用いられる。燃料中や空気中の窒素が高温燃焼過程で酸化され、NOが生成する。これが大気中に放出されたあと酸素と結びついてNO₂となる。ボイラー、焼却炉、自動車エンジンなどが発生源で、酸性雨の原因物質の一つである。

中央値 (L₅₀)

騒音計の指示値で、そのレベルより高いレベルの時間と低いレベルの時間が半分ずつあるようにとった値。

等価騒音レベル (L_{Aeq})

時間とともに変化する騒音のエネルギーを平均した騒音レベル。日本でも平成11年4月1日より「騒音に係る環境基準」は等価騒音レベルが用いられている。また、自動車騒音の評価についても平成12年より等価騒音レベルが用いられている。

特定建設作業

指定地域内において、著しい騒音・振動を発生させる建設作業であって、政令で定められたものをいい、例えば、くい打ち機を使用する作業、さく岩機を使用する作業、ブレーカーを使用する作業がある。

独立行政法人国際協力機構 (JICA)

平成15年に設立された外務省所管の独立行政法人で、政府開発援助 (ODA) の実施機関の一つ。開発途上地域等の経済及び社会の発展に寄与し、国際協力の促進に資することを目的としており、釧路市では主に環境保全分野で途上国からの研修員受入協力をしている。

(な行)

日平均値の2%除外値

1年間に得られた1日平均値を整理し、高い方から2%の範囲にあるものを除外した1日平均値の最高値をいう。

日平均値の年間98%値

1年間に得られた1日平均値を整理し、低い方から98%に相当するものをいう。

(は行)

バイオマス

バイオマスとは、生物資源 (bio) の量 (mass) を表す概念で、一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」をバイオマスと呼ぶ。家畜ふん尿や下水汚泥、食品廃材などの廃棄物系バイオマス、間伐材やもみ殻などの未利用バイオマス、製品の製造を目的に栽培される作物に、さとうきびやトウモロコシなどがある。

パリ協定

京都議定書に代わる2020年以降の温室効果ガス排出削減などのための新たな国際枠組み。気候変動枠組条約に加盟する全196カ国全てが参加する形で、2015年12月にフランスのパリで採択され、2016年11月に発効された。日本は2030年度までに、2013年度比で、温室効果ガス排出量を26%削減することを目標にしている。

微小粒子状物質 (PM_{2.5})

大気中に浮遊している粒径2.5マイクロメートル (100分の1メートル) 以下の粒子。PM_{2.5}は非常に小さいため (髪の毛の太さの30分の1程度)、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系・循環器系への影響が心配されている。発生源としては、ボイラー、焼却炉などのばい煙を発生する施設、コークス炉、鉱物の堆積場等の粉じんを発生する施設、自動車、船舶、航空機等、人為起源のもの、さらには、土壌、海洋、火山等の自然起源のものもある。

富栄養化

工場排水、家庭排水、農業排水などにより、窒素、リンが増えると、藻類やプランクトンが太陽光線を受けて爆発的に増殖し、腐敗過程でさらに水中に窒素やリンが放出され、次第に栄養塩が蓄積される。この現象を富栄養化という。この状態になると、海では赤潮、湖沼ではアオコの発生がおこる。

ブルーリスト

外来種の移入・拡散を防ぐための基礎資料となることを目標として、北海道が国に先駆けて作成した外来種のリストであり、「北海道外来種データベース」として、2004年5月にインターネットで広く情報を公開した。

希少野生生物のリストが「レッドリスト」であるのに対し、外来種のリストは「ブルーリスト」と呼んでいる。

フロン

フッ素を含むメタン又はエタン系の化合物。冷媒、エアゾールなどに使う。1974年ローランド教授が「このガ

スが大気上層にまで拡散すると成層圏のオゾンが破壊され、そのため強い紫外線が地表に達し人間の皮膚ガンが増すだろう」と発表してから注目され始めた。

浮遊物質 (SS)

粒径2mm~1マイクロメートル (100万分の1メートル) の間にある水に溶けない混濁物の総称。SS値が高くなると、水は濁り、光の透過を妨げ、水域の自浄作用を阻害し、魚類の呼吸に悪影響を及ぼすこともある。

浮遊粒子状物質 (SPM)、降下ばいじん

大気中に長時間浮遊している粒子状の物質のうち、粒径が10マイクロメートル以下のものを浮遊粒子状物質といい、主に土ぼこりや石炭、石油系燃料等の燃焼で発生するばいじん、スパイクタイヤによる道路粉じん等を指す。浮遊粒子状物質は、視程障害や、呼吸機能に影響を及ぼす。浮遊粒子状物質のうち比較的粒径の大きいものは、重力や雨、雪に吸収され降下するため降下ばいじんという。

(ま行)

マイクロプラスチック

5mm以下の微細なプラスチックごみのことで、一次的マイクロプラスチックと二次的マイクロプラスチックに分類される。含有あるいは吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されており、これを含む海洋ごみは、世界的な問題となっている。

面的評価

幹線道路に面した地域において、騒音の環境基準がどの程度満足しているかを示す道路交通騒音の評価方法。高速道路、国道、道道 (県道)、4車線以上の市道などの幹線道路に面する地域での騒音を、幹線道路から50mの範囲にあるすべての住居等を対象に、実測値や推計によって騒音レベルの状況を把握し、環境基準に適合している戸数の割合で評価する。

(や行)

要請限度

騒音規制法、振動規制法では、市町村長が指定地域内で騒音測定、振動測定を行い、その自動車騒音や道路交通振動がある限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会や道路管理者に対し、道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請することや当該道路の部分につき道路交通振動防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請するものとしている。この判断の基準となる値を要請限度という。

溶存酸素 (DO)

水中に溶け込んでいる酸素の量。一般的に汚濁度が高くなるとDO値が低くなる。DO値が4~5mg/L以下になると普通の魚では永続して息できない。

4 R

循環型社会を構築していくためのキーワード。

リデュース (ごみになるものを断る)、リデュース (ごみを減らす)、リユース (使用を終えた製品を基本的な形を変えずに使用する)、リサイクル (不用品や廃棄物を再生して利用する) の4つからなる。

(ら行)

ラムサール条約

正式には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といい、1975年に発効。イランのラムサールで採択されたことからこう呼ばれている。国際的に重要な湿地を国際協力して保全することを目的とし、水鳥の生息地としてだけでなく、湿地そのものが持つ機能・資源・価値を将来にわたり維持していこうとする条約。

日本は1980年の条約加入の際に釧路湿原を登録して以降、登録湿地を増やし、2005年11月には阿寒湖、雨竜沼湿原など20ヶ所が新たに登録され、国内の登録地は33ヶ所となった。

その後、2008年10月に4ヶ所、2012年7月に9ヶ所、2015年5月に4ヶ所、2018年10月に2ヶ所が新たに登録され、国内登録湿地は52ヶ所になった。

釧路地域では釧路湿原、霧多布湿原、厚岸湖・別寒辺牛湿原、阿寒湖が登録。

レッドリスト

国際的な自然保護機関である国際自然保護連合 (IUCN) により、絶滅のおそれのある動植物種をまとめた「レッドリスト」が作成され、わが国の環境省でも、IUCNのレッドリストにならったリストを作成して「レッドデータブック」を編纂し、絶滅危惧種の保存に取り組んでいる。

絶滅危惧種が増加している原因のほとんどは人間活動によるものであり、その保存は、生物多様性の保全の上でも重要な課題となっている。

7 環境行政のあゆみ（年表）

| 年 | 事 項 | 備 考 |
|-------|--|-------------------|
| 大正10年 | 3月)マリモが天然記念物に指定【阿寒町】 | |
| 大正11年 | 4月)尺別村から音別村に村名改称【音別町】、8月)市制施行 | |
| 昭和 4年 | 3月)汚物掃除法が釧路市に適用される | |
| 昭和 9年 | 4月)阿寒国立公園指定【阿寒町】 | |
| 昭和10年 | 8月)釧路湿原のうち2,700haが「釧路丹頂鶴繁殖地」として国の天然記念物に指定 | |
| 昭和12年 | 12月)春採湖全体が「春採湖の緋鮎生息地」として国の天然記念物に指定 | |
| 昭和23年 | し尿処理手数料条例制定 | |
| 昭和24年 | 10月)旧鳥取町と合併 | |
| 昭和27年 | 3月)「阿寒湖のマリモ」が国の特別天然記念物に指定される【阿寒町】、国の天然記念物「釧路丹頂鶴繁殖地」(2,700ha)が「釧路のタンチョウ及びその繁殖地」(2,750ha)に変更され、国の特別天然記念物に指定される | |
| 昭和29年 | 釧路市ふん尿取締条例施行 | |
| 昭和30年 | 4月)釧路市清掃条例制定 | |
| 昭和32年 | 1月)阿寒村に町制が施行される【阿寒町】 | |
| 昭和34年 | 1月)音別村に町制が施行される【音別町】 | |
| 昭和39年 | 4月)阿寒町塵芥焼却炉条例制定(阿寒湖温泉地区、雄別地区の2基稼働)【阿寒町】 | |
| 昭和42年 | 6月)「タンチョウ」が地域を定めない国の特別天然記念物に指定される、7月)国の特別天然記念物「釧路のタンチョウ及びその繁殖地」(2,750ha)が「釧路湿原」(5,012ha)に変更され、天然記念物に指定される | |
| 昭和44年 | 5月)釧路市公害対策審議会設置 | |
| 昭和46年 | 4月)阿寒町廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定【阿寒町】、釧路市公害防止条例制定 | |
| 昭和47年 | 3月)釧路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定 | |
| 昭和48年 | 12月)本州製紙(株)と公害防止協定締結 | |
| 昭和49年 | 音別町ごみの処理及び清掃に関する条例制定【音別町】、7月)十條製紙(株)と公害防止協定締結 | |
| 昭和50年 | 7月)太平洋炭礦(株)と公害防止協定締結 | |
| 昭和51年 | 3月)釧路地域公害防止推進計画策定 | 釧路市、白糠町、釧路町 |
| 昭和54年 | 3月)釧路湿原(5,012ha)が「国設クッチャロ太鳥獣保護区」に設定され、うち3,833haが特別保護地区に指定される | |
| 昭和55年 | 釧路湿原(5,012ha)が日本で最初のラムサール条約湿地に登録される | |
| 昭和60年 | 5月)春採湖審議会が発足 | |
| 昭和62年 | 7月)釧路湿原が国立公園に指定される | |
| 昭和63年 | 10月)(株)本州コーポレーションと公害防止協定締結 | 本州製紙(株)との公害防止協定失効 |
| 平成元年 | 4月)「国設クッチャロ太鳥獣保護区」(5,012ha)が「国設釧路湿原鳥獣保護区」(10,940ha、うち特別保護地区6,490ha)に変更 7月)釧路湿原のラムサール条約湿地の登録区域が7,726haに拡大 | |
| 平成 2年 | 12月)釧路湿原国立公園の特別地域のうち9,714haが動力船等利用規制区域として指定 | |
| 平成 4年 | 2月)春採湖環境保全対策協議会が発足し、春採湖環境保全計画を策定 | |

| | | |
|-------|--|--|
| 平成 5年 | 6月)ラムサール条約第5回締約国会議が釧路市で開催 12月)日本製紙(株)との公害防止協定改正 | 4月)十条製紙(株)と山陽国策パルプ(株)が合併し、日本製紙(株)に名称変更 |
| 平成 6年 | 9月)釧路市廃棄物の減量及び処理等に関する条例制定 11月)釧路湿原などとオーストラリアクーラガング湿地とその周辺湿地が姉妹湿地の提携 | |
| 平成 7年 | 1月)釧路国際ウェットランドセンター設立、7月)釧路市廃棄物減量等推進審議会を設置(委員に公募委員5名参入) | |
| 平成 8年 | 7月)(株)本州コーポレーションとの公害防止協定を本州製紙(株)が承継、8月)国際湿原保全釧路会議が釧路市で開催、10月)王子製紙(株)と公害防止協定締結 | 本州製紙(株)と新王子製紙(株)が合併し、王子製紙(株)に名称変更 |
| 平成10年 | 12月)釧路市環境基本条例制定 | |
| 平成11年 | 1月)釧路湿原のラムサール条約湿地の登録区域が7,863haに拡大、4月)釧路市環境審議会設置 | |
| 平成12年 | 1月)釧路市環境基本審議会委員に市民公募導入、9月)釧路市みんなできれいな街にする条例制定、10月)道設「春採湖鳥獣保護区」設定 | |
| 平成13年 | 3月)釧路市環境基本計画策定、11月)釧路市環境マネジメントシステム運用開始 | |
| 平成14年 | 1月)釧路コールマインと公害防止協定締結、3月)釧路市役所がISO14001取得 8月)広域ごみ処理を目的とした特別地方公共団体である釧路広域連合設立 | 太平洋炭礦(株)との公害防止協定失効 釧路市、音別町、白糠町阿寒町、釧路町、鶴居村 |
| 平成15年 | 11月)自然再生推進法に基づく「釧路湿原自然再生協議会」設立 | |
| 平成16年 | 3月)釧路市地球温暖化防止実行計画策定 11月)釧路湿原などとハンター河口湿地の姉妹湿地提携を更新 | クーラガング湿地とその周辺湿地はハンター河口湿地に名称変更 |
| 平成17年 | 3月)釧路市自動車放置防止条例制定、釧路湿原自然再生協議会が「釧路湿原自然再生全体構想」を策定、4月)家庭ごみの有料化実施 | |
| | 10月)釧路市、阿寒町、音別町が合併。(新)釧路市制施行。 11月)阿寒湖がラムサール条約に登録される | |
| 平成18年 | 4月)釧路広域連合清掃工場が供用開始、6月)春採湖ウチダザリガニ生息状況調査開始、8月)生物多様性に係わる多国間協定の履行に関するアジア・太平洋地域研修ワークショップ | |
| 平成19年 | 3月)ISO14001規格に基づく環境マネジメントシステム終了、釧路市景観条例制定、4月)市独自の環境マネジメントシステム「釧路市エコオフィス活動」運用開始、道道釧路空港線周辺地域を「景観形成推進地区」に指定 | ISO14001認証登録は平成19年6月30日付辞退 |
| 平成20年 | 4月)プラスチック製容器包装の資源化(中間処理)を開始、6月)「阿寒、音別地域における環境に関する特性と課題についてー環境配慮行動のあり方(指針)ー」策定、7月)釧路地域レジ袋削減推進連絡会発足、10月)釧路市が景観法に基づく景観行政団体となる | |
| 平成21年 | 4月)釧路広域連合に弟子屈町が加入、11月)釧路市景観計画策定 | |
| 平成22年 | 2月)釧路市地域エネルギービジョン策定、5月)パッカー車でのBDF(廃食用油)本格運行実施 | |
| 平成23年 | 3月)釧路市環境基本計画策定、釧路市地球温暖化対策地域推進計画策定、9月)釧路湿原国立公園の指定区域が28,788haに拡大 | |
| 平成24年 | 10月)王子製紙(株)との公害防止協定を王子マテリア(株)が承継 | 王子板紙(株)が王子製紙(株)を承継し、王子マテリア(株)に名称変更 |
| 平成25年 | 3月)釧路市地球温暖化防止実行計画改訂、7月)し尿等下水道受入施設(大楽毛下水終末処理場MICS施設)稼働、9月)新野処理場閉鎖、12月)使用済み小型家電リサイクルの取組み開始 | 釧路市エコオフィス活動は、釧路市地球温暖化防止実行計画に包含 |

| | | |
|-------|--|--|
| 平成26年 | 3月)バイオマス産業都市に選定される 11月)微小粒子状物質(PM2.5)の測定データ公開 | |
| 平成27年 | 1月)東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ 第8回パートナー会議開催 6月)環境省低炭素水素技術実証事業の実証地域として、白糠町とともに釧路市が選定 8月)釧路国際ウェットランドセンターが平成27年度外務大臣表彰を受賞 11月)釧路湿原などとハンター河口湿地の姉妹湿地提携を再更新 | |
| 平成28年 | 2月)「つなげよう、支えよう森里川海」ミニフォーラムが釧路市で開催 7月)国立公園満喫プロジェクトに阿寒国立公園が選定 | |
| 平成29年 | 4月)国民運動「COOL CHOICE」への賛同を宣言 7月)釧路湿原が国立公園指定から30周年を迎える 8月)阿寒国立公園が「阿寒摩周国立公園」に名称変更される | |
| 平成30年 | 3月)釧路市地球温暖化防止実行計画改訂 11月)国指定釧路湿原鳥獣保護区が17,241ha(うち特別保護地区9,829ha)に拡大 | |
| 令和2年 | 3月)株釧路火力発電所と公害防止協定締結 | |

釧路市環境白書 令和2年度版

令和3年2月発行

発行 釧路市

編集 市民環境部環境保全課

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

TEL 0154-31-4535

FAX 0154-23-4651

E-mail ka-kankyokanri@city.kushiro.lg.jp
